



日本弁理士会

生まれる発明  
育てる弁理士

# 知っておきたい著作権の基礎

～著作権の相談に応じるために～

東海支部 知的財産総合対策委員会  
相羽 洋一

2015/3/3

## 著作権法の概観

- ① 著作者の権利
  - 著作権(狭義)  
第三者による著作権の利用(なお出版権)
  - 著作者人格権
- ② 実演家等の権利
  - 著作隣接権  
第三者による著作隣接権の利用
  - 実演家人格権
- ③ 権利調整規定

日本弁理士会 東海支部 知的財産総合対策委員会

# 1 著作者とその権利

## a) 著作者の権利

- ◆ 著作者が共有する権利( § 17 )
  - 著作者人格権( § 18①、19①、20① )
  - 著作権( § 21～28 )
- ◆ 著作者の権利は著作物の創作により自動的に発生(登録不要) ⇔ **特許出願・登録**

日本弁理士会 東海支部 知的財産総合対策委員会

# 1 著作者とその権利

## b) 著作権

- ◆ 著作権は個別の権利(支分権)の集まり
  - 複製権・上演権・演奏権・上映権…( § 21～28 )
- ◆ 著作者以外の者は著作者の許可なくその著作物の複製・上演・演奏…ができない
  - ≡ **特許権者の独占的实施権**

日本弁理士会 東海支部 知的財産総合対策委員会

# 1 著作者とその権利

## c) 著作者人格権

### ◆ 著作者人格権は3つの権利の集まり

- 公表権・氏名表示権・同一性保持権 ( § 18~20 )

### ◆ 著作者の一身に専属し、譲渡することができない( § 59 )。

日本弁理士会 東海支部 知的財産総合対策委員会

# 2 著作物

## a) 著作物の要件

- ① 思想又は感情を
- ② 創作的に
- ③ 表現したものであって
- ④ 文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう( § 2 I ① )

⇔ アイディア(特許)

日本弁理士会 東海支部 知的財産総合対策委員会

## 2 著作物

### b)著作物の種類(例示)

- ① 言語の著作物：小説、脚本、論文、講演など
- ② 音楽の著作物：楽曲、楽曲を伴う歌詞など
- ③ 舞踊・無言劇の著作物：バレエ、パントマイム等の振付
- ④ 美術の著作物：絵画、彫刻、版画、書など
- ⑤ 建築の著作物：芸術的な建築物
- ⑥ 地図・図形の著作物：地図、図表、設計図など
- ⑦ 映画の著作物：映画、ゲームソフトの映像など
- ⑧ 写真の著作物：写真、グラフィアなど
- ⑨ プログラムの著作物：コンピュータ・プログラム  
( § 10 I )

日本弁理士会 東海支部 知的財産総合対策委員会

## 2 著作物

### c)その他の著作物

- ① 二次的著作物( § 11 )  
創作性ある翻訳・編曲・変形・翻案等  
↔利用発明
- ② 編集著作物( § 12 )  
創作性ある素材の選択・配列
- ③ データベースの著作物( § 12の2 )  
創作性ある情報の選択・体系的な構成

日本弁理士会 東海支部 知的財産総合対策委員会

## 2 著作物

### d)権利の目的とならない著作物

- ① 憲法その他の法令
- ② 国等が発する告示、訓令、通達その他これらに類するもの
- ③ 裁判所の判決、決定、命令及び審判並びに行政庁の裁決及び決定で裁判に準ずる手続により行われるもの
- ④ 前掲のものの翻訳物及び編集物で国等が作成するもの(§13)

日本弁理士会 東海支部 知的財産総合対策委員会

## 3 著作者

### a)原則と修正

#### ◆著作物を創作する者(§2 I ②)

- 推定(§14)  
公表時に実名・周知の変名が通常の方法で表示されている者
- 共同著作者(共同著作物 §2 I ⑫)
- 職務著作(法人著作 §15)  
↔職務発明
- 映画の著作者(§16)

日本弁理士会 東海支部 知的財産総合対策委員会

### 3 著作者

#### b)共同著作物

- ① 二人以上の者が共同して創作した著作物であって
  - ② その各人の寄与を分離して個別的に利用できないもの
  - ▶ 共同著作物の著借者人格権の行使( § 64)……共同行使
  - ▶ 共有著作権の行使( § 65)……共同行使
- ⇔ 共同発明・共有特許**

日本弁理士会 東海支部 知的財産総合対策委員会

### 3 著作者

#### c)法人著作(職務著作)

- ◆ 創作をしない者を著作者とする例外
  - ① 法人等の発意に基づき
  - ② その法人等の業務に従事する者が
  - ③ 職務上作成する著作物で
  - ④ その法人等が自己の著作の名義の下に公表するもの(注:プログラム著作物は不要)
- ▶ その著作者は(原則として)その法人等とする( § 15)⇔職務発明

日本弁理士会 東海支部 知的財産総合対策委員会

## 3 著作者

### d)映画の著作者

#### ◆映画の著作者

制作、監督、演出、撮影、美術等を担当して  
その映画の著作物の全体的形成に創作的に  
寄与した者( § 16 )

○原作・脚本等の著作者を除く

○法人著作となる場合を除く

○映画製作者( § 2 I ⑩ )への著作権の移転  
( § 29 )

日本弁理士会 東海支部 知的財産総合対策委員会

## 4 著作権(支分権)

### a)複製物の作成

#### ◆複製権( § 21 ) copyright

著作物を複製する権利

複製＝複写その他の方法により有形的に再  
製すること( § 2 I ⑮ )

( 演劇用の著作物の上演、放送の録音・録  
画、建築の著作物の図面による建築を含  
む )

日本弁理士会 東海支部 知的財産総合対策委員会

## 4 著作権(支分権) b)複製によらない提供

- ◆上演・演奏権( § 22 )
- ◆上映権( § 22の2 )
- ◆公衆送信権・公の伝達権( § 23 )  
放送・有線放送・自動公衆送信(送信可能化)
- ◆口述権( § 24 )
- ◆展示権( § 25 )

日本弁理士会 東海支部 知的財産総合対策委員会

## 4 著作権(支分権) c)複製による提供

- ◆頒布権( § 26 )  
映画の著作物特有の権利
- ◆譲渡権( § 26の2 )  
消尽の規定( § 26の2 II )
- ◆貸与権( § 26の3 )

日本弁理士会 東海支部 知的財産総合対策委員会

## 4 著作権(支分権)

### d)二次的著作物に対する権利

- ◆ 翻訳権・翻案権( § 27 )  
翻訳・編曲・変形・脚色・映画化等
- ◆ 原著作者の権利( § 28 )  
二次的著作物の権利者と同一の権利  
⇔ 利用発明特許の原特許権者の権利

日本弁理士会 東海支部 知的財産総合対策委員会

## 4 著作権(支分権)

### e)保護期間

- ◆ 著作物創作の時から原則として著作者の死亡後50年経過まで( § 51 )
  - ◆ 無名変名の著作物( § 52 )、団体名義の著作物( § 53 )、映画の著作物( § 54 )、継続的刊行物( § 56 )
  - ◆ 計算方法( § 57 )、特例( § 58 )
- ※ 改正経過に注意

日本弁理士会 東海支部 知的財産総合対策委員会

## 5 著作者人格権

### a)著作者人格権の種類

- ◆公表権( § 18 )  
未公表著作物を提供・提示する権利
- ◆氏名表示権( § 19 )  
著作者の実名・変名を表示し又は表示しない権利
- ◆同一性保持権( § 20 )  
著作物・題号の同一性を保持する権利

日本弁理士会 東海支部 知的財産総合対策委員会

## 5 著作者人格権

### b)一身専属性と保護期間

- ◆一身専属性( § 59 )  
譲渡禁止
- ◆保護は永久( § 60 )  
著作者死亡後も著作者人格権侵害行為は禁止される

日本弁理士会 東海支部 知的財産総合対策委員会

## 6 著作隣接権

### a) 広義の著作隣接権

#### ◆ 著作物等を伝達する者の権利

◁ 著作物等を広く提供する者を保護することにより著作物等を多くの人に享受させることができる

- ① 実演家の権利
- ② レコード製作者の権利
- ③ 放送事業者の権利
- ④ 有線放送事業者の権利

日本弁理士会 東海支部 知的財産総合対策委員会

## 6 著作隣接権

### b-1) 実演家の権利

#### ◆ 実演家

- 実演を行う者・指揮者・演出者( § 2 I ④ )
- 実演( § 2 I ③ )

著作物を、演劇的に演じ、舞い、演奏し、歌い、口演し、朗詠し、又はその他の方法により演ずること(これらに類する行為で、著作物を演じないが芸術的な性質を有するものを含む)

日本弁理士会 東海支部 知的財産総合対策委員会

## 6 著作隣接権

### b-2)実演家の権利

#### ◆著作隣接権(狭義 許諾権)

- 録音権・録画権(§91)、放送権・有線放送権(§92)、送信可能化権(§92の2)、譲渡権(§95の2)、貸与権等(§95の3)

#### ◆実演家人格権

- 氏名表示権(§90の2)・同一性保持権(§90の3) ※一身専属性(§101の2、101の3)

#### ◆対価(報酬)請求権

- 放送・有線放送の報酬請求権(§94、94の2)・商業用レコード貸与の報酬請求権(§95の3)・商業用レコードの二次使用料請求権(§95)

日本弁理士会 東海支部 知的財産総合対策委員会

## 6 著作隣接権

### c)レコード製作者の権利

#### ◆著作隣接権(狭義 許諾権)

- 複製権(§96)、送信可能化権(§96の2)、譲渡権(§97の2)、貸与権等(§97の3)

#### ◆対価(報酬)請求権

- 貸与等の報酬請求権(§97の3)、放送等の二次使用料(§97)

日本弁理士会 東海支部 知的財産総合対策委員会

## 6 著作隣接権

### d)放送事業者の権利

#### ◆著作隣接権(狭義 許諾権)

- 複製権(§98)、再放送権・有線放送権(§99)、送信可能化権(§99の2)、テレビ放送の公の伝達権(§100)

日本弁理士会 東海支部 知的財産総合対策委員会

## 6 著作隣接権

### e)有線放送事業者の権利

#### ◆著作隣接権(狭義 許諾権)

- 複製権(§100の2)、放送権・再有線放送権(§100の3)、送信可能化権(§100の4)、有線テレビ放送の公の伝達権(§100の5)

日本弁理士会 東海支部 知的財産総合対策委員会

## 6 著作隣接権 e)保護期間

- ◆実演  
実演の翌年から起算して50年
- ◆レコード  
発行の翌年から起算して50年
- ◆放送  
放送の翌年から起算して50年
- ◆有線放送  
有線放送の翌年から起算して50年

日本弁理士会 東海支部 知的財産総合対策委員会

## 7 第三者による著作権の利用 a)概要

- ◆著作権の制限のある場合
- ◆著作権の譲受けの場合
- ◆利用許諾を受けた場合
- ◆文化庁長官の裁定を受けた場合
- ◆出版権の設定を受けた場合

日本弁理士会 東海支部 知的財産総合対策委員会

## 7 第三者による著作権の利用

### b-1) 権利の制限(総論)

#### ◆ 著作権の制限の根拠

著作物は国民共通の文化財産としての一面もあるから一定の範囲内での自由な利用を認めることは文化の発展に必要である

#### ◆ 目的外使用

権利制限により複製等をした場合に複製物等をその目的以外に使用した場合はそれらの行為は著作権を侵害したとみなす(§49)

※なお(§93Ⅱ・102Ⅸ)

日本弁理士会 東海支部 知的財産総合対策委員会

## 7 第三者による著作権の利用

### b-2) 私的使用・附随対象著作物の利用

#### ◆ 私的使用のための複製(§30)

家庭内その他これに準ずる限られた範囲内  
デジタル録音・録画機器利用の場合の補償金

#### ◆ 付随対象著作物の利用(§30の2)

#### ◆ 検討の過程における利用(§30の3)

#### ◆ 技術の開発又は実用化のための試験の用に供するための利用(§30の4)

日本弁理士会 東海支部 知的財産総合対策委員会

## 7 第三者による著作権の利用

### b-3)教育関係

- ◆ 検定教科書等への掲載( § 33 )
- ◆ 拡大教科書やデジタル録音図書等の作成のための複製( § 33の2 )
- ◆ 学校教育番組の放送やそのための複製( § 34 )
- ◆ 教育機関での複製( § 35 I )
- ◆ 教育機関での公衆送信等( § 35 II )
- ◆ 試験問題としての複製・公衆送信( § 38 )

日本弁理士会 東海支部 知的財産総合対策委員会

## 7 第三者による著作権の利用

### b-4)図書館関係

- ◆ 図書館等での複製( § 31 I )
- ◆ 国立国会図書館の所蔵資料の電子化( § 31 II )
- ◆ 国立国会図書館からの図書館資料のインターネット送信・複製物提供( § 31 III )
- ◆ 国立国会図書館法 によるインターネット資料及びオンライン資料の収集・提供のための複製( § 42の4 )

日本弁理士会 東海支部 知的財産総合対策委員会

## 7 第三者による著作権の利用 b-5)福祉関係

- ◆点訳のための複製( § 37 I )
- ◆点訳データの蓄積・送信( § 37 II )
- ◆視覚障害者等向けの録音図書等による複製・自動公衆送信( § 37 III )
- ◆聴覚障害者等向けの字幕の作成( § 37 の 2 ① )
- ◆聴覚障害者等向け貸出し用の字幕入り映像等の作成( § 37 の 2 ② )

日本弁理士会 東海支部 知的財産総合対策委員会

## 7 第三者による著作権の利用 b-6)立法・司法・行政関係

- ◆裁判手続、立法・行政のための内部資料としての複製( § 42 I )
- ◆特許審査、薬事に関する時効などの行政手続のための複製( § 42 II )
- ◆情報公開法等に基づく開示等のための利用( § 42 の 2 )
- ◆公文書管理法等に基づく保存のための利用( § 42 の 3 I )
- ◆公文書管理法等に基づく利用のための利用( § 42 の 3 II )

日本弁理士会 東海支部 知的財産総合対策委員会

## 7 第三者による著作権の利用 b-7)非営利・無料の場合の上演等

- ◆非営利・無料の場合の上演、演奏、上映、後述( § 38 I )
- ◆非営利・無料の場合の本などの貸与( § 38IV)
- ◆非営利・無料の場合のビデオなどの貸与( § 38V)
- ◆非営利・無料の場合の放送番組等の伝達( § 38III)
- ◆非営利・無料の場合の放送番組の有線放送( § 38 II )

日本弁理士会 東海支部 知的財産総合対策委員会

## 7 第三者による著作権の利用 b-8)引用・転載関係

- ◆引用( § 32 I )
- ◆行政の広報資料等の転載( § 32 II )
- ◆新聞の論説等の転載等( § 39 )
- ◆政治上の演説、裁判での陳述等の利用( § 40 I )

日本弁理士会 東海支部 知的財産総合対策委員会

## 7 第三者による著作権の利用 b-9) 翻訳、翻案等による利用関係

- ◆ 著作物を利用できる場合の翻案等( § 43)
  - 翻訳、編曲、変形、翻案( § 30 I・33 I・34 I・35)
  - 翻訳( § 31 I ①Ⅲ・32・36・37 I II・39 I・40 II・41・42)
  - 変形、翻案(33の2 I)
  - 翻訳、変形、翻案(37Ⅲ)
  - 翻訳、翻案(37の2)

日本弁理士会 東海支部 知的財産総合対策委員会

## 7 第三者による著作権の利用 b-10) 美術品、写真、建築関係

- ◆ 美術品等のオリジナルの所有者による展示( § 45)
- ◆ 屋外施設的美術品、建築物の利用( § 46)
- ◆ 美術展の小冊子の製作( § 47)
- ◆ 美術の著作物等の譲渡等の申出に伴う複製等( § 47の2)

日本弁理士会 東海支部 知的財産総合対策委員会

## 7 第三者による著作権の利用

### b-11) コンピュータ・ネットワーク関係

- ◆プログラムの所有者による複製など( § 47の3)
- ◆機器の保守、修理、交換の際の一時的な複製( § 47の4)
- ◆ネットワークの送信障害の防止等のための複製( § 47の5)
- ◆情報検索サービス実施のための複製( § 47の6)
- ◆情報解析のための複製など( § 47の7)
- ◆コンピュータ等を用いた著作物の利用に伴う複製( § 47の8)
- ◆情報通信技術を利用した情報提供の準備に必要な情報処理のための複製( § 47の9)

日本弁理士会 東海支部 知的財産総合対策委員会

## 7 第三者による著作権の利用

### b-12) 放送局、有線放送局関係

- ◆放送局や有線放送局の一時的な複製( § 44)
- ◆放送のための固定( § 93 I )
- ◆放送のための固定物による放送( § 94 I )
- ◆実演の放送の送信可能化( § 102 V )
- ◆ § 39 I ・40 I IVによる放送等の送信可能化等( § 102 VIII )

日本弁理士会 東海支部 知的財産総合対策委員会

## 7 第三者による著作権の利用 b-13)複製物の譲渡・出所表示

### ◆複製権の制限による複製物の譲渡

性質上公衆への提供が予定されていない複製物  
以外は権利の制限規定により作成した複製物を  
譲渡することができる（§47の10）

### ◆出所の明示

権利の制限規定により作成した複製物のうち一  
定のものについて出所を明示しなければならない  
（§48）

日本弁理士会 東海支部 知的財  
産総合対策委員会

## 7 第三者による著作権の利用 c)著作権の譲渡

### ◆著作権はその全部又は一部を譲渡すること ができる(§61 I・103)

※翻案権(§27)及び二次的著作物の利用権  
(§28)は譲渡契約において特掲しなければ譲  
渡されない(§61 II)

※著作者人格権は譲渡できない(§59)

▷著作者人格権不行使特約で対処

日本弁理士会 東海支部 知的財産総合対策委員会

## 7 第三者による著作権の利用

### d)著作物の利用許諾

- ◆著作権者は他人に対しその著作物の利用を許諾することができる(§63Ⅰ・103)
  - ※許諾に係る利用方法及び条件の範囲内において許諾された著作物を利用することができる(§63Ⅱ)
  - ※著作物を利用する権利は著作権者の承諾なく譲渡することができない(§63Ⅲ)
  - ※なお、§63Ⅳ・Ⅴ参照
  - ※著作権者自身でなく、管理団体が契約当事者となることが多い

日本弁理士会 東海支部 知的財産総合対策委員会

## 7 第三者による著作権の利用

### e)出版権の設定

- ◆出版権(改正法平成27年1月1日施行)
  - 著作物を出版し(著作物を記録したDVD等を頒布することを含む)又は記録された著作物の複製物を用いてインターネット配信する専有的権利(§80Ⅰ)
    - ※設定契約による(§79)
    - ※原著作物を受領してから6か月以内に出版、インターネット配信し、慣行に従い継続して出版、配信する義務(§81)
    - ※権利制限がある(§86)
    - ※登録が対抗要件(§88)

日本弁理士会 東海支部 知的財産総合対策委員会

## 7 第三者による著作権の利用 f) 裁定制度

◆ 著作権者の不明等の場合に文化庁長官の裁定により著作物の利用ができるようになる制度( § 67・103)

※ 補償金の供託が必要

※ 複製物に裁定によることを表示する義務

※ 放送・商業用レコードについても規定( § 68・69)

⇔ 特許の裁定実施権

日本弁理士会 東海支部 知的財産総合対策委員会

## 8 著作権の登録

① 実名の登録( § 75)

② 第一発行日等の登録( § 76)

③ 創作日の登録( § 76の2)

④ 著作権の登録( § 77)

※ 著作権の登録は権利の成立要件ではない

⇔ 特許の登録

※ ①～③の効果は著作権者、第一発行日、創作日推定

※ ④は著作権の移転・担保設定等の対抗要件

※ 外に出版権登録、著作隣接権登録、プログラム著作物の登録

日本弁理士会 東海支部 知的財産総合対策委員会

## 9 著作権の侵害

### a) 民事責任

- ◆ 差止め請求( § 112・116 )
- ◆ 損害賠償請求( 民法 § 709 )
  - ※ 損害額の推定等( § 114 )
- ◆ 不当利得返還請求( 民法 § 703 )
- ◆ 名誉回復等の措置請求( § 115・116 )
  - ※ 侵害とみなす行為( § 113 )

≡ 特許侵害

日本弁理士会 東海支部 知的財産総合対策委員会

## 9 著作権の侵害

### b) 刑事責任

- ◆ 著作権侵害・出版権侵害・著作隣接権侵害の罪( § 119Ⅰ )
  - ▶ 10年以下の懲役又は1000万円以下の罰金( 併科 )
- ◆ 著作者人格権・実演者人格権侵害等の罪( § 119Ⅱ )
  - ▶ 5年以下の懲役又は500万円以下の罰金( 併科 )
- ◆ 違法ダウンロードの罪( § 119Ⅲ )
  - ▶ 2年以下の懲役又は200万円以下の罰金( 併科 )
- ※ その他の罪( § 120～122の2 )
- ※ いずれも親告罪( § 123 )・両罰規定( § 124 )

≡ 特許侵害

日本弁理士会 東海支部 知的財産総合対策委員会

## 『著作物性(著作権法2条1項)』

Q:プロのデザイナーに発注して制作してもらった店舗用の看板には、常に著作物性が認められるか？

東海支部 知的財産総合対策委員会  
小池浩雄

### 著作物性:2条1項

A:広告用の看板は、商業目的で利用される応用美術であるため、そのデザインがありふれた表現の組み合わせであり、純粹美術と同視し得る程度の創作性が無ければ、著作物性が否定される。

## 著作物性:2条1項

＜著作物性を否定した裁判例「シャトー勝沼」広告事件  
平成26年01月22日知的財産高等裁判所  
(平成25(ネ)10066)＞

＜事案の概要＞

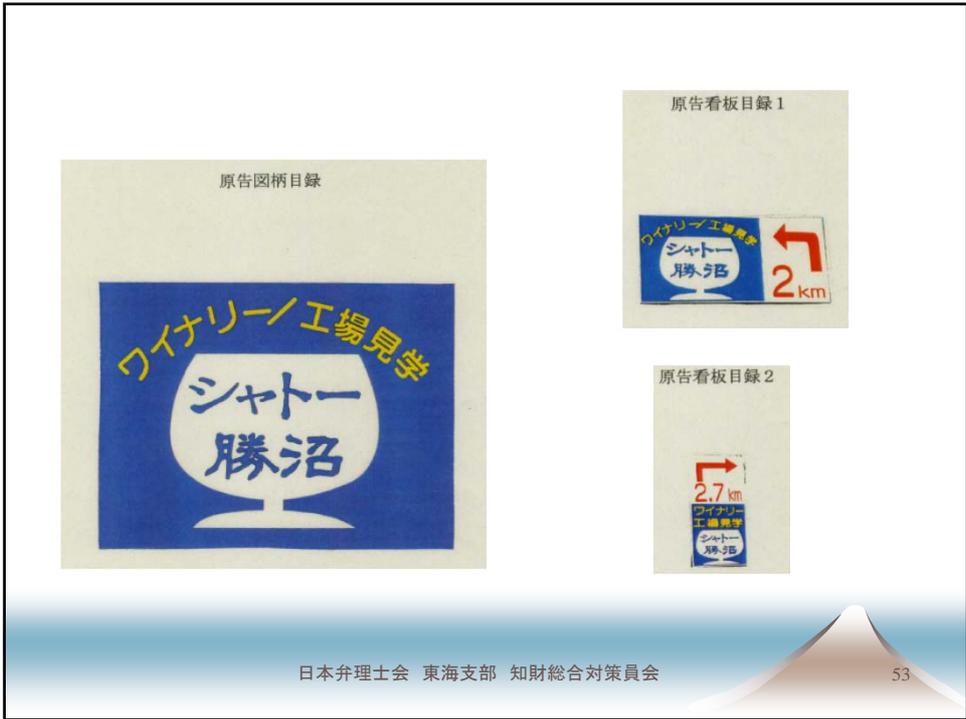
・広告業を営む原告が、ワイナリーを営む被告から広告看板の製作を請け負い、製作した看板(原告看板目録1, 2等)を道路脇などに設置した。

## 著作物性:2条1項

・被告は、原告とは異なる業者に依頼して、原告作成の看板に似た図柄の看板(被告看板目録1, 2等)を製作させて屋外に設置した。

・原告は、原告作成の看板は著作物であり、被告が被告看板を作成した行為は、原告看板の複製権、貸与権、翻案権等を侵害すると主張して提訴。

・原審で原告作成看板の著作物性が否定され、原告が敗訴したので、控訴した。



## 著作物性:2条1項

＜原審における原告の主張(ア 創作性に関する)＞

(ア) ワインが任意の工場で熟成しワイングラスの中に注ぎ込まれるまでのストーリーを、一つの統一された美的な物語風のシンプルな表現の中に文字にも酵母のふつつつ感を表現し、

見る人の心にワイナリーとワインの熟成するイメージが浮かんで素早く見る人が興味を抱き、

その場所に心が寄せられるように、思想・感情を込め、また、見えざる手が招くような物語風にて創作表現した。

## 著作物性:2条1項

ワイナリーをイメージさせる黄色を色調として、ワイングラスの形状はインパクトのある白抜きにして、

背景は力強い生命力あふれるすがすがしいシアン(青)色にし、

文字の色調も生命力あふれるシアンにあわせ、

さらに文字に酵母のふつつつ感を表現した。

## 著作物性:2条1項

中央に無色(白)の左右対称のなだらかなアール線と上下をほぼ同じ長さの横直線で構成した安定感のあるグラスに、

濃い青色と無色(白)の自然のコントラストの変化を表現し、

無色(白)のグラスの上の、濃い青色の背景に、アーチ型をした柔らかい黄色を彩色することにより絵柄に輝きを与えた。

## 著作物性:2条1項

グラスの上のアーチ型をした柔らかい黄色は、構成全体から見て横ラインの上下は精神活動の中で自然に黄金分割(1対1.618)の比率になり、絵画性としての美的感覚を表現した。

無色(白)のグラスの中にバランスのとれた濃い青色の背景色を彩色して、融和的な自然感を与え、絵柄全体を構図として一つのまとまりとした。

## 著作物性:2条1項

(イ) 本件原告看板1には, 前記(ア)に加え, マーケティングのエリア戦略上の集客誘導効果を高めるために, 矢印と目的地までの距離を同時に表現した。

(ウ) 本件原告看板2には, 前記(ア)(イ)に加え, 面積が制限されるのでアーチ型の文字を横に上下2列に表現して訴求力を生かした。

59

## 著作物性:2条1項

イ 図案, その他量産品のひな形又は実用品の模様として用いられることを目的とするものについては, それが純粹美術としての性質を有するものであるときは, 美術の著作物に当たるところ, 前記アによれば, 本件図柄及び本件各原告看板は, 美術性を訴求しており, 純粹美術としての性質を有する。

ウ 以上によれば, 本件図柄及び本件各原告看板は, 「美術の著作物」(著作権法10条1項4号)に当たる。

60

## 著作物性:2条1項

### <控訴審における裁判所の判断>

「本件図柄は芸術作品としてではなく、あくまでも広告業におけるマーケティングの一環として作成されたものであるし(乙5・1, 2頁), 芸術作品として展示や販売に供されたというように, 広告看板以外の目的に使用されたことを認めるに足りる証拠はない。

## 著作物性:2条1項

そうすると、本件図柄は、あくまでも広告看板用のものであり、実用に供され、あるいは、産業上利用される応用美術の範ちゅうに属するというべきものであるところ、応用美術であることから当然に著作物性が否定されるものではないが、**応用美術に著作物性を認めるためには、客観的外形的に観察して見る者の審美的要素に働きかける創造性があり、これが純粋美術と同視し得る程度のものでなければならないと解するのが相当である。**」

## 著作物性:2条1項

「このような観点から見ると、本件図柄のグラスの形状には、通常のワイングラスと比べて足の長さが短いといった特徴も認められるものの、**それ以外にグラスとしての個性的な表現は見出せない**。また、ワイナリーの広告としてワイングラス自体が用いられること自体は珍しいものではない上に、図柄が看板の大部分を占めている点も、ワイナリーの広告としてありふれた表現にすぎない。」

## 著作物性:2条1項

「そして、本件図柄を全体的に観察すると、上記ワイングラスの大きさや形状に加えて、被控訴人の商号及びワイナリーや工場の見学の勧誘文言が目立つような文字の配置と配色がなされていることが特徴的であるが、これも、一般的な道路看板に用いられているようなありふれた青系統の色と補色に近い黄色ないし白色のコントラストがなされているにとどまる。」

## 著作物性:2条1項

「そうすると、本件図柄には色彩選択の点や文字のアーチ状の配置など控訴人なりの感性に基づく一定の工夫が看取されるとはいえ、見る者にとっては宣伝広告の領域を超えるものではなく、純粹美術と同視できる程度の審美的要素への働きかけを肯定することは困難である。」

## 著作物性:2条1項

＜著作物性を肯定した裁判例:「商業広告事件」  
昭和60年03月29日大阪地方裁判所(昭和58(ワ)1367)＞

「本件広告は、その視覚的効果を考慮して、右図案化された環状の鎖、シルエット状の石油採取設備、波ないしは海洋を表現するための暗色、18個の工具の部品の写真、バルブの写真及びそれぞれの各英文文字を構成素材としてこれを一紙面に釣合よく配置し、見る者をして、全体として一つの美的な纏まりのある構成を持つものとして表現されている。」

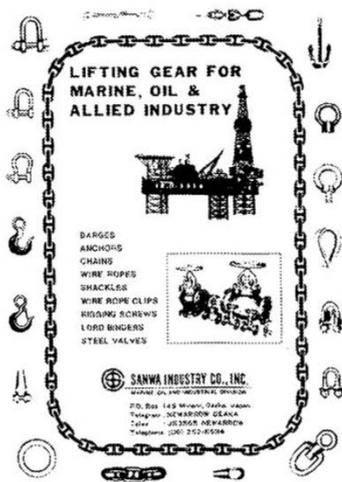
著作物性:2条1項

「右認定した本件広告は、その表現形態に照らせば、これによつて表現しようとする事柄の内容面から見れば単に三和通商の提供するサービス及び商品を示したに止まるが、その表現形式に目を向ければ、全体として一つの纏まりのあるグラフィック(絵画的)な表現物として、見る者の審美的感情(美感)に呼びかけるものがあり、且つその構成において作者の創作性が現われているとみられるから、かようなグラフィック作品として、法10条1項4号が例示する絵画の範疇に類する美術の著作物と認め得るものである。」

日本弁理士会 東海支部 知財総合対策委員会

67

著作物性:2条1項



広告A  
OSAKA BUSINESS  
DIRECTORY 1978-79  
に掲載



広告B  
OSAKA BUSINESS  
DIRECTORY 1980-81  
に掲載

毎支部

68

## 『著作物性(著作権法2条1項)』

Q: 契約書に記載される文言の表現に  
著作物性があるのか？

東海支部 知的財産総合対策委員会  
小池浩雄

### 著作物性:2条1項

A: 一般に、契約書に記載されている文章表現が、「思想又は感情を創作的に表現したもの」となっているケースは極めて認め難く、著作物性が認められる余地はほとんどないと考えられる。

## 著作物性:2条1項

「これらは・・・人為的に作成されたものであるため、何がしかの『人の考えや気持ち』が現れているとも言えよう。

ただ、人為的とはいっても、業務において通常用いられるものを通常の表現で用いたにすぎない場合が多く、

その記載事項は、法令や慣行に規制されているもの、利便性という観点から業務を遂行する上で通常用いられるもの、あるいは用いざるをえないものも多い。」(中山信弘,『著作権法』40～41頁)

## 著作物性:2条1項

「そのために、そのような証券、契約書案、ブランク・フォーマット等は大同小異のものとならざるをえないことも多く、**たまたま最初に作成した者に長期間の独占を認めることの弊害は大きく、著作物性を否定すべき場合も多い。**

その理論構成としては、そのようなものには、規範的意味での「思想・感情」が現れていないと解釈することもできようし、

また選択の幅が狭いために創作性の問題として処理することも可能である。」(中山信弘,『著作権法』40～41頁)

## 著作物性:2条1項

＜契約書の著作物性を否定した判例；  
「船荷証券事件」東京地判昭和40年8月31日＞

「原告は本件ビー・エルについて著作権を有すると主張するが、

著作物とは、精神的労作の所産である思想または感情の独創的  
の表白であつて、客観的存在を有し、しかも文芸、学術、美術  
の範囲に属するものと解されるころ、

前記認定のように、本件ビー・エルは、被告がその海上物品運  
送取引に使用する目的でその作成を原告に依頼した船荷証券  
の用紙である。」

## 著作物性:2条1項

「それは被告が後日依頼者との間に海上物品運送取引契約  
を締結するに際して

そこに記載された条項のうち空白部分を埋め、

契約当事者双方が署名又は署名押印することによつて契約  
締結のしるしとする契約書の草案に過ぎない。

## 著作物性:2条1項

本件ビー・エルに表示されているものは、被告ないしその取引相手方の将来なすべき契約の意思表示に過ぎないのであつて、原告の思想はなんら表白されていないのである。従つて、そこに原告の著作権の生ずる余地はないといわなければならない。

原告が本件ビー・エルの契約条項の取捨選択にいかに研究努力を重ねたにせよ、その苦心努力は著作権保護の対象とはなり得ないのである。」

## 著作物性:2条1項

＜時計店の修理規約について  
著作物性・著作権の侵害を認めた判例＞  
東京地判平成26年7月30日(H25(ワ)第28434号)

### ＜事案の概要＞

原告:「千年堂」という屋号で時計修理サービスを営む。

被告:「銀座櫻風堂」という屋号で同じく時計修理サービスを営む。

## 著作物性:2条1項

被告が銀座櫻風堂のウェブサイトに掲載した文言(修理規約を含む)及びトップバナー画像を作成し、ウェブサイトを構成したことは、原告の管理する千年堂のウェブサイトの文言等を複製又は翻案したものであって、原告の著作権を侵害した」として、

損害賠償金1000万円の支払いを求めるとともに、被告ウェブサイトに掲載された文言等のサイト上での使用の禁止を求めて訴訟を提起したものの。

## 著作物性:2条1項

### <原告規約文言の対比>

#### <原告作成文言4>

サビ、腐食、ひどく損壊している場合など、時計のコンディションによっては、保証できないことがあります。

#### <被告作成文言>

サビや腐食がある場合、損壊がひどい場合など、時計のコンディションによっては、保証できないことがあります。

## 著作物性:2条1項

### <原告作成文言7>

#### ■重故障状態の時計の修理について

・アンティーク、落下や冠水による故障、部品の著しい損傷、電池液漏れ、基盤腐食等重故障状態の時計については、修理しても動かないままである可能性及び動いたとしても数週間で止まる可能性があるため、修理保証が短くなったり、修理保証を付けられない場合があります。

### <被告作成文言>

#### ■重故障状態の時計の修理について

・アンティーク（20年前以上に製造され（略）になった時計）、落下や冠水による故障、部品の著しい損傷、電池液漏れ、基盤腐食等重故障状態の時計は、修理しても動かないままである可能性があります。また、動いたとしても数週間で止まる可能性もあるため、修理保証の短縮、または修理保証の対象外となる場合があります。

## 著作物性:2条1項

### <裁判所の判断>

原告規約文言1ないし59のうち、被告規約文言1ないし59と共通する部分は、これらを個別にみる限り、～他に適当な表現手段のない思想、感情若しくはアイデア、事実そのものであるか、あるいは、ありふれた表現にすぎないものというべきであって、直ちに創作的な表現と認めることは困難というべきである。

## 著作物性:2条1項

「一般に、修理規約とは、修理受注者が、修理を受注するに際し、予め修理依頼者との間で取り決めておきたいと考える事項を「規約」、すなわち条文や箇条書きのような形式で文章化したものと考えられるところ、

規約としての性質上、取り決める事項は、ある程度一般化、定型化されたものであって、これを表現しようとするれば、一般的な表現、定型的な表現になることが多いと解される。

このため、その表現方法は自ずと限られたものとなるというべきであって、通常の規約であれば、ありふれた表現として著作物性は否定される場合が多いと考えられる。」

81

## 著作物性:2条1項

「しかしながら、規約であることから、当然に著作物性がないと断ずることは相当ではなく、その規約の表現に全体として作成者の個性が表れているような特別な場合には、当該規約全体について、これを創作的な表現と認め、著作物として保護すべき場合もあり得るものと解するのが相当というべきである。」

## 著作物性:2条1項

〈原告規約文言全体の著作物性について検討〉

「原告規約文言は、**疑義が生じないよう同一の事項を多面的な角度から繰り返し記述するなどしている点**(例えば、腐食や損壊の場合に保証できないことがあることを重ねて規定した箇所が見られる原告規約文言4と同7, 浸水の場合には有償修理となることを重ねて規定した箇所が見られる原告規約文言5の1の部分と同54,

## 著作物性:2条1項

修理に当たっては時計の誤差を日差±15秒以内を基準とするが、±15秒以内にならない場合もあり、その場合も責任を負わないことについて重ねて規定した箇所が見られる原告規約文言17と同44など)において、**原告の個性が表れていると認められ、その限りで特徴的な表現がされているというべきであるから、「思想又は感情を創作的に表現したもの」(著作権法2条1項1号)、すなわち著作物と認めるのが相当というべきである。」**

## 著作物性:2条1項

「被告規約文言全体についてみると、見出しの項目、各項目に掲げられた表現、記載順序などは、すべて原告規約文言と同一であるか、実質的に同一であると認められる(表現上異なる点として、原告規約文言の「当社」が被告規約文言では「当店」にすべて置き換えられている点、助詞の使い方の違い、記載順序を一部入れ替えている箇所～などがあるが、これらは、極めて些細な相違点にすぎず、全体として実質的に同一と解するのが相当である。

## 著作物性:2条1項

また、原告規約文言と被告規約文言の相違点が上記のとおりであることは、

被告が、原告規約文言に依拠して、被告規約文言を作成したことを強く推認させる事情というべきである。)

したがって、被告は、被告規約文言を作成したことにより、原告規約文言を複製したものというべきである。」

## 著作物性:2条1項

尚、原告は、被告サイトの構成についても複製権又は翻案権を侵害していると主張したが、裁判所は、創作的な表現とは言えず、体系的な構成それ自体は編集著作物として保護すべきものに当たらない、と判断し、侵害を認めなかった。

＜参考;ホームページの画面について著作物性を認めた判例;(京都高校総体ホームページ事件,平成13年05月31日京都地方裁判所(平成10(ワ)3435)＞

## 『著作物性(著作権法2条1項)』

Q:プログラムを構成する機能部品(所定の機能を実現するためのひとまとまりのコード群、モジュール、サブルーチン、関数等と呼ばれる)は著作物として認められますか?

プログラムにおいて全体としては異なっているが、機能部品レベルで類似すれば著作権侵害となりますか?

**東海支部 知的財産総合対策委員会**  
**神谷十三和**

A-1: プログラムを構成する機能部品も、プログラムの一種であり、それ自体一つのまとまりのある思想を創作的に表現したものであれば著作物です。

したがって、プログラムを構成する機能部品のレベルで類似していれば著作権侵害となりことがあります。

A-2: ただし、その機能部品が汎用的に使用されている汎用部品、またはそのような汎用部品を多少修正した程度の部品の場合は、著作物性が認められないため、著作権侵害とはなりません。

## 著作物性:2条1項

### ■自動接触角計プログラム事件

平成26年4月24日判決 東京地裁平成23年(ワ)第36945号

#### <事案の概要>

原告が、元従業員が設立した会社が販売する自動接触角計に搭載されたプログラムの旧バージョンの接触角計算部分(全体の10数%程度)は原告の接触角計算プログラムを複製又は翻案したもので、被告が自動接触角計を製造、販売することは原告のプログラムの著作物の著作権を侵害する、として損害賠償を請求した。

その後、被告が販売する新バージョンの接触角計算プログラムも原告のプログラムの著作物の著作権を侵害するとして使用の差止を求めて追起訴した。

## 著作物性:2条1項

### ■自動接触角計プログラム事件

平成26年4月24日判決 東京地裁平成23年(ワ)第36945号

#### <争点>

(1)原告プログラムの著作物性

(2)被告旧接触角計算プログラムは原告接触角計算プログラムを複製又は翻案したものであるか否か

(3)被告新接触角計算プログラムは原告接触角計算プログラムを翻案したものであるか否か

## 著作物性:2条1項

### ■自動接触角計プログラム事件

#### (1)原告プログラムの著作物性について

##### <原告の主張>

原告接触角計算(液滴法)プログラムは、それ自体が独立して接触角計測・計算機能を支えるものであり、そのソースコードの行数は2055行に及び、サブルーティン化、関数の組み方やパラメータ(引数)等のデータの渡し方に多様な選択肢があり得る中から作成者の個性が発揮されて作成されたものであるから、創作性を有し、プログラムの著作物に該当する。

原告接触角計算(液滴法)プログラムのブロック構造は必然的なものではなく、入り口の設定の仕方や関数細分化の程度において、複数の選択肢がある中から作成者が選択したものであるから、作成者の個性が表れたものである。

## 著作物性:2条1項

### ■自動接触角計プログラム事件

#### (1)原告プログラムの著作物性について

##### <被告の主張>

原告接触角計算(液滴法)プログラムは、接触角計算に係るありふれた手順を平凡に記載しているに過ぎない。プログラムにおける関数の機能やブロック構造は、いずれもアイデア又はアルゴリズムに当たるから、著作権の対象とならない。

接触角の測定においては、針先から特定の液体を特定の固体(平板)上に落下させ、着液した液滴の輪郭を追跡し、液滴と平板の接点における液滴表面と平板とのなす角度を算出する手順を設けることに創作性はなく、これはアイデアでしかない。

原告は、入口設定の仕方や関数細分化の程度について裁量の幅があると主張するが、接触角計算における当然の手順を追っているだけで、原告のプログラム構造に創作性はない。

## 著作物性:2条1項

### ■自動接触角計プログラム事件

#### (1)原告プログラムの著作物性について

##### <裁判所の判断>

θ/2法や接線法により液滴の接触角を計測するという原告プログラムの目的のためには、名称や関数等の定義や関数等の種類や内容、変数等への値の引渡しの方法、サブルーティン化の有無やステップ記載の順序等において多様な記載方法があるところ、原告接触角計算(液滴法)プログラムのソースコードは、上記の目的を達成するために工夫を凝らして2000行を超える分量で作成されたものであると認められる。

そうすると、原告接触角計算(液滴法)プログラムは、全体として創作性を有するものといえることができるから、プログラムの著作物であると認められる。

## 著作物性:2条1項

### ■自動接触角計プログラム事件

#### (2)被告旧接触角計算プログラムは原告接触角計算プログラムを複製又は翻案したものであるか否かについて

##### <原告の主張>

被告旧接触角計算(液滴法)プログラムは16個のプログラムを含んでいるが、これらは、原告接触角計算(液滴法)プログラムの本件対象部分と1対1で対応しているのみならず、総行数のうち実に86%もの記述が原告接触角計算(液滴法)プログラムのそれと酷似している。

また、作成者が自由に決定し得るパラメータ(引数)及び変数の名称は、合計17個中13個が全く同一である。また、一般的に、プログラムは、複雑化して混乱を来さないように、飛ぶ処理は多用しないが、双方ともプログラム中に、サブルーティンから脱出する命令、ループ処理から脱出する命令が多用されて処理の流れが制御されており、かつ、その利用箇所は全く同じである。

## 著作物性:2条1項

### ■自動接触角計プログラム事件

(2)被告旧接触角計算プログラムは原告接触角計算プログラムを複製又は翻案したものであるか否かについて

#### <被告の主張>

原告接触角計算(液滴法)プログラムには、被告旧接触角計算(液滴法)プログラムにはないプログラムが存在しているから、両者のプログラムに同一性があるとはいえない。原告プログラムも被告旧バージョンも被告乙Aがプログラミングしたもので、ありふれた記述が同一のものになるのは当然であるから、そのこと自体をもって著作権侵害と認められるべきではない。

各変数についてのデータ形式の定義はプログラムに必要なものであるから、これを設けること自体に何らの創作性もない。

被告乙Aは、被告旧バージョンを、自らの脳裏に蓄積した画像処理技術とプログラミング技術に基づき作成したのであり、原告プログラムをコピーアンドペーストしていないから、仮に両者間に同一性が存したとしても、被告旧バージョンは原告プログラムに依拠していない。

## 著作物性:2条1項

### ■自動接触角計プログラム事件

(2)被告旧接触角計算プログラムは原告接触角計算プログラムを複製又は翻案したものであるか否かについて

#### <裁判所の判断>

被告旧バージョン中、被告旧接触角計算(液滴法)プログラムの本件対象部分に対応する部分は、ソースコードの記載の大半において、記載内容や記載の順序が非常に類似して実質的に同一性を有するものであるところ、これは、原告接触角計算(液滴法)プログラムの本件対象部分に依拠して被告乙Aが主に担当して作成したものであること、そして、上記実質的同一性を有する部分には個性が表出された創作性を有する箇所が含まれることが認められる。そうであるから、被告旧接触角計算(液滴法)プログラムの本件対象部分に対応する部分は、原告接触角計算(液滴法)プログラムを複製又は翻案したものと認められる。

## 著作物性:2条1項

### ■自動接触角計プログラム事件

(3)被告新接触角計算プログラムは原告接触角計算プログラムを翻案したものであるか否かについて

#### <原告の主張>

被告新接触角計算(液滴法)プログラムは、原告接触角計算(液滴法)プログラムを参考にした被告旧接触角計算(液滴法)プログラムに変更を加えたものであり、そのアルゴリズムは被告旧接触角計算(液滴法)プログラムと同様に原告接触角計算(液滴法)プログラムのアルゴリズムをそのまま用いたものであるから、原告接触角計算(液滴法)プログラムに依拠して制作されたものである。

被告新接触角計算(液滴法)プログラムは、原告接触角計算(液滴法)プログラムの筋、仕組みには変更を加えず、各表現のままとりごとに書き換えを行って、表現を変更しているに過ぎないものである。

そうであるから、被告新接触角計算(液滴法)プログラムは、創作性を有する原告接触角計算(液滴法)プログラムを翻案した二次的著作物に当たる。

## 著作物性:2条1項

### ■自動接触角計プログラム事件

(3)被告新接触角計算プログラムは原告接触角計算プログラムを翻案したものであるか否かについて

#### <被告の主張>

原告が、原告ツリー図(抽出版)と被告新ツリー図との両図において、枠組みが共通するとの点については、画像処理技術を利用して接線法による接触角計算を行う場合、上記枠組み内の手順を執ることは当然であるから、そこには何らの創作性も存しない。

原告が、被告新ツリー図を全体としてみると、表現の基本的な筋に変更はないとする点については、被告新接触角計算(液滴法)プログラムと原告接触角計算プログラムとは、構成が異なるが機能においては同一であると主張しているに過ぎないから、著作権侵害の要件たる同一性の主張としては意味がない。

したがって、被告新接触角計算(液滴法)プログラムは、原告接触角計算(液滴法)プログラムを翻案したものではない。

## 著作物性:2条1項

### ■自動接触角計プログラム事件

(3)被告新接触角計算プログラムは原告接触角計算プログラムを翻案したものであるか否かについて

#### <裁判所の判断>

原告接触角計算(液滴法)プログラムと被告新接触角計算(液滴法)プログラムとでは、ソースコードの記載の方法、内容及び順序等がかなり異なり、ソースコードの記載が類似する部分は、いずれも十数行と比較的短く、単純な計算を行う3箇所に限定されるから、両者のソースコードの記載に実質的の同一性があると認めることはできず、他にこれを認めるに足る証拠はない。

原告は、両者のプログラムの構造ないし枠組みが類似するとか、表現の基本的な筋に変更がないとか、各ブロックが1対1に対応するなど主張するが、これは概括的な処理の流れである解法の類似性を述べるものに過ぎず、直ちに両者の表現自体の同一性を根拠付けるものとはいえない。

## 『著作物性(著作権法2条1項)』

Q:工業製品の設計図について著作物性があるのか?

東海支部 知的財産総合対策委員会  
神戸真澄

A-1: 設計図やCAD 図面は、「学術的な性質を有する図面」の著作物の対象である(10条1項6号)。

しかし、全ての設計図等が著作物として保護されるものではない。著作物とは「思想又は感情を創作的に表現したもの」(2条1項1号)であるから、著作権法で保護される設計図は「創作的に表現されたもの」に限られることとなる。

A-2: 設計図やCAD 図面は情報伝達を一義的な目的とするその性格上、設計図を読んだ技術者がだれでも同一の情報を取得することができなければならない。したがって、**設計図等に創作的な表現が取り入れられる範囲は極めて限定的である。**

## 著作物性:2条1項

■スモーキングスタンド事件 東京地裁 平成5年(ワ)第22205号

### <事実の概要>

原告Xは、建築物の内部の設備等のデザインを行うインテリア・デザイナーで、訴外Aの依頼に応じ、インテリア備品であるスモーキングスタンドなどの設計図21枚(「本件設計図」という。)を製作した。

被告Yは、訴外Aと同種のインテリア備品の商品を取り扱う業者で、S62年ころからH6年2月4日(本件訴状送達の日)まで、被告製品を製造、販売している。



## 著作物性:2条1項

■スモーキングスタンド事件 東京地裁 平成5年(ワ)第22205号

### <事実の概要>

原告Xは、本件設計図を用いたならば製作される商品と同一又は酷似した被告商品を製造等しているYに対し、次のように主張し、被告商品の製造販売の差止め等を求めた。

## 著作物性:2条1項

■スモーキングスタンド事件 東京地裁 平成5年(ワ)第22205号

### ＜原告の主張＞

本件設計図は、ステンレスを主たる素材とした高級インテリア備品が、ポストモダニズムの近代建築物の都市空間にあって、単なる機能としての使用目的のみならず、「simple is best simple is wherever」の設計コンセプトに基づき著作され、独創性を見いだすことができ、設計図製作者としての着想と、知識と技術を駆使しなければ描けないもので、著作物に該当する。

Yは、本件設計図に有する著作権および著作者人格権を侵害した。

## 著作物性:2条1項

■スモーキングスタンド事件 東京地裁 平成5年(ワ)第22205号

### ■＜被告の主張＞

本件設計図は、灰皿やゴミ箱等の客観的に定まった形状をごくありふれた手法で書いた略図であって、そのような独創性や芸術性のないゴミを捨てるという機能を持つ容器の略図にすぎないもので、「思想または感情」を「創作的」に表現したものといえないから、著作物とはいえない。

## 著作物性:2条1項

■スモーキングスタンド事件 東京地裁 平成5年(ワ)第22205号

### ＜東京地裁の判断＞

工業製品の設計図は、そのための基本的訓練を受けた者であれば、だれでも理解できる共通のルールに従って表現されているのが通常で、**その表現方法そのものに独創性を見出す余地はなく、本件設計図もそのような通常の設計図で、その表現方法に独創性、創作性は認められない。**

## 著作物性:2条1項

■スモーキングスタンド事件 平成5年(ワ)第22205号

### ＜東京地裁の判断＞

本件設計図から読みとることのできる什器の具体的デザインは、本件設計図との関係でいえば表現の対象である思想又はアイデアで、その具体的デザインを設計図として通常の方法で表そうとすると、本件設計図上に現に表現されている直線、曲線等からなる図形、補助線、寸法、数値、材質等の注記(以下、注記)と大同小異のものにならざるを得ないので、**本件設計図上に現に表現されている直線、曲線等からなる注記等は、表現の対象の思想である什器の具体的デザインと不可分のものである。**

## 著作物性:2条1項

■スモーキングスタンド事件 平成5年(ワ)第22205号

### <東京地裁の判断>

本件設計図の右のような性質と、本件設計図に表現された什器の実物そのものは、デザイン思想を表現したものとはいえ、**大量生産される実用品であって、著作物とはいえないことを考え合わせると、本件設計図を著作物と認めることはできない。**

## 著作者人格権

### K大学「新萬来舎」解体移築事件 (著作権侵害仮処分命令申立事件)

東海支部 知的財産総合対策委員会

巽 正吾

Q: 遺族以外の者が故人の人格的利益保護の措置を請求することができるのか？  
また、著作物である建築物を解体移築する行為は改変となり同一性保持権の侵害となるのか？

日本弁理士会 東海支部 知的財産総合対策委員会

A-1

(1) 著作者人格権は、著作者の一身に専属し、譲渡することができない(59条)。

著作者が存しているとしたならばその著作者人格権の侵害となる行為をしてはいけない(60条)。

日本弁理士会 東海支部 知的財産総合対策委員会

## A-1

(2) 著作者の遺族は、著作者人格権を侵害する行為をした者等に対して差止め請求、名誉回復の措置の請求ができる(116条1項)。

著作者は、遺言により遺族に代えて請求する者を指定することができる(同条3項)。

日本弁理士会 東海支部 知的財産総合対策委員会

A-2: 建築物は、著作物である(2条1項1号、10条1項5号)。

著作者は、著作物の同一性を保持する権利を有し、その意に反して改変を受けない(20条1項)。建築物の改変等については、同条1項の適用を受けない(同条2項)。

著作者が存しているとしたならばその著作者人格権の侵害となる行為をしてはいけないが(60条)、その行為の性質等によりその行為が著作者の意を害しないと認められる場合にはこの限りではない(同条但し書き)。

日本弁理士会 東海支部 知的財産総合対策委員会

著作権仮処分命令申立事件  
東京地裁 平成15年6月11日決定  
平成15年(ヨ)第22031号

(1) 事実関係概要

学校法人Kの経営するK大学構内の建物「新萬来舎」と隣接の庭園は故Nと故Tとの共同著作に係るもので、両者は一体として建築の著作物と認められるものであったが、K大学は新校舎建設のためこれらを一旦解体して一部を新校舎の屋上に移転することを計画した。

そこで、故Nの遺言により故Nの全ての著作物に対する権利を譲受けたと称するアメリカのA財団が学校法人Kに対し、著作者人格権(同一性保持権)を侵害するとして、解体移築差止の仮処分命令を申立てた。

日本弁理士会 東海支部 知的財産総合対策委員会

(2) 争点

① 争点1

Aは、故Nの著作物に関する著作者人格権を行使する権利を承継したか。

② 争点2

本件工事による著作物改変の有無、著作権法20条2項2号又は60条但書の適用の有無に関し、著作者人格権の侵害の有無が争われた。

日本弁理士会 東海支部 知的財産総合対策委員会

### (3) 裁判所の判断

#### ① 争点1について

著作者人格権は一身専属であるが(59条)、著作者の死後においても人格的利益の保護が受けられる(60条)。

法60条の規定に違反する者等に対し遺族は権利行使が可能である(116条1項)。遺族以外の者でも、遺言により指定を受けた者は116条1項の請求をすることができる(116条3項)。

**指定があったものと認められるためには、自己の著作物の死後における改変への対応を遺贈の相手方に委ねた意思が読み取れる必要がある。**

日本弁理士会 東海支部 知的財産総合対策委員会

### (3) 裁判所の判断

#### ① 争点1について(つづき)

しかし、遺言書には、著作権法第116条3項にいう「指定」を行使することを明示的に示す文言は存在せず、しかも遺言書の全体からしても「指定」があったものと認めることができない。

よって、Aは、故Nから著作権法第116条3項にいう「指定」を受けていたことについて疎明がされているということとはできない。

日本弁理士会 東海支部 知的財産総合対策委員会

### (3) 裁判所の判断

#### ②争点2について

本件建物全体は庭園と一体の1個の著作物を構成する。

建物の東側についての空間的特性が失われること、一般的に鉄筋コンクリートの建築物はいったん解体してしまうと復元が難しいとされており、本件建物の壁面と一体となっているテラコッタタイルの復元は困難であることなどにかんがみれば、本件工事により、本件建物につき、制作者の意図した特徴が一部損なわれる結果を生じるといわざるを得ない。

従って、本件工事は、著作物を改変し、著作物の同一性を損なう結果となる(20条1項)。

日本弁理士会 東海支部 知的財産総合対策委員会

### (3) 裁判所の判断

#### ②争点2について(つづき)

しかし、建築物については、鑑賞目的というよりも、むしろ現実を使用することを目的として製作されるものであることから、一定の範囲で著作者の同一性保持権を制限し、改変を許容することとしている。

この点からすると、本件工事は経済的・実用的観点から必要な範囲の増改築であって、本件工事は20条2項2号にいう増改築に該当し、著作物の同一性を侵害するものではない。

また、本件工事は、公共目的のために必要に応じた大きさの建物の建築であり、しかも現状を可能な限り復元するものなので、60条但し書が適用される。

日本弁理士会 東海支部 知的財産総合対策委員会

## 『著作権(著作権法21条～28条)』

Q: 私はある画家から絵画を購入しました。その後、その絵画が無断で掲載された書籍が売られていることを知りました。その書籍に掲載されている絵画は、私が絵画を購入する前に撮影されたようです。絵画は私のものなので何とか書籍の販売をやめさせることはできませんか？

東海支部 知的財産総合対策委員会  
中山 英明

2015/3/3

日本弁理士会 東海支部 知財総合対策委員会

123

A-1: 絵画を撮影して書籍に掲載する行為は、美術の著作物(10条1項4号)の複製に当たるため、複製権(21条)の侵害に該当します。

しかし、絵画の所有者は、原作品の所有権を有するにとどまりますので、原作品の複製物である書籍の販売行為をやめさせることはできません。

日本弁理士会 東海支部 知財総合対策委員会

124

A-2:ただし、絵画の所有者が絵画についての複製権を画家から譲り受けているのであれば、複製権の侵害であるとして書籍の販売をやめさせることができます。

### 所有権vs著作権？

### 著作権(著作権法21条～28条)

■顔真卿自書建中告身帖事件 最高裁 昭和58年(才)171号

#### <事実の概要>

上告人X(書道博物館)は、Aから唐代の書家(顔真卿)の真跡である自書建中告身帖(本件原作品)を譲り受けた。Bは、それ以前、Aから、本件原作品の写真の撮影と、その複製物の製作・頒布の許諾を受けた。



建中告身帖

被上告人Y(出版社)は、その後、Bの相続人Cから、本件原作品の写真乾板を譲り受け、これを用いて本件原作品の複製物を含む書籍を出版した。

## 著作権(著作権法21条～28条)

■顔真卿自書建中告身帖事件 最高裁 昭和58年(オ)171号

### <事実の概要>

Xは、Yに対し、上記出版は、本件原作品の所有権を侵害するものであるとして、書籍の販売差し止め及び書籍中の本件原作品の複製部分の廃棄を求めて提訴した。

要するに、原作品の所有者Xは、原作品の所有権に基づいてYの複製行為等を侵害に問えるか？  
が問われた事件。

## 著作権(著作権法21条～28条)

■顔真卿自書建中告身帖事件 最高裁 昭和58年(オ)171号

### <上告人Xの主張>

著作物の原作品の所有者は、他の物品の所有者と同様、原作品を利用して使用収益をはかることができるが、著作権の存続期間中は、その利用について著作権法上の制約に服する。

しかし、著作権の存続期間が満了すれば、著作権による制限を受けなくなるので、その所有物である原作品を自由に利用して使用収益をはかることができるとなり、そうした利用行為の中には、その原作品の影像や写真の製作、販売やその許諾も含まれる。

## 著作権(著作権法21条～28条)

■顔真卿自書建中告身帖事件 最高裁 昭和58年(オ)171号

### ■<被上告人Yの主張>

Xが所蔵する美術品等のうち、著作権を有しないものについてまでその複製に対して対価を要求し、複製を「許可」せんとする行為は、法的根拠を欠くものである。

仮に、故Bの承諾なくYその他の第三者に譲渡しえない旨の約束が故Bと故Cとの間にあったとしても、それは債権的効力しか存しないのであるから、XがYの複製刊行を阻むことはできない。

## 著作権(著作権法21条～28条)

■顔真卿自書建中告身帖事件 最高裁 昭和58年(オ)171号

### <最高裁の判断:所有権の効力>

美術の著作物の原作品は、それ自体有体物であるが、同時に無体物である美術の著作物を体現しているものというべきところ、所有権は有体物をその客体とする権利であるから、美術の著作物の原作品に対する所有権は、その有体物の面に対する排他的支配権能であるにとどまり、無体物である美術の著作物自体を直接排他的に支配する権能ではないと解するのが相当である。

## 著作権(著作権法21条～28条)

■顔真卿自書建中告身帖事件 最高裁 昭和58年(オ)171号

### <最高裁の判断:所有権と著作権の関係>

著作物の保護期間内においては、所有権と著作権とは同時に併存するのであるが、著作権の消滅後は、著作物の複製権等が所有権者に復帰するのではなく、著作物は公有(パブリック・ドメイン)に帰し、何人も、著作物的人格的利益を害しない限り、自由にこれを利用しうることになり、所有権が、無体物としての面に対する排他的支配権能までも手中に収め、所有権の一内容として著作権と同様の保護を与えられることになると解することはできない。

## 著作権(著作権法21条～28条)

■顔真卿自書建中告身帖事件 最高裁 昭和58年(オ)171号

### <最高裁の判断:所有権を侵害しない>

被上告人Yの行為は、被上告人Yが適法に所有権を取得した写真乾板を用いるにすぎず、上告人Xの所有する自書告身帖を使用するなどして上告人Xの自書告身帖に対する排他的支配をおかすものではなく、上告人Xの自書告身帖に対して有する所有権をなんら侵害するものではないといわざるをえない。

## 著作権(著作権法21条～28条)

■顔真卿自書建中告身帖事件 最高裁 昭和58年(オ)171号

### <まとめ>

- ・美術の原作品の所有者は、著作者ではない。
- ・原作品についての著作権は著作者が有する。
- ・所有権は著作権とは別個の権利である。
- ・保護期間が過ぎた著作権はパブリックドメインに帰す。
- ・著作権が消滅したのちは、所有権が著作権の一部を支配するものではない。
- ・所有権は「有体物」を自由に使用、収益、処分する権利であるのに対して、著作権は「無体物」である著作物に対して成立する権利である。

## 『著作権の制限』

Q:顧客から顧客所有の書籍の電子書籍化の依頼を受けて電子書籍を作成して納付する事業は原著作物の著作権を侵害しますか(自炊代行)?

東海支部 知的財産総合対策委員会  
神戸真澄

**A-1: 著作権者は、その著作物を複製する権利を専有する(21条 複製権)。**

**著作権法上は、その著作権者(のみ)が、著作物を複製できる(原則)。**

**A-2: 著作権の目的となっている著作物は、個人的又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用することを目的とするときは、次に掲げるがける場合を除き、その使用する者が複製することができる(30条 私的使用のための複製)。**

**自炊代行業務は、本例外規定に該当しない。そのため、著作権侵害が生じ得る。**

## 著作権の制限:30条

■自炊代行事件 東京地裁 平成24年(ワ)第33525号

### <事実の概要>

- ・原告:小説家・漫画家・漫画原作者
- ・法人被告:電子ファイル化の依頼があった書籍について、権利者の許諾を受けることなく、スキャナーで書籍を読み取って電子ファイルを作成し、依頼者(利用者)に納品している。

⇒原告らの著作権(複製権)が侵害されるおそれがあるなどと主張し、著作権法112条1項に基づく差止請求などに及んだものである。

## 著作権の制限:30条

■自炊代行事件 東京地裁 平成24年(ワ)第33525号

### <原告の主張:複製の主体>

**被告らの利用者**は、単に書籍を法人被告らに送付しているにとどまり、スキャン等の複製に関する作業に関わることは一切ない。

**被告ら**は、①書籍が裁断されていない場合は複製作業の準備作業として裁断を行い、②裁断された書籍をスキャナーで読み取って、電子ファイルを作成し、③オプションサービスが選択された場合、その電子ファイルに対し、書籍名等を識別可能なファイル名の設定、OCR処理の実行等の様々な処理も行って、電子ファイルを加工する、という複製にかかる一連の作業のすべてを実行している。

## 著作権の制限: 30条

■自炊代行事件 東京地裁 平成24年(ワ)第33525号

### ■<被告の主張:複製の主体>

著作権法30条1項は、個人的等の限られた範囲内において使用することを目的とする複製を認めており、被告は、その使用者のために、**その者の指示に従い、手足として補助者的立場で電子データ化を行っており、基本的に同項の範囲内を逸脱していない。**

書籍の所有者が、既に所有している本を個人的に読むことを目的としており、書籍の著作権者に、実質的な意味での権利侵害や実損害は存在しないからである。

## 著作権の制限: 30条

■自炊代行事件 東京地裁 平成24年(ワ)第33525号

### ■<被告の主張:複製>

「複製」といえるためには、オリジナル又は複製物に格納された情報を格納する媒体を有形的に再製することに加え、**当該再製行為により複製物の数を増加させることが必要である。**

けだし、当該再製行為により複製物の数が増加しない場合には、市場に流通する複製物の数は不変であり、著作者の経済的利益を害しないからである。

## 著作権の制限: 30条

■自炊代行事件 東京地裁 平成24年(ワ)第33525号

### <原告の主張:複製>

被告は、著作権法上の「複製」といえるためには複製物の数の増加が必要であると主張するが、独自の見解にすぎない。

## 著作権の制限: 30条

■自炊代行事件 東京地裁 平成24年(ワ)第33525号

### <東京地裁の判断:複製の主体>

(ア) 著作権法2条1項15号は、「複製」について、「印刷、写真、複写、録音、録画その他の方法により有形的に再製すること」と定義している。

この有形的再製を実現するために、複数の段階からなる一連の行為が行われる場合があり、そのような場合には、有形的結果の発生に関与した複数の者のうち、誰を複製の主体とみるかという問題が生じる。

## 著作権の制限: 30条

■自炊代行事件 東京地裁 平成24年(ワ)第33525号

### <東京地裁の判断:複製の主体>

複製の主体は,複製の実現における枢要な行為をした者は誰かという見地から検討するのが妥当。

枢要な行為及びその主体は,個々の事案において,複製の対象,方法,複製物への関与の内容,程度等の諸要素を考慮して判断する(最高裁平成21年(受)第788号同23年1月20日第一小法廷判決参照)。

## 著作権の制限: 30条

■自炊代行事件 東京地裁 平成24年(ワ)第33525号

### <東京地裁の判断:複製の主体>

本件の複製は,上記で認定したとおり,

- ①利用者が被告らに書籍の電子ファイル化を申し込む,
- ②利用者は,法人被告らに書籍を送付する,
- ③被告らは,書籍をスキャンしやすいように裁断する,
- ④被告らは,裁断した書籍を法人被告らが管理するスキャナーで読み込み電子ファイル化する,
- ⑤利用者は,完成した電子ファイルをインターネットにより電子ファイルのままダウンロードするか  
又はDVD等の媒体に記録して受領するという一連の経過によって実現される。

## 著作権の制限: 30条

■自炊代行事件 東京地裁 平成24年(ワ)第33525号

### ＜東京地裁の判断:複製の主体＞

本件における複製は、書籍を電子ファイル化するという点に特色があり、電子ファイル化の作業が複製における重要な行為というべきであるところ、その重要な行為をしているのは、法人被告らであって、利用者ではない。

したがって、法人被告らを複製の主体と認めるのが相当である。

## 著作権の制限: 30条

■自炊代行事件 東京地裁 平成24年(ワ)第33525号

### ＜東京地裁の判断＞

被告らは、著作権法30条1項の適用を主張する際において、被告は、使用者のために、その者の指示に従い、補助者的な立場で電子データ化を行っているにすぎないとし、同項の「使用する者が複製する」の解釈について、「複製」に向けての因果の流れを開始し、支配している者が複製の主体と判断されるべきである。複製の自由が書籍の所有権に由来するものであることに照らしても、書籍の所有者が複製の主体であると判断すべきであると主張する。

## 著作権の制限: 30条

■自炊代行事件 東京地裁 平成24年(ワ)第33525号

### ＜東京地裁の判断:複製の主体＞

法30条1項は、複製の主体が利用者であるとして利用者が被告とされるとき又は事業者が間接侵害者若しくは教唆・幫助者として被本件における複製は、書籍を電子ファイル化するという点に特色があり、電子ファイル化の作業が複製における枢要な行為というべきであるところ、その**枢要な行為をしているのは、法人被告らであって、利用者ではない。**

したがって、法人被告らを複製の主体と認めるのが相当である。

## 著作権の制限: 30条

■自炊代行事件 東京地裁 平成24年(ワ)第33525号

### ＜東京地裁の判断:複製＞

被告らは、「複製」といえるためには、オリジナル又は複製物に格納された情報を格納する媒体を有形的に再製することに加え、当該再製行為により複製物の数を増加させることが必要であり、言い換えれば、「有形的再製」に伴い、**その対象であるオリジナル又は複製物が廃棄される場合には、当該再製行為により複製物の数が増加しないのであるから、当該「有形的再製」は「複製」には該当しない旨主張する。**

## 著作権の制限: 30条

■自炊代行事件 東京地裁 平成24年(ワ)第33525号

### <東京地裁の判断:複製>

著作権法21条は、「著作者は、その著作物を複製する権利を専有する。」と規定し、著作権者が著作物を複製する排他的な権利を有することを定めている。

その趣旨は、複製(有形的再製)によって著作物の複製物が作成されると、**これが反復して利用される可能性・蓋然性があるから**、著作物の複製(有形的再製)それ自体を著作権者の排他的な権利としたものと解される。

## 著作権の制限: 30条

■自炊代行事件 平成25年(ネ)第10089号

### <知財高裁の判断>

被告が控訴したが、棄却された。

一審の判断を支持し、控訴を棄却する判決となって著作権侵害が認められた。

## 『著作物の利用の許諾』

Q: A社出版の雑誌に掲載するため、風景の写真の撮影をA社から依頼されました。私は、風景の写真を複数枚撮影し、撮影した風景の写真全ておよび当該風景の写真のデータ全てをA社へ送付しました。後日、A社出版の雑誌を確認したところ、私が撮影した風景の写真が、記事だけでなく、雑誌の表紙においても掲載されていました。私としては、雑誌の表紙に掲載する予定のものとして依頼を受けていないつもりでしたし、雑誌の表紙に掲載することも許可していませんが、A社の行為は著作権法上問題とはならないのですか？

東海支部 知的財産総合対策委員会

小早川 俊一郎

日本弁理士会 東海支部 知財総合対策委員会

151

### 著作物の利用許諾: 63条2項

A1: 著作権法上、著作物の利用の許諾を得た者は、その許諾に係る範囲内において、その許諾に係る著作物を利用することができます(63条2項)。そして、許諾に係る「範囲外」の著作物の利用は著作権の侵害となります。

日本弁理士会 東海支部 知財総合対策委員会

152

## 著作物の利用許諾: 63条2項

A2: 撮影された風景の写真の使用をA社出版の雑誌の記事に掲載する限りにおいて許諾する旨の合意があるということであれば、「表紙」における風景の写真の利用は許諾に係る「範囲外」の利用として著作権侵害に該当すると考えられます。

## 著作物の利用許諾: 63条2項

A3: しかし、今回の場合、風景の写真の利用範囲は不明確であると考えられます。著作物の利用範囲が不明確である場合、発注、受注、契約締結時の状況及び慣行等から当事者の合理的な意思解釈を行い、許諾の範囲を決定することになります。

## 著作物の利用許諾: 63条2項

【イラスト表紙転用事件】  
(東京地裁 平成19(ワ)4822号)

### <事案の概要>

- ・イラストレーターである原告が、出版業等を目的とする被告A社から、折り紙の折り方について説明した書籍(本件書籍)のプロセスカット及び遊び方のイラストを注文した。
- ・原告は、イラスト合計57点を被告A社に交付した。

## 著作物の利用許諾: 63条2項

【イラスト表紙転用事件】  
(東京地裁 平成19(ワ)4822号)

### <事案の概要>

- ・被告A社は、イラストを用いて本件書籍の制作を行い、被告B社が販売した。イラストは、表紙に使用された。イラストの作成者として原告の氏名は表示されていない。また、書籍に掲載されたイラストの色は原画とは異なる色に変更されていた。
- ・原告は、複製権侵害、著作者人格権(氏名表示権、同一性保持権)違反であると主張。

## 原告作成イラスト原画

著作物目録

イラスト2

イラスト3



イラスト4



イラスト5



イラスト6



イラスト8



日本弁理士会 東海支部 知財総合対策委員会

157

## 出版された書籍に記載されたイラスト

表紙イラスト目録

表紙紙



裏表紙



日本弁理士会 東海支部 知財総合対策委員会

158

## 著作物の利用許諾:63条2項

### 裁判所の判断(複製権侵害について)

「…発注書には、依頼内容として「折り紙と紙遊びに関するムックのプロセスカット、遊び方のイラスト」の作成との記載がある。…プロセスカットとは、折り紙の作成過程を示すため、折り方についての説明部分に付されるイラストであり、遊び方のイラストとは、完成した折り紙の遊び方を読者に説明するため、折り紙の完成図に付されるイラストであって、いずれのイラストも、書籍の本文中に用いられることが予定されているものであって、当然に表紙にも用いられることが予定されているものとはいえないことが認められ、…本文中のイラストを表紙に使用することが許容されるとの慣行等があると認めることはできない。」

# 著作権のQ&A集

2014年度  
日本弁理士会 東海支部  
知財総合対策委員会

## 著作権のQ&A集

本年度、日本弁理士会東海支部に創設された知財総合対策委員会では、会員が著作権の相談実務に的確に対応できることを目的として著作権全般のQ&A集を目次のように分類して纏めました。

### 目次

1. 著作物性 .....	2
2. 著作権、著作者人格権 .....	19
3. 著作権の制限 .....	39
4. 著作権に関する契約など .....	55

なお、本Q&A集の一部を2015年3月3日フォーラムで紹介します。

### <参考文献>

著作権テキスト:文化庁長官官房著作権課発行(文化庁H/Pからダウンロード可)

2014年度 知財総合対策委員会

## 著作権Q&A（著作物性）

Q 1. 私が執筆した書籍「記憶整理の実践」を出版する予定でしたが、過去に「記憶の整理」という他人の書籍が出版されていたことを知りました。この場合、私が上記タイトルの書籍を出版すると、他人の書籍のタイトルに係る著作権を侵害することになるでしょうか？

A 著作物とは、思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう（2条1項1号）。

書籍の題号に著作物性が認められる可能性は低く、他人の書籍に係る著作権を侵害することにはならない。

「書籍の題号は、単に書籍の内容を示すもの（例えば『民法概説』『刑法綱要』）であつたり、極めて短くありふれたもの（例えば『坊ちゃん』『舞姫』）であつたりすることが多いため、通常は著作物ではないと解されている。しかし書籍の題号であるから著作物性が否定されるのではなく、題号それ自体には著作物性の要件を満たさない場合が圧倒的に多いというに過ぎない。」（中山信弘「著作権法」（有斐閣，2007年，71頁））

今回のケースでは、他人の書籍のタイトルである「記憶の整理」は、ありふれた文言である「記憶」と「整理」とを助詞「の」を介して組み合わせた5文字の極めて短いものであり、「記憶を整理する」という言い方も日常的に使用されている。したがって、「記憶の整理」というタイトルには特段の創作性が無く、それ自体が著作物であるとは言えない、と考えられる。

<書籍の題号の著作物性を否定した裁判例；

「時効の管理」事件，大阪池判平成20年5月29日（H19（ワ）第14155号）>

被告らが出版した「時効管理の実務」という書籍の題号が、原告が執筆した「時効の管理」の題号の著作権を侵害している、と訴えたもの（同時に、不競法2条1項の不正競争行為に該当することも主張）。

「時効は、民法第一編第七章に規定されている法令用語であつて、時効に関する法律問題を論じようとする際には不可避の用語である。昭和63年よりも前から「管理」とは、「①管轄し処理すること。とりしきること。②財産の保存・利用・改良を計ること。→管理行為。③事務を経営し、物的設備の維持・管轄をなすこと。」（新村出編・広辞

苑第3版（岩波書店、昭和58年））という意味で日常よく使用される用語であったこと、及び保存行為、利用行為及び改良行為を併せて管理行為と呼び、保存行為には消滅時効の中断が含まれるとする見解が法律学上有力であったことは当裁判所に顕著である。また、昭和63年より前の民法でも「共有物ノ管理」（平成16年法律第147号による改正前の民法252条）、「事務ノ管理」（同法697条1項）という用語も用いられている。」

「そうだとすると、「時効の管理」は、時効に関する法律問題を論じようとする際に不可避の用語である「時効」に、日常よく使用され、民法上も用いられている用語である「管理」を、間にありふれた助詞である「の」を挟んで組み合わせた僅か5文字の表現にすぎない。しかも「の管理」という表現も民法に用いられるなどありふれた表現である。以上のことからすれば、「時効の管理」は、ありふれた表現であって、思想又は感情を創作的に表現したものということはできない。」

「のみならず、管理行為の一つとして保存行為をあげ、保存行為には消滅時効の中断が含まれる見解が法律学上有力であったことは前示のとおりであるから、消滅時効の中断などの時効に関する債権の管理行為について論じようとするとき、これを「消滅時効の管理」というのはごく自然な表現である。また、消滅時効と取得時効を併せて「時効」といい、時効の中断は、消滅時効に限らず、取得時効についても存在する。したがって、「消滅時効の管理」の意味で簡略に「時効の管理」と表現することも、取得時効も含めた意味で「時効の管理」と表現することも、いずれも創作力を要しないものであって、「時効の管理」は、この点からみても、思想又は感情を創作的に表現したものということはできない。」

（小池浩雄）

Q2. 例えば特許実施契約書のような契約書に記載する文言や契約条文の表現は、通常は、過去に他人が取り交わした同種の契約書の内容とほぼ同じものになります。契約書について、著作物性は認められるでしょうか？

A 一般に、契約書について著作物性が認められる余地はほとんどないと考えられる。

契約書に記載されている文章表現が、「思想又は感情を創作的に表現したもの」となっているケースは、極めて認め難いと思われる。

「これらは…人為的に作成されたものであるため、何がしかの『人の考えや気持ち』が

現れているとも言えよう。ただ、人為的とはいっても、業務において通常用いられるものを通常の表現で用いたにすぎない場合が多く、その記載事項は、法令や慣行に規制されているもの、利便性という観点から業務を遂行する上で通常用いられるもの、あるいは用いざるをえないものも多い。そのために、そのような証券、契約書案、ブランク・フォーマット等は大同小異のものとならざるをえないことも多く、たまたま最初に作成した者に長期間の独占を認めることの弊害は大きく、著作物性を否定すべき場合も多い。その理論構成としては、そのようなものには、規範的意味での「思想・感情：が現れていないと解釈することもできようし、また選択の幅が狭いために創作性の問題として処理することも可能である。」（中山信弘、『著作権法』40～41頁）

＜契約書の著作物性を否定した判例；「船荷証券事件」東京地判昭和40年8月31日＞

「原告は本件ビー・エルについて著作権を有すると主張するが、著作物とは、精神的労作の所産である思想または感情の独創的表白であつて、客観的存在を有し、しかも文芸、学術、美術の範囲に属するものと解されるどころ、前記認定のように、本件ビー・エルは、被告がその海上物品運送取引に使用する目的でその作成を原告に依頼した船荷証券の用紙である。」

「それは被告が後日依頼者との間に海上物品運送取引契約を締結するに際してそこに記載された条項のうち空白部分を埋め、契約当事者双方が署名又は署名押印することによつて契約締結のしるしとする契約書の草案に過ぎない。本件ビー・エルに表示されているものは、被告ないしその取引相手方の将来なすべき契約の意思表示に過ぎないのであつて、原告の思想はなんら表白されていないのである。従つて、そこに原告の著作権の生ずる余地はないといわなければならない。原告が本件ビー・エルの契約条項の取捨選択にいかに研究努力を重ねたにせよ、その苦心努力は著作権保護の対象とはなり得ないのである。」

＜参考；時計店の修理規約について著作物性・著作権の侵害を認めた判例

東京地判平成26年7月30日（H25（ワ）第28434号）＞

「千年堂」という屋号で時計修理サービス業を営む原告が、「銀座櫻風堂」という屋号で、同じく時計修理サービス業を営む被告に対し、「被告が銀座櫻風堂のウェブサイトに掲載した文言（修理規約を含む）及びトップバナー画像を作成し、ウェブサイトを構成したことは、原告の管理する千年堂のウェブサイトの文言等を複製又は翻案したものであつて、原告の著作権を侵害した」として、損害賠償金1000万円の支払いを求めるとともに、被告ウェブサイトに掲載された文言等のサイト上での使用の禁止を求めて訴

訟を提起したもの。

- ・「修理規約」の著作物性を認めた判旨

「共通する部分は、これらを個別にみる限り、別紙6に記載のとおり、他に適当な表現手段のない思想、感情若しくはアイデア、事実そのものであるか、あるいは、ありふれた表現にすぎないものというべきであって、直ちに創作的な表現と認めることは困難というべきである」

「一般に、修理規約とは、修理受注者が、修理を受注するに際し、あらかじめ修理依頼者との間で取り決めておきたいと考える事項を「規約」、すなわち条文や箇条書きのような形式で文章化したものと考えられるところ、規約としての性質上、取り決める事項は、ある程度一般化、定型化されたものであって、これを表現しようとするれば、一般的な表現、定型的な表現になることが多いと解される。このため、その表現方法はおのずと限られたものとなるというべきであって、通常の規約であれば、ありふれた表現として著作物性は否定される場合が多いと考えられる。」

「しかしながら、規約であることから、当然に著作物性がないと断ずることは相当ではなく、その規約の表現に全体として作成者の個性が表れているような特別な場合には、当該規約全体について、これを創作的な表現と認め、著作物として保護すべき場合もあり得るものと解するのが相当というべきである。」

「原告規約文言は、疑義が生じないよう同一の事項を多面的な角度から繰り返し記述するなどしている点（例えば、腐食や損壊の場合に保証できないことがあることを重ねて規定した箇所がみられる原告規約文言4と同7、浸水の場合には有償修理となることを重ねて規定した箇所が見られる原告規約文言5の1の部分と同54、～など）において、原告の個性が表れていると認められ、その限りで特徴的な表現がされているというべきであるから、「思想又は感情を創作的に表現したもの」（著作権法2条1項1号）、すなわち著作物と認めるのが相当というべきである。」

※原告規約文言1～59を個別に検討した結果は、全てについて「創作的な表現とは言えない」とされ、著作物性が否定された。

しかし、原告規約文言全体についての評価は、上記のように「同一の事項を多面的な角度から繰り返し記述するなどしている点（…）において、原告の個性が表れていると認められ、その限りで特徴的な表現がされているというべき」とされ、著作物性が肯定された。

(小池浩雄)

Q 3. 自分の店舗に掲げるための看板を、プロのデザイナーに発注して制作してもらいました。そのような看板のデザインには、常に著作物性が認められるのでしょうか？

A 広告用の看板は、商業目的で利用される応用美術であるため、そのデザインがありふれた表現の組み合わせであり、純粋美術と同視し得る程度の創作性が無いと認定されると、著作物性が否定される。

<著作物性を否定した裁判例；「シャトー勝沼」広告事件

平成26年01月22日知的財産高等裁判所（平成25(ネ)10066）>

「本件図柄は芸術作品としてではなく、あくまでも広告業におけるマーケティングの一環として作成されたものであるし（乙5・1，2頁），芸術作品として展示や販売に供されたというように，広告看板以外の目的に使用されたことを認めるに足りる証拠はない。そうすると，本件図柄は，あくまでも広告看板用のものであり，実用に供され，あるいは，産業上利用される応用美術の範ちゅうに属するというべきものであるところ，応用美術であることから当然に著作物性が否定されるものではないが，応用美術に著作物性を認めるためには，客観的外形的に観察して見る者の審美的要素に働きかける創作性があり，これが純粋美術と同視し得る程度のものでなければならぬと解するのが相当である。」

「このような観点から見ると，本件図柄のグラスの形状には，通常のワイングラスと比べて足の長さが短いといった特徴も認められるものの，それ以外にグラスとしての個性的な表現は見出せない。また，ワイナリーの広告としてワイングラス自体が用いられること自体は珍しいものではない上に，図柄が看板の大部分を占めている点も，ワイナリーの広告としてありふれた表現にすぎない。」

「そして，本件図柄を全体的に観察すると，上記ワイングラスの大きさや形状に加えて，被控訴人の商号及びワイナリーや工場の見学の勧誘文言が目立つような文字の配置と配色がなされていることが特徴的であるが，これも，一般的な道路看板に用いられているようなありふれた青系統の色と補色に近い黄色ないし白色のコントラストがなされているにとどまる。」

「そうすると，本件図柄には色彩選択の点や文字のアーチ状の配置など控訴人なりの感性に基づく一定の工夫が看取されるとはいえ，見る者にとっては宣伝広告の領域を超えるものではなく，純粋美術と同視できる程度の審美的要素への働きかけを肯定するこ

とは困難である。」

＜著作物性を肯定した裁判例；「商業広告事件」

昭和60年03月29日大阪地方裁判所（昭和58(ワ)1367）＞

「本件広告は、その視覚的効果を考慮して、右図案化された環状の鎖、シルエット状の石油採取設備、波ないしは海洋を表現するための暗色、18個の工具の部品の写真、バルブの写真及びそれぞれの各英文文字を構成素材としてこれを一紙面に釣合よく配置し、見る者をして、全体として一つの美的な纏まりのある構成を持つものとして表現されている。右認定した本件広告は、その表現形態に照らせば、これによつて表現しようとする事柄の内容面から見れば単に三和通商の提供するサービス及び商品を示したに止まるが、その表現形式に目を向ければ、全体として一つの纏まりのあるグラフィック（絵画的）な表現物として、見る者の審美的感情（美感）に呼びかけるものがあり、且つその構成において作者の創作性が現われているとみられるから、かようなグラフィック作品として、法10条1項4号が例示する絵画の範疇に類する美術の著作物と認め得るものである。」

（小池浩雄）

Q 4. 先日読んだ小説が非常に面白かったので、他の人にもぜひお勧めしたいと思い、その粗筋を書いて、自分の感想と共にブログにアップしました。この場合、小説に係る著作権を侵害するでしょうか？

A 小説の粗筋の紹介は、著作権法32条第1項の要件を満たせば引用に該当するので、著作権が及ばない場合がある。引用に該当しない場合であっても、その粗筋が、具体的な表現を捨象したものであれば、著作権を侵害しない。

＜文化庁HPにおけるQ&A＞

Q. 最新のベストセラー小説のあらすじを書いて、ホームページに掲載することは、著作権者に断りなく行えますか。

A. どの程度のあらすじかによります。

ダイジェスト(要約)のようにそれを読めば作品のあらましが分かるというようなものは、著作権者の二次的著作物を創作する権利（翻案権、第27条）が働くので、要約の作成について著作権者の了解が必要です。また、作成された要約をホームページに掲載

し送信する行為(複製、公衆送信)も元の作品の著作権者の二次的著作物を利用する権利(第28条)が働くので、要約の作成と同時に当該著作権者の了解を得ておく必要があります。一方、2~3行程度の極く短い内容紹介や「夭折の画家の美しくも哀しい愛の物語」などのキャッチコピー程度のものであれば、著作権が働く利用とは言えず、著作権者の了解の必要ありません。

<参考；速読本舗事件，東京地裁平成13.12.3判決>

・当事者の主張

「被告は、平成8年ころからインターネット上にホームページ「速読本舗」を開設し、「ビジネス書を中心に毎月4冊の書籍を選び、その内容を要約し、書評を加えて会員の皆様にお届け(メールサービス)します。『読みたい本はある』『だけど時間がない』という経営者、ビジネスマンの皆様に最適です。」と明示の上、多くの書籍を要約して要約文を掲載しているが、別紙第1目録その1ないし4記載の各要約文(以下「被告要約文1ないし4」と、これらをあわせて「被告各要約文」という。)もその例である。」

「被告は、被告要約文1を～被告要約文4を同9年5月より、ホームページ上に掲載している。被告各要約文は、本件各書籍に依拠し、本件各書籍を無断で複製ないし翻案したものである。本件書籍1については、別紙対比表1ないし4のうち、3’は複製であり、1’、2’及び4’は翻案である。～したがって、被告は、被告各要約文をインターネット上のホームページ「速読本舗」に掲載することにより原告の翻案権、複製権及び公衆送信権を各侵害している。」

「また、被告各要約文は、原告の著作者人格権(同一性保持権)を侵害している。本件書籍1については、被告は、本件書籍1につき、別紙対比表3を3’と無断で改変し、また同表1’、2’及び4’と無断で翻案して改変している。～」

・理由

「被告は、本件口頭弁論期日に出頭せず、答弁書その他の準備書面を提出しない。したがって、被告において請求原因事実を争うことを明らかにしないものとして、これを自白したものとみなす。上記の事実によれば、原告らの請求はいずれも理由がある。」

(小池浩雄)

Q 5. 人形作家が作成した人形を写真に撮影して、その写真を自分のHPに掲載しました。

人形は3次元の立体物ですから、その立体物を写真で2次元的に写したものは複製に該

当しないので、著作権的に問題ないと思うのですが、如何でしょうか？

A この場合複製には該当しないが、人形を写真で写したものは人形の著作物を翻案した二次的著作物になるため（27条）原著作者の権利が及ぶ。従って、原著作者の許諾を得ずに写真をHPに掲載すれば、公衆送信権（23条）を侵害すると考えられる。

<知財高裁平成19.7.25平成19(ネ)10022損害賠償等請求控訴事件>

「前記(1)の認定事実によれば、本件写真集に掲載された本件各人形の写真は、本件各人形の形状・色彩等をただ単に写真の形式を借りて平面的に改めたものではなく、Aらにおいて、被写体として選択した本件各人形ごとに構図、カメラアングル、背景、照明等の組合せを選択、調整するなど、さまざまなアイデア、工夫を凝らして撮影し、作品として完成したものであり、正に、撮影者であるAらの思想又は感情を創作的に表現したものであるから、二次的著作物としての創作性が認められることに疑いを入れる余地はない。」

<参考；キン肉マンプラスチック消しゴム事件，東京地裁昭和61.9.19昭和60（ワ）7392著作権侵害差止等請求事件>

テレビ漫画映画のキャラクターを製作者に無許諾で消しゴムとして立体化したものを販売した業者に対し、「複製権」の侵害として訴えたもの。被告が事実について争わなかったため、そのまま「複製」（三次元的に作出し、有形的に再生した）と認定された。

<参考；版画写真事件，平成10年11月30日判決 昭和63年（ワ）第1372号 損害賠償請求事件>

版画を忠実に写した写真について著作物性を否定し、原作品の版画を複製したものであると認定した。

「本件写真は、原作品がどのようなものかを紹介するために版画をできるだけ忠実に再現することを目的として撮影された版画全体の写真であること、これらの対象となった版画は、おおむね平面的な作品であるが、（一部）については凹凸の部分があること、版画をできるだけ忠実に再現した写真を撮影するためには、光線の照射方法の選択と調節、フィルムやカメラの選択、露光の決定等において、技術的な配慮をすることが必要であること、が認められる。」

「ところで、本件写真のように原作品がどのようなものかを紹介するための写真にお

いて、撮影対象が平面的な作品である場合には、正面から撮影する以外に撮影位置を選択する余地がない上、右認定のような技術的な配慮も、原画をできるだけ忠実に再現するためにされるものであって、独自に何かを付け加えるというものではないから、そのような写真は、『思想又は感情を創作的に表現したもの』（著作権法二条一項一号）ということとはできない。」

「原告らは、平面的な作品を撮影する場合であっても、原画の芸術的特性を理解して、それを表現することが不可欠である旨主張し、本件写真の個々の作品について、原画の芸術的特性やそれを表現するために工夫した点について主張しており、（人証）は、平面的な作品を撮影する場合であっても原画の芸術的特性を理解して、それを表現することが必要である旨供述（する）が、そのようなことがあったとしても、それは、原画をできるだけ忠実に再現するためのものであると認められ…右認定を覆すに足りるものではない。」

「また、右認定のとおり、本件写真の撮影対象には、完全に平面ではなく、凸凹があるものがあるが、…それらの凸凹はわずかなものであり、それがあることによって撮影位置を選択することができることも認められないから、これらの完全に平面ではない作品を撮影した写真についても著作物性を認めることはできない。」

（小池浩雄）

Q 6. 自分のホームページを作成しようと思います。その際に、他人が既に作成しているホームページを真似した場合、著作権上問題になることはあるでしょうか？

A 編集物（データベースに該当するものを除く）でその素材の選択または配列によって創作性を有するものは、著作物として保護する（第12条第1項）。

ホームページの画面は、ありふれた要素の単なる寄せ集めでなく創作性が認められれば、編集著作物として保護される。したがって、他人のホームページの画面が創作性を有するものであれば、それを真似してホームページを作成すると、複製権又は翻案権並びに公衆送信権を侵害する（ホームページのレイアウトは、具体的な表現ではなくアイデアや手法であるから、レイアウトだけを真似た場合は著作権を侵害しない。）。

<ホームページの画面について、著作物性を認めた判例；（京都高校総体ホームページ事件，平成13年05月31日京都地方裁判所（平成10(ワ)3435）>

「本件画面は、画像，文字情報，動画などが組み合わされて表現されたものであり，制作者の思想が創作的に表現されている知的・文化的精神活動の所産と評価することがで

きるから、著作物性を肯定することができる。～著作権法にいう創作的な表現とは、他に類例がない程度の独創性をいうものではなく、作者の個性が何らかの形で表現されていれば足りると解されるどころ、少なくとも、具体的な表現形式として誰がしても本件画面のような配置になるものではないから、作者の個性が表現されているといえる。」

(小池浩雄)

Q 7. 斬新なデザインの家具をCADシステムを使用して設計しました。この家具のCAD図は著作物として保護されますか？。

A 設計図やCAD図面は、基礎的訓練を受けた者であれば誰でも理解できるように表現されているのが通常であり、その表現に創作性が認められる範囲は限定的です。また、CAD図面自体に著作物性が認められたとしても、CAD図面をもとにして生産された家具には著作権は及びませんので、著作権で家具の販売を差し止めることはできません。家具のデザインの保護を求める場合は意匠権の取得を検討して下さい。

<裁判例：スモーキングスタンド事件（平成9年4月25日判決 東京地裁平成5年（ワ）第22205号）>

・事案の概要

Aの依頼に応じてスモーキングスタンド等のインテリア備品の設計図を作成した原告が、同設計図を用いて製作される商品と酷似した商品を被告が製造、販売していることが、原告の設計図についての著作権、著作者人格権等の侵害に該当するとして、製造、販売の差止め、謝罪広告、損害賠償を求めた。

・裁判所の判断

工業製品の設計図は、そのための基本的訓練を受けた者であれば、だれでも理解できる共通のルールに従って表現されているのが通常であり、その表現方法そのものに独創性を見出す余地はなく、本件設計図もそのような通常の設計図であり、その表現方法に独創性、創作性は認められない。本件設計図から読みとることのできる什器の具体的デザインは、本件設計図との関係でいえば表現の対象である思想又はアイデアであり、その具体的デザインを設計図として通常の方法で表そうとすると、本件設計図上に現に表現されている直線、曲線等からなる図形、補助線、寸法、数値、材質等の注記と大同小異のものにならざるを得ないのであって、本件設計図上に現に表現されている直線、曲線等からなる図形、補助線、寸法、数値、材質等の注記等は、表現の対象の思想である什器の具体的デザインと不可分のものである。本件設計図の右のような性質と、本件設計図に表現された什器の実物そのものは、デザイン思想を表現したものとはいえ、大量生産される実用品であって、著作物とはいえないことを考え合わせると、本件設計図を

著作物と認めることはできない。

(神谷十三和)

Q 8. キャラクターを作成したので保護を受けたいのですが、どうすれば良いですか？

。A 「視覚的に表現した」キャラクターは、美術の著作物として著作物性を有します。但し、「漫画の具体的表現から昇華した登場人物の人格である抽象概念」のキャラクター自体には著作物性は認められません（ポパイネクタイ事件、最高裁平成9年7月17日判決）。

したがって、「視覚的に表現した」キャラクターについては、著作権の保護を受けることができ、他人が同じ、又は類似したキャラクターの表現を使用して営業している場合には、複製権、または翻案権の侵害が認められます。また、著作者は、著作権を譲渡したり使用許諾をしても、著作権者等が著作者の意に反して改変を行った場合には同一性保持権の侵害が認められ、キャラクターの表現について保護を受けることができます。

。<裁判例：ポパイネクタイ事件（平成9年7月17日判決 最高裁平成4年(オ)1443号）>

・事案の概要

ポパイを主人公とする一話完結形式の漫画の著作権者である原告が、ポパイの図柄等を付したネクタイを販売している被告に対して、図柄の使用の差止めを求めた。

・裁判所の判断

著作権法上の著作物は、「思想又は感情を創作的に表現したもの」（同法2条1項1号）とされており、一定の名称、容貌、役割等の特徴を有する登場人物が反復して描かれている一話完結形式の連載漫画においては、当該登場人物が描かれた各回の漫画それぞれが著作物に当たり、具体的な漫画を離れ、右登場人物のいわゆるキャラクターをもって著作物ということはできない。けだし、キャラクターといわれるものは、漫画の具体的表現から昇華した登場人物の人格ともいうべき抽象的概念であって、具体的表現そのものではなく、それ自体が思想又は感情を創作的に表現したものであることができないからである。したがって、一話完結形式の連載漫画においては、著作権の侵害は各完結した漫画それぞれについて成立し得るものであり、著作権の侵害があるというためには連載漫画中のどの回の漫画についていえるのかを検討しなければならない。

このような連載漫画においては、後続の漫画は、先行する漫画と基本的な発想、設定のほか、主人公を始めとする主要な登場人物の容貌、性格等の特徴を同じくし、これに新たな筋書を付するとともに、新たな登場人物を追加するなどして作成されるのが通常

であって、このような場合には、後続の漫画は、先行する漫画を翻案したものといえることができるから、先行する漫画を原著作物とする二次的著作物と解される。そして、二次的著作物の著作権は、二次的著作物において新たに付与された創作的部分のみについて生じ、原著作物と共通しその実質を同じくする部分には生じないと解するのが相当である。けだし、二次的著作物が原著作物から独立した別個の著作物として著作権法上の保護を受けるのは、原著作物に新たな創作的要素が付与されているためであって（同法2条1項11号参照）、二次的著作物のうち原著作物と共通する部分は、何ら新たな創作的要素を含むものではなく、別個の著作物として保護すべき理由がないからである。

（中略）

本件図柄一は、第一回作品において表現されているポパイの絵の特徴をすべて具備するというに尽き、それ以外の創作的表現を何ら有しないものであって、仮に後続作品のうちいまだ著作権の保護期間の満了していないものがあるとしても、後続作品の著作権を侵害するものとはいえないから、被上告人B1は、もはや上告人の本件図柄一の使用を差止めることは許されないというべきである。

（神谷十三和）

Q9. プログラムを構成する機能部品（所定の機能を実現するためのひとまとまりのコード群、モジュール、サブルーチン、関数等と呼ばれる）は著作物として認められますか？。プログラムにおいて全体としては異なっているけれども、機能部品レベルで類似すれば著作権侵害となりますか？。

A プログラムを構成する機能部品も、プログラム的一种であり、それ自体一つのまとまりのある思想を創作的に表現したものであれば著作物です。したがって、プログラムを構成する機能部品のレベルで類似していれば著作権侵害となりことがあります。ただし、その機能部品が汎用的に使用されている汎用部品、またはそのような汎用部品を多少修正した程度の部品の場合は、著作物性が認められないため、著作権侵害とはなりません。

<裁判例：自動接触角計プログラム事件（平成26年4月24日判決 東京地裁平成23年(ワ)第36945号）>

・事案の概要

原告が、元従業員が設立した会社が販売する自動接触角計に搭載されたプログラムの旧バージョンの接触角計算部分（全体の10数%程度）は原告の接触角計算プログラムを複製又は翻案したもので、被告が自動接触角計を製造、販売することは原告のプログラムの著作物の著作権を侵害するとして損害賠償を請求した。その後、新バージョンの接触角計算プログラムも原告のプログラムの著作物の著作権を侵害するとして使用の

差止めを求めて追起訴した。

・裁判所の判断

(1) 原告プログラムの著作物性について

$\theta/2$ 法や接線法により液滴の接触角を計測するという原告プログラムの目的のためには、名称や関数等の定義や関数等の種類や内容、変数等への値の引渡しの方法、サブルーティン化の有無やステップ記載の順序等において多様な記載方法があるところ、原告接触角計算（液滴法）プログラムのソースコードは、上記の目的を達成するために工夫を凝らして2000行を超える分量で作成されたものであると認められる。

そうすると、原告接触角計算（液滴法）プログラムは、全体として創作性を有するものといえることができるから、プログラムの著作物であると認められる。

(2) 被告旧接触角計算プログラムは原告接触角計算プログラムを複製又は翻案したものであるか否かについて

被告旧バージョン中、被告旧接触角計算（液滴法）プログラムの本件対象部分に対応する部分は、ソースコードの記載の大半において、記載内容や記載の順序が非常に類似して実質的に同一性を有するものであるところ、これは、原告接触角計算（液滴法）プログラムの本件対象部分に依拠して被告乙Aが主に担当して作成したものであること、そして、上記実質的同一性を有する部分には個性が表出された創作性を有する箇所が含まれることが認められる。そうであるから、被告旧接触角計算（液滴法）プログラムの本件対象部分に対応する部分は、原告接触角計算（液滴法）プログラムを複製又は翻案したものと認められる。

(3) 被告新接触角計算プログラムは原告接触角計算プログラムを翻案したものであるか否かについて

原告接触角計算（液滴法）プログラムと被告新接触角計算（液滴法）プログラムとは、ソースコードの記載の方法、内容及び順序等がかなり異なり、ソースコードの記載が類似する部分は、いずれも十数行と比較的短く、単純な計算を行う3箇所に限定されるから、両者のソースコードの記載に実質的同一性があると認めることはできず、他にこれを認めるに足りる証拠はない。

原告は、両者のプログラムの構造ないし枠組みが類似するとか、表現の基本的な筋に変更がないとか、各ブロックが1対1に対応するなど主張するが、これは概括的な処理の流れである解法の類似性を述べるものに過ぎず、直ちに両者の表現自体の同一性を根拠付けるものとはいえない。

(神谷十三和)

Q10. 出願人に無断で明細書や意見書の内容をホームページに掲載すると著作権侵害

となることがありますか？。

A 特許庁HPのQ&Aには「公報に掲載されている明細書や図面等は、通常、その創作者である出願人等が著作権を有していますので、転載する場合は許諾が必要になることがあります。」と記載されています。

特許公報等は著作権法第13条の「権利の目的とならない著作物」には該当しませんので、著作権法第30条～第50条の「著作権の制限」に該当する複製等の場合を除き、出願人等に無断で明細書等の内容をホームページに掲載すると著作権侵害となります。

但し、特許公報等に創作性が認められない場合は著作物とは認められませんので、著作権侵害とはなりません。

<裁判例：(平成23年4月27日判決 東京地裁平成22年(ワ)第35800号 損害賠償請求事件)>

・事案の概要

原告が、被告の商品台紙に掲載した取扱説明文及び写真は、原告が実用新案登録出願の願書に添付した明細書及び図面を補正するため特許庁に提出した手続補正書を複製又は翻案したものであり、被告の行為は、原告の有する手続補正書の著作権を侵害すると主張して、損害賠償の支払を求めた。

・裁判所の判断

A部分は、本件明細書の「3 考案の詳細な説明」の「例I おにぎり(5')」の上に型当て板(1)を当て上からふりかけ、ごま、桜でんぶ、青のり等粒状の具(6)をくりぬき部(2)にうめ込んで型当て板(1)をとりのぞけばおにぎり(5')に花や動物等の絵や模様や字がえがき出されて美しいおにぎりとなっている。」とある部分である。

原告は、A部分は、原告が独自に考え思い付いたものを説明したものであって、言語による表現で何らかの個性、独自性があり、他人の真似、模倣でないものが言語で表現されている創作的部分である旨主張する。

しかし、A部分は、実施例についての記述であり、実施例に表れた技術的思想や実施例に示された実施方法それ自体は、アイデアであって表現ではないから、それ自体は著作権法によって保護されるべき対象とならない。

そして、A部分の具体的表現も、①おにぎりの上に型当て板を当て、②上から、ふりかけ、ごま、桜でんぶ、青のり等の粒状の具をくり抜き部に埋め込んで、③型当て板を取り除くと、④おにぎりに花や動物等の絵、模様や、字が描き出されて、⑤美しいおにぎりができるということを、一般に使用されるありふれた用語で表現したものにならず、表現上の創作性を認めることはできない。

したがって、A部分に言語の著作物としての創作性を認めることはできない。

Q 1 1. 量産品のデザインに著作権はありますか？。

A 量産品が実用品である場合は、一般に「文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの（2条1項1号）」とはいえず、著作物とは認められません。

ただし、量産品であっても、純粋美術に該当すると認めうる高度の美的表現を具有しているときは、美術の著作物として著作権法の保護対象となりえます（仏壇彫刻事件：神戸地裁姫路支部昭和54年7月9日判決）。

<裁判例：仏壇彫刻事件（神戸地裁姫路支部昭和54年7月9日判決）>

・事案の概要

原告は、彫刻師であるところ、昭和44年頃、仏壇の内部を飾る彫刻（本件彫刻）の原型を完成し、これにプラスチックを流しこんで制作した製品を販売していたところ、被告が、上記製品を一部修正した製品を使用した仏壇を販売等していたため、原告が、被告の行為により本件彫刻の著作権が侵害された旨主張し、複製等の差止め、型枠の廃棄及び損害賠償を請求した。

・裁判所の判断

著作権法は、2条1項1号で美術の範囲に属するものを著作物の対象とすると規定するとともに、2条2項では、「美術の著作物」には美術工業品を含む、と規定しているので、応用美術のうち美術工芸品に属しないものは美術の著作物として著作権法の保護の対象となりうるかは問題である。

応用美術をどこまで著作権法の保護対象となすべきかは意匠法等工業所有権制度との関係で困難な問題が存するが、産業上利用を目的とする創作は総じて意匠法等工業所有権制度の保護対象としていること等を勘案すると、応用美術であっても、本来産業上の利用を目的として創作され、かつ、その内容および構成上図案またはデザイン等と同様に物品と一体化して評価され、そのものだけ独立して美的鑑賞の対象となしがたいものは、意匠法等により保護をはかるべく、著作権を付与すべきではないが、これに対し、実用品に利用されていても、そこに表現された美的表象を美術的に鑑賞することに主目的があるものについては、純粋美術と同様に評価して、これに著作権を付与するのが相当である。

したがって、著作権法2条2項は、高度の美的表現を目的とする美術工芸品にも著作権が付与されるという当然のことを注意的に規定しているものと解される。そうだとすると、応用美術作品が同時に形状・内容および構成などにてらし純粋美術に該当すると認めうる高度の美的表現を具有しているときは美術の著作物として著作権法の保護の対象となりうるわけである。

本件彫刻は仏壇の装飾に関するものであるが、表現された紋様・形状は、仏教美術上の彫刻の一端を窺わせ、単なる仏壇の付加物ないしは慣行的な添物というものではなく、それ自体美的鑑賞の対象とするに値するのみならず、彫刻に立体観・写実観をもたせるべく独自の技法を案出駆使し、精巧かつ端整に作品を完成し、誰がみても、仏教美術的色彩を背景とした、それ自体で美的鑑賞の対象たりうる彫刻であると観察することができるものであり、その対象・構成・着想等から、専ら美的表現を目的とする純粋美術と同じ高度の美的表象であると評価しうるから、本件彫刻は著作権法の保護の対象たる美術の著作物であるといわなければならない。

(神谷十三和)

Q 1 2. 標語、キャッチフレーズは著作物として保護されますか？。

A 標語やキャッチフレーズが、著作物であるかどうかは、ケースバイケースで判断されると考えられます。単に言葉を羅列し語呂よく組み合わせただけのもの、ありふれた表現などは、著作物性が認められません。ただし、言語の著作物として創作性が認められるような表現であれば、標語やキャッチフレーズであっても、著作物性が認められる場合があると考えられます。標語については、五・七・五調を用いて作成された交通安全のための交通標語について、著作物性を認めた裁判例（東京地裁平成13年5月30日判決）があります（文化庁HPの著作権Q&A）。

<裁判例：(平成13年10月30日判決 知財高裁平成13年(ネ)第3427号損害賠償請求控訴事件)(原審：平成13年5月30日判決 東京地裁平成13年(ワ)第2176号)>

・事案の概要

「ボク安心ママの膝よりチャイルドシート」というスローガンを創作した原告が、「ママの胸よりチャイルドシート」を作成し、交通事故防止キャンペーンのためのスローガンとして各テレビ局で放映させた被告に対して、被告スローガンは原告スローガンの著作権（複製権・翻案権）を侵害しているとして損害賠償を求めた。1審は原告スローガンの著作物性を肯定したが、被告スローガンと実質的に同一のものではないとして原告の請求を棄却したので、原告が控訴した。

・原審の判断

原告は、親が助手席で、幼児を抱いたり、膝の上に乗せたりして走行している光景を数多く見かけた経験から、幼児を重大な事故から守るには、母親が膝の上に乗せたり抱いたりするよりも、チャイルドシートを着用させた方が安全であるという考えを多くの人に理解してもらい、チャイルドシートの着用習慣を普及させたいと願って、「ボク安心 ママの膝（ひざ）より チャイルドシート」という標語を作成したことが認められ

る。そして、原告スローガンは、3句構成からなる5・7・5調（正確な字数は6字、7字、8字）調を用いて、リズムカルに表現されていること、「ボク安心」という語が冒頭に配置され、幼児の視点から見て安心できるとの印象、雰囲気表現されていること、「ボク」や「ママ」という語が、対句的に用いられ、家庭的なほのぼのとした車内の情景が効果的かつ的確に描かれているといえることなどの点に照らすならば、筆者の個性が十分に発揮されたものといえることができる。

したがって、原告スローガンは、著作物性を肯定することができる。

#### ・控訴審の判断

原告スローガンや被告スローガンのような交通標語の著作物性の有無あるいはその同一性ないし類似性の範囲を判断するに当たっては、①表現一般について、ごく短いものであったり、ありふれた平凡なものであったりして、著作権法上の保護に値する思想ないし感情の創作的表現がみられないものは、そもそも著作物として保護され得ないものであること、②交通標語は、交通安全に関する主題（テーマ）を盛り込む必要性があり、かつ、交通標語としての簡明さ、分りやすさも求められることから、これを作成するに当たっては、その長さ及び内容において内在的に大きな制約があること、③交通標語は、もともと、なるべく多くの公衆に知られることをその本来の目的として作成されるものであること（原告スローガンは、財団法人全日本交通安全協会による募集に応募した作品である。）を、十分考慮に入れて検討することが必要となるというべきである。

そして、このような立場に立った場合には、交通標語には、著作物性（著作権法による保護に値する創作性）そのものが認められない場合も多く、それが認められる場合にも、その同一性ないし類似性の認められる範囲（著作権法による保護の及ぶ範囲）は、一般に狭いものとならざるを得ず、ときには、いわゆるデッドコピーの類の使用を禁止するだけにとどまることも少なくないものというべきである。

これを本件についてみると、原告スローガンに著作権法によって保護される創作性が認められるとすれば、それは、「ボク安心」との表現部分と「ママの膝（ひざ）よりチャイルドシート」との表現部分とを組み合わせた、全体としてのまとまりをもった5・7・5調の表現のみにおいてであって、それ以外には認められないというべきである。

これに対し、被告スローガンにおいては、「ボク安心」に対応する表現はなく、単に「ママの胸より チャイルドシート」との表現があるだけである。そうすると、原告スローガンに創作性が認められるとしても、それは、前記のとおり、その全体としてのまとまりをもった5・7・5調の表現のみにあることからすれば、被告スローガンを原告スローガンの創作性の範囲内のものとすることはできないという以外にない。

（神谷十三和）

## 著作権Q&A（著作権、著作者人格権）

Q1：ゲームに用いられるパラメータを置き換えることによりゲームをパワーアップできるメモリーカードを輸入販売する者は、同一性保持権を侵害するか？

A：ゲームソフトの映像は、思想又は感情を創作的に表現したものであり、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属する著作物である（2条1項1号、10条1項7号）。

メモリーカードの使用によりゲームソフトを改変し、著作者の意に反してストーリーの改変をもたらせば同一性保持権を侵害する（20条1項）。

事例：ときめきメモリアル事件 最高裁平成11年（受）955号

<事実関係概要>

本件は、コンピュータ用ゲームソフト「ときめきメモリアル」について著作者人格権を有する被上告人が、商品名「X-TERMINATOR PS版 第2号 ときメモスペシャル」というメモリーカードを輸入、販売する上告人の行為は被上告人の有する同一性保持権を侵害するものであると主張して、慰謝料を請求する事件である。

<原審の適法に確定した事実関係の概要>

被上告人は、本件ゲームソフトについて著作者人格権を有する。本件ゲームソフトは、ゲームを行う主人公（プレイヤー）が架空の高等学校の生徒となって、設定された登場人物の中からあこがれの女生徒を選択し、卒業式の当日、この女生徒から愛の告白を受けることを目指して、3年間の勉強や出来事、行事等を通してあこがれの女生徒から愛の告白を受けるのにふさわしい能力を備えるための努力を積み重ねるという内容の恋愛シミュレーションゲームである。

本件ゲームソフトにおいては、プレイヤーの能力値として9種類の表パラメータ（体調、文系、理系、芸術、運動、雑学、容姿、根性及びストレス）及び3種類の隠しパラメータ（女生徒のプレイヤーに対する評価を示すときめき度、友好度及び傷心度。以下、表パラメータと併せて「パラメータ」という。）の初期値が設定されている。そして、プレイヤーが選択できるコマンドが予め設定されるとともに、コマンドの選択により上昇するパラメータと下降するパラメータとが連動するように設定されており、プレイヤーが到達したパラメータの数値いかんにより女生徒から愛の告白を受けることができるか否かが決定される。本件ゲームソフトにおいては、初期設定の主人公の能力値からスタートし、あこがれの女生徒から愛の告白を受けることを目標として主人公自身の能力を向上させていくことが中核となるストーリーであり、その過程で主人公の能力値の達成度等に応じて他の女生徒との出会いがあるという設定となっており、そのストーリーは、一定の条件下に一定の範囲内で展開されるものである。

(2) 上告人は、本件メモリーカードを輸入し、522個販売した。本件メモリーカードには、データの記憶単位（ブロック1ないし13）に本件ゲームソフトで使用されるパラメータがデータとして収められ、プレイヤーは、本件ゲームソフトのプログラムを実行するに当たり、本件メモリーカードの任意のブロック内のデータをゲーム機のハードウェアに読み込んで、そのデータを使用することができる。

(3) 本件ゲームソフトにおいては、主人公の能力値が低い段階からスタートし、コマンドの選択により上昇するパラメータと下降するパラメータとが連動する形で設定されているため、最も効率よく表パラメータの数値を上昇させることができたとしても、卒業間近の時点で特定少数の表パラメータを高数値にするのが限度であり、プレイヤーの主体的な操作のみで9種類の表パラメータのほとんどを高数値にすることはできない。また、表パラメータの数値が一定値に達する時期までは女生徒が登場しない前提でストーリーの展開が図られている。

これに対し、本件メモリーカードのブロック1ないし11のデータを使用すると、入学直後の時点でストレス以外の表パラメータのほとんどが極めて高い数値となり、これがあこがれの女生徒に合った達成度でプレイできるような数値である結果、入学当初から本来は登場し得ない女生徒が登場する。

また、本件メモリーカードのブロック12又は13のデータを使用すると、ゲームスタート時点が卒業間近の時点に飛び、その時点でストレス以外のすべての表パラメータの数値が本来ならばあり得ない高数値に置き換えられ、かつ、あこがれの女生徒から愛の告白を受けるのに必要な隠しパラメータの数値を充たすようにデータが収められており、必ずあこがれの女生徒から愛の告白を受けることができるようになっている。

#### <最高裁の判断>

1. 本件ゲームソフトの影像是、思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものとして、著作権法2条1項1号にいう著作物といえるものであるところ、前記事実関係の下においては、本件メモリーカードの使用は、本件ゲームソフトを改変し、被上告人の有する同一性保持権を侵害するものと解するのが相当である。けだし、本件ゲームソフトにおけるパラメータは、それによって主人公の人物像を表現するものであり、その変化に応じてストーリーが展開されるものであるところ、本件メモリーカードの使用によって、本件ゲームソフトにおいて設定されたパラメータによって表現される主人公の人物像が改変されるとともに、その結果、本件ゲームソフトのストーリーが本来予定された範囲を超えて展開され、ストーリーの改変をもたらすことになるからである。

以上と同旨の原審の判断は、正当として是認することができ、原判決に所論の違法はない。

2. 本件メモリーカードは、前記のとおり、その使用によって、本件ゲームソフトにつ

いて同一性保持権を侵害するものであるところ、前記認定事実によれば、上告人は、専ら本件ゲームソフトの改変のみを目的とする本件メモリーカードを輸入、販売し、多数の者が現実に本件メモリーカードを購入したものである。そうである以上、上告人は、現実に本件メモリーカードを使用する者がいることを予期してこれを流通に置いたものといえることができ、他方、前記事実によれば、本件メモリーカードを購入した者が現実にこれを使用したものと推認することができる。そうすると、本件メモリーカードの使用により本件ゲームソフトの同一性保持権が侵害されたものといえることができ、上告人の前記行為がなければ、本件ゲームソフトの同一性保持権の侵害が生じることはなかったのである。

したがって、専ら本件ゲームソフトの改変のみを目的とする本件メモリーカードを輸入、販売し、他人の使用を意図して流通に置いた上告人は、他人の使用による本件ゲームソフトの同一性保持権の侵害を惹起したものとして、被上告人に対し、不法行為に基づく損害賠償責任を負うと解するのが相当である。

所論の点に関する原審の判断は、結論において正当であり、原判決に所論の違法はない。

(異 正吾)

Q 2 : ①遺族以外の者が故人の人格的利益保護の措置を請求することができるのか？

②また、著作物である建築物を解体移築することは改変となり同一性保持権の侵害となるのか？

A ① : 著作者人格権は、著作者の一身に専属し、譲渡することができない (59条)。

著作者が存しているとしたならばその著作者人格権の侵害となる行為をしてはいけない (60条)。

著作者の遺族は、著作者人格権を侵害する行為をした者等に対して差止め請求、名誉回復の措置の請求ができる (116条1項)。著作者は、遺言により遺族に代えて請求する者を指定することができる (同条3項)。

A ② : 建築物は、著作物である (2条1項1号、10条1項5号)。

著作者は、著作物の同一性を保持する権利を有し、その意に反して改変を受けない (20条1項)。

建築物の改変等については、同条1項の適用を受けない (同条2項)。

著作者が存しているとしたならばその著作者人格権の侵害となる行為をしてはいけないが (60条)、その行為の性質等によりその行為が著作者の意を害しないと認められる場合にはこの限りではない (同条但し書き)。

事例：著作権仮処分命令申立事件

東京地裁 平成15年6月11日決定

平成15年（ヨ）22031号

(1) 事実関係概要

学校法人Kの経営するK大学構内建物「新萬来舎」と隣接の庭園は故Nと故Tとの共同著作に係るもので、両者は一体として建築の著作物と認められるものであったが、K大学は新校舎建設のためこれらを一旦解体して一部を新校舎の屋上に移転することを計画した。

そこで、故Nの遺言により故Nの全ての著作物に対する権利を譲受けたと称するアメリカのA財団が学校法人Kに対し、著作物人格権（同一性保持権）を侵害するとして、解体移築差止の仮処分命令を申立てた。

(2) 争点

争点1

Aは、故Nの著作物に関する著作者人格権を行使する権利を承継したか。

争点2

本件工事による著作物改変の有無、著作権法20条2項2号又は60条但書の有無に関し、著作者人格権の侵害の有無が争われた。

(3) 裁判所の判断

①争点1について

著作者人格権は一身専属であるが（59条）、著作者の死後においても人格的利益の保護が受けられる（60条）。

法60条の規定に違反する者等に対し遺族は権利行使が可能である（116条1項）。遺族以外の者でも、遺言により指定を受けた者は116条1項の請求をすることができる（116条3項）。

指定があったものと認められるためには、自己の著作物の死後における改変に対する対応を遺贈の相手に委ねた意思が読み取れる必要がある。

しかし、遺言書には、著作権法第116条3項にいう「指定」を行使することを明示的に示す文言は存在せず、しかも遺言書の全体からしても「指定」があったものと認めることができない。

よって、Aは、故Nから著作権法第116条3項にいう「指定」を受けていたことについて疎明がされているということとはできない。

②争点2について

本件建物全体は庭園と一体の1個の著作物を構成する。

建物の東側についての空間的特性が失われること、一般的に鉄筋コンクリートの建物はいったん解体してしまうと復元が難しいとされており、本件建物の壁面と一体となっているテラコッタタイルの復元は困難であること等に鑑みれば、本件工事により、本件建物につき、制作者の意図した特徴が一部損なわれる結果を生じるといわざるを得ない。

従って、本件工事は、著作物を改変し、著作物の同一性を損なう結果となる（20条1項）。

しかし、建築物については、鑑賞目的というよりも、むしろ現実に使用することを目的として製作されるものであることから、一定の範囲で著作者の同一性保持権を制限し、改変を許容することとしている。この点からすると、本件工事は経済的・実用的観点から必要な範囲の増改築であって、本件工事は20条2項2号にいう増改築に該当し、著作物の同一性を侵害するものではない。

また、本件工事は、公共目的のために必要に応じた大きさの建物の建築であり、しかも現状を可能な限り復元するものなので、60条但し書が適用される。

（巽 正吾）

Q3： 一般向け商業誌へ投稿された俳句を添削し入選として掲載することは、同一性保持権の侵害となるか？

A： 俳句は、思想又は感情を創作的に表現したものであり、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属する著作物である（2条1項1号、10条1項1号）。

俳句を添削することは、思想又は感情の改変をもたらす同一性保持権を侵害する（20条1項）。

俳句を掲載することは、複製権を侵害する（21条）。

しかし、法令中の公の秩序に関しない規定と異なる慣習がある場合において、法律行為の当事者がその慣習による意思を有しているものと認められるときは、その慣習に従う（民法第92条（任意規定と異なる慣習））。

事例：俳句投稿事件 東京高裁 平成9年（ネ）第4146号

<事実関係概要>

控訴人は、A、B、C記載の俳句を創作し、雑誌「NHK出版 俳句」の「入選句」欄に、選者（被控訴人）を指定して、本件各俳句を投句した。

被控訴人は、本件俳句Aをa記載のとおり、本件俳句Bをb記載のとおり、本件俳句Cをc記載のとおり、それぞれ添削し改変した上で入選句として選定した。そして、雑誌に各入選句を掲載し、雑誌を販売した。

- A 波の爪砂をつまんで桜貝
- B 井戸水からメロンの網目がたぐらるる
- C みのうえに蓑虫銀糸の雨も編め
  - a 砂浜に波が爪たて桜貝
  - b 井戸水からメロンの綱がたぐらるる
  - c 蓑虫の蓑は銀糸の雨も編む

<裁判所の判断>

1. 無断改変による著作者人格権の侵害、名誉棄損に基づく損害賠償請求について著作権の同一性保持権を規定する著作権法二〇条は、民法九二条にいう「公ノ秩序ニ関セサル規定」、すなわち任意規定であると解される。

さらに、本件において控訴人が本件各俳句を投稿するに当たり、添削をした上で採用されることを拒む旨の意思を表明したとの事情はうかがわれないから、民法九二条にいう「当事者カ之ニ依ル意思ヲ有セルモノト認ムヘキトキ」に当たると認められる。

そうすると、本件各俳句を添削し改変した行為は、右のような俳句界における事実たる慣習に従ったものであり、許容されるところであって、違法な無断改変と評価することはできないから、本訴請求のうち、本件各俳句の無断改変による著作者人格権侵害及び名誉棄損をいう損害賠償請求は、理由がない。

2. 著作権侵害による損害賠償請求、著作権使用料の請求について

本件各俳句につき添削したことをもって違法な無断改変であったと評価することができないことは説示のとおりであるところ、添削された本件各俳句（本件各入選句）の本件雑誌への掲載は、俳句界における事実たる慣習及び本件雑誌の性格に照らし、控訴人の投稿行為により当然同意されていたものと認めるべきであるから、その掲載が広い意味で被控訴人会社の経済活動の目的に使用されたとしても、そのことに何ら違法性はなく、控訴人の本件各入選句の本件雑誌への掲載が著作権侵害であるとの主張は失当であり、これに基づく損害賠償請求は理由がない。

また、本件雑誌の「入選句」欄の投稿句応募要領には、投句された句を入選句として掲載するについて、投句者に著作権使用料を支払う旨の記載はないことが認められる。

さらに、右各書証によれば、本件雑誌は、俳句の初心者や中級者に対して句作の指導を行うことを目的とした雑誌であり、その中の「入選句」欄も、同様の目的を有することが認められるから、黙示にも投句者に著作権使用料を支払う旨の合意がされたと認めることはできない。

したがって、控訴人の著作権使用料の支払を求める請求は、理由がない。

<参考>民法第92条（任意規定と異なる慣習）

「法令中の公の秩序に関しない規定と異なる慣習がある場合において、法律行為の当事

者がその慣習による意思を有しているものと認められるときは、その慣習に従う。」

民法上のルール of 優先順位としては、「強行規定＞当事者の意思表示＞慣習＞任意規定」ということになる。

本条における「その慣習による意思を有しているものと認められる」とは、積極的にその意思を表示している必要はない。

この点は、「慣習による意思を有していない」という反対の意思を表示しない限りは、「慣習による意思を有している」ものと推定される（大審院判決大正3年10月27日、大審院判決大正10年6月2日）。

（巽 正吾）

Q4：氏名表示権に関し、氏名は表示してあれば良いのか？

A： 著作者は、その著作物の原作品に、又はその著作物の公衆への提供若しくは提示に際し、その実名若しくは変名を著作者名として表示し、又は著作者名を表示しないこととする権利を有する（19条1項）。

事例：「ドルフィン・ブルー」事件 東京地判平成11年3月26日判時1694号  
＜事実関係概要＞

原告（H. M.）は、撮影した写真を「Dolphin Blue ドルフィン・ブルー」と題するCD-ROMソフトに収録・販売していたところ、被告（毎日コミュニケーションズ）がその発行する月刊情報誌「CD-ROM Fan」の平成七年一〇月号に、原告の「Dolphin Blue」から写真合計34点を複製・掲載して発売したことが、本件写真についての著作権（複製権）および著作者人格権（氏名表示権および同一性保持権）を侵害するものとして、損害賠償が認容された。

＜裁判所の判断＞

1. 本件写真の著作物性について判断する。

本件写真は原告が自然の中に生息している野性のイルカを被写体として撮影した写真であること、原告は、本件写真を撮影するに当たり、自らの撮影意図に応じて構図を決め、シャッターチャンスをつかえて撮影を行ったこと、以上の事実が認められ、これらの事実を証拠（検甲一）によって認められる本件写真の映像とを併せて考えると、本件写真は、原告の思想又は感情を創作的に表現したものとして著作物性を有するものと認められる。

したがって、原告は、本件写真について著作権及び著作者人格権を有する。

2. 被告らが本件写真を掲載した本件雑誌を発売したことが原告の有する氏名表示権を侵害するかどうかについて判断する。

本件雑誌に、「D o l p h i n B l u e」のジャケットの写真等が掲載されていることが認められるが、証拠によると、右ジャケットの写真には「水口博也」という同ジャケットに印刷された文字が見えるものと認められる。また、本件記事には他のCD-ROMのジャケットの写真も掲載されていることが認められるが、証拠によると、その中には、ジャケットには撮影者の氏名が印刷されていないため、写真の著作者が誰であるか分からないものがあることが認められる。

認定の事実によると、本件雑誌のジャケット上の「水口博也」の氏名は、ジャケットの写真の一部として出ているものであり、著作者の氏名を表示するものとして記載されているものではないと認められるから、ジャケット上の「水口博也」の氏名が見えるからといって、被告らが本件写真を本件雑誌に掲載して公衆に提供するに際して、原告の氏名を表示したとは認められない。

そして、弁論の全趣旨を総合すると、被告らは、本件写真を本件雑誌に掲載して公衆に提供するに際して、原告の氏名を表示しなかったものと認められるから、被告らが本件写真を掲載した本件雑誌を販売したことは、原告が本件写真について有する氏名表示権を侵害する。

(複製権及び同一性保持権については省略)

(巽 正吾)

Q 5 : 法人が著作者人格権を有するのか？

法人が著作者人格権侵害による侵害の停止等を行えるのか？

A : 職務上作成する著作物の著作者は、別段の定めがない限り、その法人等とする(15条1項)。著作者は著作者人格権を有する(18条、19条、20条)。

著作者は、侵害の停止又は予防等を請求することができる(著112条、民709条)。

著作者は、名誉若しくは声望を回復するために適切な措置を請求することができる(115条)。

事例：SMA Pインタビュー記事事件

東京地判平成10年10月29日判時1658号

<事実関係概要>

被告らが出版し販売した被告書籍は、原告らが著作した雑誌の記事を複製又は翻案したものであり、原告らの著作権(複製権、翻案権)及び著作者人格権(同一性保持権、氏名表示権)を侵害すると主張して、被告書籍の複製等の差止め及び廃棄、謝罪広告並びに損害賠償を求めている事案である。

## <裁判所の判断>

### 1. 著作物人格権の侵害の有無

被告書籍中には、原告記事を複製し又は翻案した記述があるのにもかかわらず、著作者として原告出版社らの名称が表示されていない。

したがって、被告らは、原告出版社らの氏名表示権（著作権法一九条一項）をも侵害したものである。

また、被告らは、原告記事を複製又は翻案するに際して、別紙六「対照表」記載のとおり、原告記事の表現に変更、切除その他の改変を加えているから、原告記事のうち当該部分についての原告出版社らの同一性保持権（著作権法二〇条一項）を侵害したものと認められる。

被告らが被告書籍を出版した行為は、原告出版社らの著作権及び著作者人格権を侵害するから、原告出版社らは被告らに対し、侵害行為の停止及び予防を求めることができる。

### 2. 損害賠償

著作者人格権侵害による損害につき検討すると、本件における著作者である原告出版社らはいずれも法人であり格別の精神的損害を被ったとは認められないこと、著作権侵害と著作者人格権侵害が同一の行為により生じたものであるところ、右侵害行為による著作権侵害の損害につき前記のとおり賠償請求を認容していることに照らすと、原告出版社らの受けた損害の回復のためには著作権侵害による損害賠償を認めれば十分であり、これに加えて著作者人格権侵害による損害賠償を認めるまでもないと解するのが相当である。

### 3. 名誉回復の措置

著作者は、故意又は過失によりその著作者人格権を侵害した者に対し、著作者の名誉若しくは声望を回復するために、適当な措置を請求することができ（著作権法一一五条）、この「適当な措置」には謝罪広告の掲載が含まれるが、右の「名誉若しくは声望」とは、著作者がその名声、信用等の人格的価値について社会から受ける客観的な評価、すなわち社会的名誉声望を指すものであって、人が自分自身の人格的価値について有する主観的な評価、すなわち名誉感情を含むものではないと解される。

これを本件についてみるに、被告書籍が出版されたことによって原告出版社らに対する社会的な名誉が毀損されたことをうかがわせる証拠はないから、その名誉声望を回復するために、謝罪広告を掲載することが必要であるとは認められない。

## <参考>

「法人に著作者人格権を認める実質的な理由は、従業者に著作者人格権を帰属させると、使用者である法人が当該著作物を自由に改変できなくなるので、そのような事態を防ぐという消極的なものにすぎないであろう。

・・・

法人に著作者人格権が発生するのは解釈上やむを得ぬとしても、法人としては他の者が著作者人格権を持たなければよい、つまり防衛的な意味合いが強いのであるから、その趣旨から法人が積極的に著作者人格権を行使することに対してはできる限り限定的に解釈すべきであろう。例えば、損害賠償請求については特別な考慮をすることも考えられる。」（中山信弘「著作権法」（有斐閣，2010年，368頁））

（巽 正吾）

Q 6 : 他人の著作物の一部分を素材として利用しても同一性保持権の侵害となるか？  
A : 著作物を素材として利用することにより改変すれば、思想又は感情の改変をもたらし同一性保持権を侵害する（20条1項）。

事例：本多勝一反論権事件上告審 最判平10・7・17判時1651号56頁

<事実関係概要>

上告人の著作物について被上告人B1の執筆、公表した評論が上告人の名誉を毀損するものであるとして、上告人が被上告人らに対して損害賠償等を請求するものであり、前提となる事実関係の概要は、次のとおりである。

上告人は、昭和五二年一二月に株式会社D新聞社から発行された「ベトナムはどうなっているのか？」と題する書籍を執筆し、その一七六ないし一七八頁において、「二人の集団”焼身自殺”事件」との見出しの下に、「去年の六月一二日」にカントーでベトナムの僧尼が焼死した事件（以下「本件焼死事件」という。）が墮落・退廃した僧侶の無理心中事件であるなどとするベトナム愛国仏教会副会長E師の談話の紹介等を内容とする記述（以下「本件著作部分」という。）をした。

被上告人B1は、被上告人株式会社B2発行の月刊雑誌「諸君！」昭和五六年五月号に、「今こそ『ベトナムに平和を』」と題する評論を執筆し、その五八ないし六三頁において、本件焼死事件はベトナム政府の宗教政策に抗議する集団自殺であったとした上、本件著作部分に関する上告人の執筆姿勢を批判する内容の記述（以下「本件評論部分」という。）をした。

<裁判所の判断>

著作権法二〇条に規定する著作者が著作物の同一性を保持する権利（以下「同一性保持権」という。）を侵害する行為とは、他人の著作物における表現形式上の本質的な特徴を維持しつつその外面的な表現形式に改変を加える行為をいい、他人の著作物を素材として利用しても、その表現形式上の本質的な特徴を感得させないような態様においてこれを利用する行為は、原著作物の同一性保持権を侵害しないと解すべきである（昭和

五一年（オ）第九二三号同五五年三月二八日第三小法廷判決・民集三四卷三号二四四頁参照）。

これを本件について見ると、被上告人B 1が執筆した本件評論部分の中段部分冒頭の三行は、前記のとおり、上告人の本件著作部分の内容を要約して紹介するものとして適切を欠くものであるが、本件著作部分の内容の一部をわずか三行に要約したものにすぎず、三八行にわたる本件著作部分における表現形式上の本質的な特徴を感得させる性質のものではないから、本件著作部分に関する上告人の同一性保持権を侵害するものでないことは明らかである。また、論旨は被上告人B 1により本件著作部分の改ざん引用及び恣意的引用がされたというが、その趣旨は、いずれも、本件著作部分がE師の談話をそのまま掲載したものであるにもかかわらず、被上告人B 1によりこれが上告人自身の判断であるかのように利用されたというものであって、その外面的な表現形式における改変をいうものではない。

したがって、被上告人B 1の行為が上告人の本件著作部分に関する同一性保持権を侵害しないとした原審の判断は、結論において是認することができる。論旨は、独自の見解に立って原判決を非難するものであって、採用することができない。

（巽 正吾）

Q 7： 共同著作の場合、氏名表示順序は問題にならないか？

A： 著作者は、その著作物の原作品に、又はその著作物の公衆への提供若しくは提示に際し、その実名若しくは変名を著作者名として表示し、又は著作者名を表示しないこととする権利を有する（19条1項）。

事例：氏名順事件 東京地裁 平成8・7・30判時1596号85頁

<裁判所の判断>

論文においては第一人者かそれ以外の共著者かは、評価その他の点で大きな違いがあること、第一著者がその研究の責任と権利をもっていることが認められ、承諾なく著作順位を変更することは不法行為を構成する。

<参考>

「氏名の掲載順が大きな意味を有する場合もあるが、共同著作物である以上はその順が正当でないとしても氏名表示権の問題ではなく、不法行為の問題となりうるにすぎないだろう。」（中山信弘「著作権法」（有斐閣，2010年，380頁））

（巽 正吾）

Q 8. 私はある画家から絵画を購入しました。その後、その絵画が無断で掲載された書籍が売られていることを知りました。その書籍に掲載されている絵画は、私が絵画を購入する前に撮影されたようです。絵画は私のものなので何とか書籍の販売をやめさせることはできませんか？

A 絵画を撮影して書籍に掲載する行為は、美術の著作物（10条1項4号）の複製に当たるため、複製権（21条）の侵害に該当します。

しかし、絵画の所有者は、原作品の所有権を有するにとどまりますので、原作品の複製物である書籍の販売行為をやめさせることはできないと考えます。

ただし、絵画の所有者が絵画についての複製権についても画家から譲り受けているのであれば、書籍の販売をやめさせることもできる可能性があります。

<本件のテーマ>有体物と無体物

参考として、顔真卿自書建中告身帖事件（最判昭59.1.20）があります。

**事件の概要** Y（唐代の書家の作品の写真乾板を有する者）が、これを用いて書籍を出版した行為について、この作品を所有するX（書道博物館）の所有権を侵害するか？

**具体的事実** X（書道博物館）は、Aから唐代の書家（顔真卿）の真蹟である自書建中告身帖（本件原作品）を譲り受けた。Bは、それ以前、Aから、本件原作品の写真の撮影と、その複製物の製作・頒布の許諾を受けた。Y（出版社）は、その後、Bの相続人Cから、上記写真乾板を譲り受け、昭和55年8月30日、これを用いて本件原作品の複製物を含む書籍を出版した。Xは、Yに対し、上記出版は、本件原作品の所有権を侵害するものであるとして、書籍の販売差止め及び書籍中の本件原作品の複製部分の廃棄を求めて提訴した。第1審は、「所有者が、有体物を離れて無体物である美術の著作物自体を排他的に支配し、使用収益することができる訳ではない」と判断してXの請求を棄却した。原審も、同様の判断をして、Xの控訴を棄却した。Xが上告。

**判決** 上告棄却。美術の著作物の原作品は、それ自体有体物であるが、同時に無体物である美術の著作物を体現しているものというべきところ、所有権は有体物をその客体とする権利であるから、美術の著作物の原作品に対する所有権は、その有体物の面に対する排他的支配権能であるにとどまり、無体物である美術の著作物自体を直接排他的に支配する権能ではないと解するのが相当である。

（中山英明）

Q 9. 私は自ら曲を作り、その曲をCDに焼いて個人で販売していたところ、そのCDを買った人から、私の曲がある国の曲にそっくりだと言われたのですが、このままC

Dの販売を続けても大丈夫でしょうか？

A. そっくりだと言われた曲を聞いたことがなく、CDの曲を自ら作曲したのであれば、著作権侵害に問われることはありませんので、CDの販売を続けても大丈夫です。

#### ＜本件のテーマ＞偶然の暗合

参考として、ワン・レイニー・ナイト・イン・トーキョー事件（最判昭59.9.7）があります。

**事件の概要** 既存の著作物（楽曲）と同一性のある作品が作成されても、既存の著作物に依拠して再製されたものでないときは（偶然似ていた場合）、著作権侵害となるか？

**具体的事実** Xは、米国の作曲家が1933年（昭和8年）に作曲（発行）した楽曲（A曲）の著作権の一時（期限付き）譲渡を受けた者である。A曲は、同年（昭和8年）作成の米国映画の主題歌にも使用され、米国ではある程度知られていたが、日本では、昭和35年、A曲の一部（a曲）がレコード化されたものの、昭和38年に至るまで、音楽の専門家又は愛好家であれば、誰でも知っていたというわけではなかった。Y1は、昭和38年6月までに「ワン・レイニー・ナイト・イン・トーキョー」（B曲）を作曲し、これを公表した。Y1は、放送局の演出部長を務め、昭和38年までにB曲のほか約10曲を公表している。Y2はB曲の著作権を譲り受け、これを出版した。

a曲とB曲は、移調して比較すると、第1～第3動機のうち、かなりの数の音が同一であり、両曲の演奏を聴くと、似ているような印象を受ける。もっとも、第1動機は、短調の旋律としては珍しい形ではなく、第3動機は、短調の曲中、移調する場合のトランジションとしてよく使われるものである。

Xは、Y1・Y2に対し、著作権の侵害を理由に損害賠償を請求した。

第1審は、両曲を比較し、上記のとおり認定した上で、同一性が認められないと判断し、Xの請求を棄却した。原審は、両曲の間に同一性が認められたとしても、既存の著作物の存在、内容を知らずに独自に作成した場合には、これを知らなかったことに過失があるか否かを問うまでもなく、著作権の侵害とはならないとした上で、Y1がB曲を作成する前にA曲に接した蓋然性が大きいとはいえ、B曲は、a曲を知らなければ作成できない程にはa曲に類似しておらず、B曲がA曲の改作物とは認められないと判断して、控訴を棄却した。Xが上告。

**判決** 上告棄却。著作物の複製とは、……その複製をしたことにはあらず、……既存の著作物に接する機会がなく、従って、その存在、内容を知らなかった者は、これを知らなかったことにつき過失があると否とにかかわらず、既存の著作物に依拠した作品を再製するに由ないものであるから、既存の著作物と同一性のある作品を完成しても、これにより著作権侵害の責に任じなければならないものではない。

控訴審の認定した事実（上記具体的事実参照）によれば、Y1においてB曲の作曲前

現にA曲に接していたことは勿論、A曲に接する機会があったことも推認し難く、B曲をもってA曲に依拠して作曲されたA曲の複製物と断ずることはできない。

(中山英明)

Q10. 通信衛星放送サービスにおいて、音楽を中心としたラジオ番組（多チャンネル）を、デジタル信号により有料で公衆に送信していた事例で、音楽データを送信する前にサーバに一時蓄積する行為等が、レコード制作者の著作隣接権を侵害しますか？

A. 本件番組における音楽データの保有サーバへの蓄積は、一時的なものといえるものであり、また、放送のためのものといえますので、著作権法102条1項によって準用される同法44条1項における「放送のための一時的な録音」に当たるものと認められます。よって、レコード制作者の著作隣接権を侵害しません。

<本件のテーマ>複製権（一時的蓄積）

上記のQ&Aは、スターデジオ事件（東京地判平12.5.16）の事例です。

**具体的事実** Xらは、レコード制作者であり、Yらは、通信衛星放送サービスを利用して音楽番組を提供している。Yらは、Xらの製作したレコード（CD）を、①アナログ再生したものをデジタル信号に変換し、②圧縮した上、保有サーバへ送信、蓄積し、③番組を編成した上、④送出サーバへ送信、蓄積し、⑤多重化、スクランブル加工、符号化などの信号処理を施した上、衛星を通じて公衆に送信し、⑥受信者は、受信チューナにおいて信号処理が行われる間、RAMに信号が蓄積されていた。

Yらの提供する番組は、音楽のジャンルにより異なる多数のチャンネルを設けて、各チャンネルにおいて、同一の曲目のセットを多数回繰り返し送信するものであり、受信者は、あらかじめ放送予定の情報を得ることによって、自己の嗜好に応じた曲を、都合のよい時に、聴取した録音機器によってMDにデジタル録音する受信者が相当数いた。

Xらは、Yらの上記②、⑦（⑦についてもYらの行為と主張する）の行為が複製権を侵害し、受信者らの上記⑧が複製権を侵害し、これをYらが教唆もしくは幫助していると主張し、デジタル信号による公衆送信の差止め、Xらの製作したレコードの音源を収録した媒体の作成の差止め、同媒体の廃棄を求めるとともに、損害賠償請求をした。

**判決** 請求棄却。本件番組における音楽データの保有サーバへの蓄積は、その運用の実態に照らし、それがいずれ消去されることが予定されたシステムの下における蓄積であるという意味において『一時的』なものといえるものであり、また、具体的な放送に通常必要とされる範囲内において行われるものであるから、著作権法102条1項によって準用される同法44条1項における『放送のための一時的な録音』に当たるもの

と認められる。

(中山英明)

Q11. 振付家の許諾なく、同振付家の振り付けたダンスをテレビで踊ると、著作権侵害となりますか？

A. ダンスの振付けは舞踊の著作物に相当し、著作者は振付家になりますので、その振付けを振付家に無断でテレビ放送すると、振付家の著作権（公衆送信権）を侵害することになります。

<本件のテーマ>上演権侵害の主体

参考として、バレエ作品振付け著作権事件（東京地判平10.11.20）があります。

**事件の概要** 振付家の許諾なく、同振付家の振り付けたバレエ作品を上演することが、著作権（上演権）の侵害となり、当該上演の主催者が、上演権侵害の主体となりうるか？

**具体的事実** 振付家であるXは、バレエ作品である第1作品および第2作品について、いずれも振付けを行った者であり、この両作品（本件両作品）について、著作権を有している。Yは、海外からの音楽家の招聘などを業とする会社であるところ、ロシアのAバレエ団から、公演の演目を記載したファクシミリの送付を受けたが、その中には、ダンサーB、C、Dにより、本件両作品を上演することが記載されていた。しかしながら、Y代表者は、B（Aバレエ団の副芸術監督でもある）とXの関係が悪いことを知悉しており、本件両作品の上演について、Xの許諾が得られることはないと考えていたため、Aバレエ団のゼネラルマネージャーEに対し、一連の演目のうち本件両作品を、他の作品と差し替えるよう求めた。また、実際に、Aバレエ団は、上演の許諾を依頼したX著作権アジア圏代理人財団を通じ、Xが許諾を拒絶したことを知らされた。ところが、Aバレエ団は、Yに対し、Xに許諾を拒絶された旨を伝える一方で、本件両作品に代わる演目を具体的に示さず、結局、日本公演において、Bは、「Bによるソロ」という演目名で、第1作品を演じ、CとDは、第2作品を演じた（本件上演）。その際、Yは、Eの指示に基づき、本件両作品についてのみ、他の演目とは異なって、プログラムにおいて振付者名を表示しなかった。そこで、Xは、Yに対し、著作権および著作者人格権侵害を理由とする損害賠償及び謝罪広告の掲載を求める訴訟を提起した。

**判決** 一部認容。舞踊の著作物の上演の主体は、実際に舞踊を演じたダンサーB、C、Dに限られず、当該上演を管理し、当該上演による営業上の利益を収受する者Yも、舞踊の著作物の上演の主体であり、著作権又は著作者人格権の侵害の主体となり得るというべきである。

なお、著作権法が保護している舞踊の著作物とは舞踊家により行われる「踊り」ではなく「振付け」のことであり、著作権者は振付家である。本件においては、本件両作品において、Xの思想・感情の創作的表現がされ、その著作権がXに帰属することは問題がなかったようである。

(中山英明)

Q12. 私はリサイクルショップで中古ゲームソフトを購入し、十分に遊んだ後、これを再びリサイクルショップに売却しました。しかしながら、中古ゲームソフトとはいえ、中古ゲームソフトの著作権はゲームメーカーにあるのだから、このように中古ゲームソフトを売買する行為はそもそも適法なのでしょうか？

A. 本件では中古ゲームソフト自体はゲームソフトという著作物の複製物に該当し、ゲームメーカーが有する著作権のうち頒布権の侵害に該当するか否かが問題となります。しかしながら、中古ゲームソフトの売買においては、著作物の複製物を公衆に譲渡する権利は、いったん適法に譲渡されたことにより消尽すると考えられており、当該複製物を公衆に譲渡する行為は適法といえます。

<本件のテーマ>頒布権

参考として、中古ゲームソフト事件上告審（最判平14.4.25）があります。

**事件の概要** 家庭用ゲーム機に用いられる映画の著作物の複製物を公衆に譲渡する権利は、いったん適法に譲渡された複製物について消尽し、その効力は、当該複製物を公衆に提示することを目的としないで再譲渡する行為に及ぶか？

**具体的事実** Xらは、家庭用テレビゲーム機用ソフトウェア（本件各ゲームソフト）の各著作権者である。Yらは、Xらを発売元として適法に販売され、小売店を介して需要者に購入され、遊技に供された本件各ゲームソフトを購入者から買い入れて、中古品として販売している。第1審は、本件各ゲームソフトについての頒布権は消尽しない、としてXらの請求を認容した。原審は、本件各ゲームソフトについての頒布権は消尽する、としてXらの請求を棄却した。Xらは、原審の判断を不服として上告受理申立てをし、上告が受理された。

**判決** 上告棄却。当審は、BBS並行輸入事件（最判平9.7.1）を判例として、著作物又はその著作物を譲渡する場合にも、原則として妥当するといふべきであると判断した。

著作権法26条は、映画の著作物についての頒布権が消尽するか否かについて、何らの定めもしていない以上、消尽の有無は、専ら解釈にゆだねられていると解される。そして、本件のように公衆に提示することを目的としない家庭用テレビゲーム機に用いられる映画の著作物の複製物の譲渡については、市場における商品の円滑な流通を

確保するなどの観点から、当該著作物の複製物を公衆に譲渡する権利は、いったん適法に譲渡されたことにより、その目的を達成したもものとして消尽し、もはや著作権の効力は、当該複製物を公衆に譲渡する行為には及ばないものと解すべきである。

(中山英明)

Q 13. ある有名な歌手が作詞作曲した曲の歌詞の一節が、マンガのフレーズを盗作したのではないかが争われた事件がありました。意図的に盗作をしたということが事実であれば問題とは思いますが、過去にそのマンガを読んだときの記憶が頭の片隅に残っていて、作詞をするに際して、そのフレーズが頭に浮かんできたような場合でも問題となるのでしょうか？

A. この場合、問題となったフレーズの内容にもよりますが、マンガに依拠して盗作をしたという事実が証明できなければ、著作権侵害に問うことは困難と思われます。また、依拠した事実が証明できたとしても、類似していると判断されるかどうかは別であり、問題となることは少ないと思われます。

<本件のテーマ> 翻案権（言語の著作物の翻案の意義）

参考として、江差追分事件（最判平13.6.28）があります。

**事件の概要** テレビ番組のナレーションが、ノンフィクション書籍（言語の著作物）に依拠して創作され、同一性を有するとした場合、翻案に当たるか？

**具体的事実** Xは、江差追分に関するノンフィクション「北の波濤に唄う」と題する書籍（本件著作物）の著作者であり、Y1はテレビ番組制作者（NHK）、Y2はNHK函館放送局副部長で、「ほっかいどうスペシャル・遙かなるユーラシアの歌声ー江差追分のルーツを求めて」（本件番組）の現場責任者であった。Xは、本件番組は、本件著作物の著作権（翻案権と放送権）、著作者人格権等を侵害するものであるとして、損害賠償等を請求した。第1審と原審は、本件番組のナレーションは、本件著作物のプロローグの翻案に当たるとして、一部請求を認めた。Yらが上告受理申立て。

特に問題とされた箇所を以下に対比して示す。

本件著作物（プロローグ）	本件番組（ナレーション）
その江差が、9月の2日間だけ、とつぜん幻のようにはなやかな1年の絶頂を迎える。日本じゅうの追分自慢を一堂に集めて、江差追分全国大会が開かれるのだ。町は生気をとりも	9月、その江差が、年に一度、かつての賑わいを取り戻します。民謡、江差追分の全国大会が開かれるのです。大会の3日間、町

どし、かつての栄華が甦ったような一陣の熱風が吹き抜けていく。	は一気に活気づきます。
--------------------------------	-------------

**判決** 破棄自判（Xの請求棄却）。既存の著作物に依拠して創作された著作物が、思想、感情若しくはアイデア、事実若しくは事件など表現それ自体でない部分又は表現上の創作性がない部分において、既存の著作物と同一性を有するに過ぎない場合には、翻案には当たらない。現在の江差町が最もにぎわうのが江差追分全国大会の時であるとすることが江差町民の一般的な考え方とは異なるものでXに特有の認識ないしアイデアであるとしても、その認識自体は著作権法上保護されるべき表現ではなく、本件ナレーションは、本件プロローグを翻案したものとはいえない。

（中山英明）

Q 1 4. インターネット上で写真をダウンロードし、自分のパソコンで写真の一部を加工したものをフェイスブックで使用しようと考えています。パロディとして使用する分には問題ないと思うのですが、いかがでしょうか？

A. まず、写真に著作権が存在していないかを確認する必要があります。次に、自分ではパロディと思っけていても、著作権者から見ればパロディと思わない場合もありますので、それらの点に十分注意して使用上問題ないかどうかを確認するようにしてください。

<本件のテーマ> 写真の改変（モンタージュ写真）

参考として、パロディ事件第1次上告審判決（最判昭55.3.28）があります。

**事件の概要** 他人（山岳写真家）が著作した写真を改変して利用することによりモンタージュ写真を作成して発行した場合、著作者人格権侵害に当たるか？

**具体的事実** Xは、自ら撮影したカラー写真を写真集などに発表していた。Yは、X写真の一部を切り取り、雪の斜面上に巨大なスノータイヤの写真を合成し、白黒写真として複製したモンタージュ写真を、Xの氏名を表示しないで、写真集や雑誌に発表した。Xは、Yの行為が、X写真についての複製権（著作権）と同一性保持権（著作者人格権）を侵害するものとして、損害賠償の支払いを謝罪広告の掲載を求めて提訴した。

Yは、著作権侵害の主張に対し引用（旧著作権法30条1項2号）を主張したが、第1審は、著作権と著作者人格権の侵害を認めて、Xの請求を全部認容し、Yが控訴した。原審で、Xは、著作権侵害（偽作）の主張を撤回したが、原審は、引用の主張について判断し、原著作物を引用する程度、態様が、Yの著作の目的からみて必要かつ妥当であり、原著作者の受忍限度の範囲内であるとして、第1審判決を取り消し、Xの

請求を棄却した。Xが上告。

**判決** 破棄差戻し。引用にあたるというためには、引用を含む著作物の表現形式上、引用して利用する側の著作物と、引用されて利用される側の著作物とを明瞭に区別して認識することができ、かつ、右両著作物の間に前者が主、後者が従の関係があると認められる場合でなければならないというべきであり、引用される側の著作物の著作人権を侵害するような態様とする引用は認められない。本件モンタージュ写真から本件写真における本質的な特徴自体を直接感得することは十分できる（Y写真に取り込まれたX写真の部分が従たるものとして引用されているということとはできない）ものである。そうすると、Yのした上記のような本件写真の利用は、Xが本件写真の著作人として保有する本件写真についての同一性保持権を侵害する改変であるといわなければならない。

（中山英明）

Q 1 5. 美術論文の補足図版として他人の著作物である絵画を複製し、これを収録した美術書籍を頒布する行為は、著作権法32条1項の「引用」に当たりますか？

A. 美術論文の補足図版自体が鑑賞性を有する図版として、独立性を有するものである場合、「引用」には当たらないと考えます。

<本件のテーマ>引用

上記のQ&Aは、藤田嗣治絵画複製事件（東京高判昭60.10.17）の事例です。

**具体的事実** Yは、その発行する「原色現代日本の美術第7巻近代洋画の展開」と題する書籍（本件書籍）に収録された美術史家Aの論文「近代洋画の展開」の補足図版として使用するため、本件書籍に故レオナールフジタ（フランス国籍、日本名藤田嗣治）の著作物である12点の絵画（本件絵画）を複製して掲載した。フジタの相続人（妻）であるXは、フジタの著作物に係る著作権を相続により取得したところ、Yの上記行為が複製権侵害に当たると主張して、本件絵画の複製、本件書籍の頒布の差止め、本件絵画を撮影したフィルム等の廃棄及び損害賠償等を求めた。これに対し、Yは、引用（著作権法32条1項）の抗弁などを主張した。原審は、引用の抗弁を排斥し、Xの差止め及び廃棄請求を認容し、損害賠償請求を一部認容した。そこでYが控訴。

**判決** 原判決変更（損害賠償額を減額）。引用著作物が言語著作物であり、被引用著作物が美術著作物である場合には、読者の一般的観念に照らして、美術著作物が、言語著作物の記述に対する理解を補足し、あるいは右記述の例証ないし参考資料として右記述の把握に資することができるように構成されているというような付従的性質のもの以外ではないときに限り、両著作物の間に著作権法32条1項にいう「引用」に当たるための要件である主従関係があると解するのが相当である。美術全集への絵

画の複製物の掲載につき、右絵画の複製物は、これを引用して利用する美術史論文の理解を補足し、同論文の参考資料としてその記述を把握しうるように構成されている側面は存するが、そのような付従的性質のものであるに止まらず、それ自体鑑賞性を有する図版として、独立性を有するから、右掲載は著作権法32条1項にいう「引用」に当たらない。

このように本判決は、引用に当たる要件を詳細に判示した点に特徴があるが、その当否については、近時疑問が呈される状況にある。近時、著作権法32条1項の要件として明文で規定されている公正な慣行に合致する場合で、かつ、引用の目的上正当な範囲内で行われるものである場合に該当するか否かをストレートに判断する方向性が示されている。

(中山英明)

## 著作権Q & A（著作権の制限）

注：以下の設問に対する回答は、いずれも設問と類似の事件についての裁判所の判断の主要部分を紹介しており、一般的論点については余り論じていないことをお断りします。

Q 1. ハードディスクレコーダーのメーカーが、その親機をユーザーにレンタルして日本国内のメーカー管理の保管場所に設置し、その親機に対応する子機をユーザーに貸与又は譲渡することにより、当該ユーザーにインターネットを通じてその子機から親機に日本国内でテレビ放送される放送番組の録画を指示させて、親機がその指示どおり自動的に録画するとともに、インターネットを通じて子機にこれを送信し、ユーザーがこれを複製及び視聴をすることができるサービスを無償で提供することは、当該放送番組の著作権を侵害しますか？

A 類似の案件（ロクラクⅡ事件）について裁判で争われたことがあります。設問のような放送番組の複製サービス提供業者に対して、放送局が、放送番組についての複製権を侵害すると主張したのに対し、業者は、番組はユーザーが複製しているもので業者が複製しているのではないと争いました。第一審（侵害）と控訴審（非侵害）は判断が分かれましたが、最高裁判所は、「サービス提供者は、単に複製を容易にするための環境等を整備しているにとどまらず、その管理、支配下において、放送を受信して複製機器に対して放送番組等に係る情報を入力するという、複製機器を用いた放送番組等の複製の実現における枢要な行為をしており、複製時におけるサービス提供者の上記各行為がなければ、当該サービスの利用者が録画の指示をしても、放送番組等の複製をすることはおよそ不可能なのであり、サービス提供者を複製の主体というに十分であるからである。」として、サービス提供業者の行為が放送番組についての放送局の複製権を侵害すると判断しました（最高裁判所平成23年1月20日判決。裁判所ホームページ判決集）。

著作物は「個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用すること（以下『私的使用』という。）を目的とするときは、次に掲げる場合を除き、その使用する者が複製することができる。」（§30I）とされています。この規定によって、私的使用をする者が自ら複製することが原則的に許されています。例外とされているのは、①店舗に設置されている自動ダビング装置（書面のコピー機を除きます。）を用いる場合、②コピープロテクトを外して又はそれを知って行う場合、③著作権を侵害してインターネット配信された録音又は録画であることを知って行う場合です。今では家庭用のテレビやレコーダーで放送番組の予約録画が簡単に、しかも同時に複数番組の録画が可能になっていますから、他人に録画を依頼する必要がほとんどないと思いますが、それでも、使用者が加入していない有料

放送や受信できない地域の放送番組などでは他人に録画を依頼することがあるかもしれませんが、その場合私的使用の規定の適用があるかどうかの問題になります。大きく2つの問題点(ア)私的使用といえるか、(イ)使用者が複製するといえるかについて検討する必要があります。

(ア)私的使用というには、個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内で使用する場合でなければなりません。一人か、同一家庭内か特定の少人数で同一の目的のグループ(少数の音楽グループなど)などで使用する場合に限られます。

(イ)使用者が複製するというのは、(ア)に該当する場合の私的使用をする者が複製することであって、そうでない者が複製をする場合はこれに該当しません。設問の場合は、この点が問題になります。先に引用した最高裁判所の判決は、この点を問題にしたもので、「複製の主体の判断に当たっては、複製の対象、方法、複製への関与の内容、程度等の諸要素を考慮して、誰が当該著作物の複製をしているといえるかを判断するのが相当である」ということを前提に、結論として「放送番組等の複製物を取得することを可能にするサービスにおいて、サービスを提供する者(以下「サービス提供者」という。)が、その管理、支配下において、テレビアンテナで受信した放送を複製の機能を有する機器(以下「複製機器」という。)に入力していて、当該複製機器に録画の指示がされると放送番組等の複製が自動的に行われる場合には、その録画の指示を当該サービスの利用者がするものであっても、サービス提供者はその複製の主体であると解するのが相当である。」と判断しています。結局、業者は違法な複製をして放送番組の著作権を侵害したことになります。

ちなみに、設問の事案のユーザーは、サービス提供業者の違法な複製による複製物を複製した場合、その複製も違法になります。したがって、(ア)に記載の「限られた範囲」外の単なる友人に依頼して放送番組の録画を依頼したときも、その友人が(自ら使用するのではなく)依頼者の使用のために自らのレコーダーで録画した場合には、§30Iの適用がなく、違法ということになりますので注意が必要です。

(相羽洋一)

Q2. 次のような方法で、顧客から顧客所有の書籍の電子書籍化の依頼を受けて電子書籍を作成して納付する事業は原著作物の著作権を侵害しますか？

- ①利用者が業者に書籍の電子ファイル化を申し込む。
- ②利用者はが業者に書籍を送付する。
- ③業者が書籍をスキャンしやすいように裁断する。
- ④業者が裁断した書籍を業者が管理するスキャナーで読み込み電子ファイル化する。

る。

⑤完成した電子ファイルを利用者がインターネットにより電子ファイルのままダウンロードするか又はDVD等の媒体に記録されたものとして受領する。

A 書籍の内容が著作物であることを前提にします。

書籍をスキャンして電子ファイル化することは、有形的に複製することに当たります。ただ、書籍の所有者が自ら使用するために複製をした場合は、著作権法 § 30 I によって複製権の侵害には当たりません。設問の場合、この複製が自ら使用するためであることは明らかです。そこで、利用者が当該書籍を複製したといえるかどうか問題になります。

これに関して、設問と類似の事案について東京地方裁判所の判決（平成25年9月30日判決。判例時報2212号86頁）があります。消費者が書籍を電子書籍化することを一般に「自炊」と読んでいますが、その自炊を書籍所有者に代わって行うことを業とする自炊代行業者が多数存在しており、マンガや小説の著作者がその著作物の複製である書籍の自炊を代行した業者に対して、自己の著作物の自炊の差止と損害賠償を請求して訴訟を提起したのです（自炊代行事件）。この判決は、Q1で紹介した最高裁判所の判決（平成23年1月20日判決）が示した「複製の主体の判断に当たっては、複製の対象，方法，複製への関与の内容，程度等の諸要素を考慮して，誰が当該著作物の複製をしているといえるかを判断するのが相当である」という基準を引用したうえで、「一連の経過において，複製の対象は利用者が保有する書籍であり，複製の方法は，書籍に印刷された文字，図画を法人被告らが管理するスキャナーで読み込んで電子ファイル化するというものである。電子ファイル化により有形的再製が完成するまでの利用者と法人被告（筆者注：法人の代表者も損害賠償請求の被告とされているため判決では自炊代行を業とした法人を法人被告と称しています。）らの関与の内容，程度等をみると，複製の対象となる書籍を法人被告らに送付するのは利用者であるが，その後の書籍の電子ファイル化という作業に関与しているのは専ら法人被告らであり，利用者は同作業には全く関与していない。以上のとおり，本件における複製は，書籍を電子ファイル化するという点に特色があり，電子ファイル化の作業が複製における枢要な行為というべきであるところ，その枢要な行為をしているのは，法人被告らであって，利用者ではない。」（法人被告とは設問の事案では業者に当たります。）として，利用者が自ら複製したとはいえないと判断しました。複製主体と認められる者が，他人の使用のために複製をすることは § 30 I の適用がないというわけです。

なお、この判決に対して、業者の1社のみが控訴しましたが、知的財産高裁は平成26年10月22日控訴を棄却し、東京地裁の判断を支持しました。その後当該業者は最高裁に上告しています。

(相羽洋一)

Q 3. パロディとして、他人のカラー写真を基に、その一部を省いたうえ、他の部分に別の写真を重ね、これを白黒の写真に複写してモンタージュ（合成）写真を作成することは原写真の著作権や原作者の著作者人格権を侵害しますか？

A 設問に似た事案が訴訟になっています。原写真は、遠方に雪をかぶった山々が左右に連なり、その手前に雪におおわれた広い下り斜面が開けている山岳の風景及び右側の雪の斜面をあたかもスノータイヤの痕跡のようなシユプールを描いて滑降して来た6名のスキーヤーを俯瞰するような位置で撮影した画像で構成された点に特徴があると認められるカラーの写真でしたが、モンタージュ写真作成者は、原写真の撮影者に無断で、その写真の左側のスキーヤーのいない風景部分の一部を省いたものの右上側で右シユプールの起点にあたる雪の斜面上縁に巨大なスノータイヤの写真を右斜面の背後に連なる山々の一部を隠しタイヤの上部が画面の外にはみ出すように重ね、これを白黒の写真に複写して合成写真を作成し、これを雑誌に掲載しました。そこで、原写真の著作者（撮影者）が、著作者人格権としての同一性保持権の侵害だとして損害賠償請求等をしたものです。

原写真の一部を削除してそれに新たな写真の一部を追加したのですから、原写真を翻案したものであり、同一性も失わさせているので、翻案権及び同一性保持権の侵害になると考えられます。そこで、設問のモンタージュ写真の作成が適法かどうかは著作権法 § 30 以下（著作者人格権について § 102 で準用）の権利の制限に関する規定のどれかに該当するかどうか懸かることとなります。

パロディの作成に関しては、これを一定の要件の下で適法としているフランスと異なり、日本の著作権法は全く触れていませんので、パロディであるということだけでは権利制限の対象にはならないと解されています。したがって、権利の制限として可能性があるのは § 32 I の引用ということになります。

引用の要件について、前記の訴訟の第1次上告審の最高裁判所の判決（モンタージュ写真事件。昭和55年3月28日判決。最高裁判所民事判例集34巻3号244頁、判例タイムズ415号100頁）は「引用とは、紹介、参照、論評その他の目的で自己の著作物中に他人の著作物の原則として一部を採録することをいうと解するのが相当であるから、右引用にあたるというためには、引用を含む著作物の表現形式上、引用して利用する側の著作物と、引用されて利用される側の著作物とを明瞭に区別して認識することができ、かつ、右両著作物の間に前者が主、後者が従の関係があると認められる場合でなければならないというべき」だとしています。そして前記の事実関係では「本件モンタージュ写真に取り込み利用されている本件

写真部分は、本件モンタージュ写真の表現形式上前説示のように従たるものとして引用されているということとはできない」として、著作者人格権の侵害を認めています。（この最高裁判決はいろいろな問題点を含んでいて多くの批評が出ていますが、ここでは引用に当たるかどうかについてのみ紹介しました。）

設問のような場合には著作権法の容認する「引用」に該当しないことは、一般的な感覚としても是認できると思います。

（相羽洋一）

Q 4. 休刊又は廃刊となった各雑誌の最終号の表紙、休廃刊に際し出版元等の会社やその編集部、編集長等から読者宛に書かれた挨拶文あるいはイラスト等を集めた書籍を出版することは、これらの挨拶文等の著作権を侵害しますか？

A これも設問と類似の事件が訴訟になっています。いわゆる「ラストメッセージ in 最終号」事件で東京地方裁判所平成7年12月18日判決（判例タイムズ916号206頁）がそれです。事案の概略は次のようです。被告の出版社は、昭和61年から平成5年にかけて廃刊となった、他の出版社の発行していた雑誌合計286誌の編集長等から読者宛への廃刊の挨拶記事やイラスト等を、その表紙とともに電子複写機で複写したうえ写真製版して年度別に纏め、「ラストメッセージ in 最終号」と題した書籍を発行しました。被告は予めこれらの雑誌を発行していた約200社に掲載の承諾を求めましたが、50数社が承諾、20社が拒否、残り約120社が無回答でした。そのため拒否した6社と無回答の4社（対象は合計45誌）とが原告となり、被告を相手に原告らの挨拶記事の複製権の侵害であるとして、被告書籍の発行及び頒布の差止と損害賠償を請求したものです。これに対して被告は、挨拶記事は廃刊等の事実の伝達に過ぎない雑報であって著作物ではない、著作物であるとしてもアメリカ著作権法で認められているフェアユースであり、あるいは単なる引用に過ぎないと争いました。

裁判所は、それぞれの記事が著作物かどうかについて「休廃刊に際し出版元等の会社やその編集部、編集長等から読者宛に書かれたいわば挨拶文であるから、このような性格からすれば、少なくとも当該雑誌は今号限りで休刊又は廃刊となる旨の告知、読者等に対する感謝の念あるいはお詫びの表明、休刊又は廃刊となるのは残念である旨の感情の表明が本件記事の内容となることは常識上当然であり、また、当該雑誌のこれまでの編集方針の骨子、休廃刊後の再発行や新雑誌発行等の予定の説明をすること、同社の関連雑誌を引き続き愛読してほしい旨要望することも営業上当然のことであるから、これら五つの内容をありふれた表現で記述しているにすぎないものは、創作性を欠くものとして著作物であると認めることはできない。」

として7誌の挨拶記事は著作物性を否定し、その余の35誌については「執筆者の個性がそれなりに反映された表現として大なり小なり創作性を備えているものと解され、著作物である」としました。

そして、フェアユースの抗弁については「30条ないし49条に著作権が制限される場合やそのための要件を具体的かつ詳細に定め、それ以上に『フェア・ユース』の法理に相当する一般条項を定めなかったのであるから、著作物の公正な利用のために著作権が制限される場合を右各条所定の場合に限定するものであると認められる。」としてフェアユースの適用の主張を排斥しました。

また引用の抗弁についても「編集物の素材として他人の著作物を採録する行為は、引用に該当する余地はないものと解するのが相当である。即ち、著作権法32条1項の第1文は、『公表された著作物は、引用して利用することができる。』と定めているから、引用した側の著作物の複製等の利用の際に必然的に生ずる引用された著作物の利用に、その引用された著作物の著作権は及ばないことは明らかである。これに対し、同法12条は、(中略)2項において、『前項の規定は、同項の編集物の部分を構成する著作物の著作者の権利に影響を及ぼさない。』と定めているから、(中略)いわゆる編集著作物の複製等の利用の際に必然的に生ずる編集物の部分を構成している素材の利用に、その素材の著作物の著作権が及ぶことを意味することも明らかである。してみると、編集物の素材として他人の著作物を採録する行為を引用にあたるものとして、編集物の複製等の利用の際の素材の著作物の利用に、その著作権が及ばないものとする余地はない」としてこれも認めませんでした。

他人の文章を集めて編集著作物を作成するときは、素材に明らかに著作物性が認められない場合を除いてその著作者の承諾を得ることが不可欠といえます。

(相羽洋一)

Q5. 絵画の鑑定を業とする者が、絵画の所有者である美術商からの依頼に基づき、その絵画の「作品題名」、「作家名」、「寸法」等を記載した鑑定証書を作成し、その裏面に、原画である絵画の面積の約4分の1に縮小したカラーコピーを添付した場合、原画である絵画の著作権を侵害しますか？

A 設問と類似の事件がありました。鑑定書の裏面に著作物である絵画の縮小コピーを添付したことが引用に当るかが争われました。知的財産高裁は、まず複製の成否について、縮小したとしても原絵画と同一性の確認ができるものであり、本件コピーの作製方法及び形式からして、原絵画の内容及び形式を覚知させるに足りるものであるから、原絵画の再製は、その著作権法上の「複製」に該当することが明らかであると認めたとうえで「本件各鑑定証書は、そこに本件各コピーが添付されてい

る本件各絵画が真作であることを証する鑑定書であって、本件各鑑定証書に本件各コピーを添付したのは、その鑑定対象である絵画を特定し、かつ、当該鑑定証書の偽造を防ぐためであるところ、そのためには、一般的にみても、鑑定対象である絵画のカラーコピーを添付することが確実であって、添付の必要性・有用性も認められることに加え、著作物の鑑定業務が適正に行われることは、贋作の存在を排除し、著作物の価値を高め、著作権者等の権利の保護を図ることにもつながるものであることなどを併せ考慮すると、著作物の鑑定のために当該著作物の複製を利用することは、著作権法の規定する引用の目的に含まれるといわなければならない。」とし、さらに「本件各鑑定証書の作製に際して、本件各絵画を複製した本件各コピーを添付することは、その方法ないし態様としてみても、社会通念上、合理的な範囲内にとどまるものといえることができる。」として、適法な引用であると認めました（知的財産高等裁判所平成22年10月13日判決。判例時報2114号174頁）。

鑑定書の意義からみても原著作物の縮小コピーを裏面に添付することは適正な引用に当たると判断は正当だと考えられます。

(相羽洋一)

Q 6. 小学生用国語科検定教科書に掲載されている童話の文章の全部又は一部及びそのイラストの全部又は一部を上段枠内に抜粋して又は一部変更を加えて複製し、下段に上段枠内の文章を題材とした設問と解答欄を設ける形式により、小学生用副教材として小学校において配布することを目的とした「国語テスト」を出版することは原著作物の著作権を侵害しますか？ また、同様にして、国語ドリルや中学入試用問題集として印刷・出版して全国の一般書店を通じて販売することはどうですか？

A 設問の2題についてはいずれも類似の事案が裁判で争われました。

前者は、教科書に掲載された複数の著作物の各原著作者が国語テストを製作販売した複数の出版社に対して、各著作物の複製権の侵害並びに各原著作者の著作者人格権（同一性保持権及び氏名表示権）の侵害だとしてその発行・販売等の差止と損害賠償を請求したものです。出版社は国語テストへの掲載は「引用」あるいは「試験問題」としての複製であり、複製権の侵害も著作者人格権の侵害もないと争いました。東京地裁は、引用の該当性については、設問など引用する側の著作物と引用された著作物とは明白に区別できるとしたうえで、両者の主従の関係について「設問は、本件各著作物に表現された思想、感情等の理解を問うものであって、上記問題の設定、配列等における被告の創意工夫も、児童に本件各著作物をいかに性格に読みとらせ、それをいかに適格に理解させるかということにあり、本件各著作物の

著作物としての創作性を度外視してはあり得ないものである。（中略）本件国語テストにおける本件各著作物とそれ以外の部分の量的な割合等を総合すると、引用される側の著作物である本件各著作物が『従』であり、引用する側の著作物である本件国語テストが『主』であるという関係が存するという事はできない。」として、著作権の制限としての引用には当たらないと判断しました。さらに「試験問題」に当るかについても、法36条1項によって「著作権者の許諾を要せずに、問題として著作物の複製をすることができる試験又は検定とは、公正な実施のために、試験、検定の問題として利用する著作物が何であるかということ自体を秘密にする必要性があり、それ故に当該著作物の複製について、あらかじめ著作権者の許諾を受けることが困難であるような試験、検定をいうものであって、そのような困難性のないものについては、複製につき著作権者の許諾を不要とする根拠を欠くものであり、同条一項にいう『試験又は検定』に当たらないものと解するのが相当である。」と前提したうえ、「本件国語テストは児童の学習の進捗状況に応じた適宜の段階において、教師が、各児童ごとにその学力の到達度を把握するものとして利用し、本件国語テストの結果（得点）が、教師の児童に対する評価の参考となり得るものであると認められる。（中略）教科書に掲載されている本件各著作物が本件国語テストに利用されることは、当然のこととして予測されるものであるから、本件国語テストについて、いかなる著作物を利用するかということについての秘密性は存在せず、そうすると、そのような秘密性の故に、著作物の複製について、あらかじめ著作権者の許諾を受けることが困難であるような事情が存在するという事もできない。」として「試験又は検定の問題」には当たらないと判断しました。なお、著作者人格権の侵害も認められています（東京地方裁判所平成15年3月28日判決。判例タイムズ1166号223頁）。なお、東京地裁平成18年3月31日判決（判例タイムズ1274号255頁）も同様の事案と結論です。

また、後者については、教科書に掲載された複数の著作物の各原著作者が家庭用教材としての国語ドリル（題材である本件各著作物の一部利用部分を問題文とし、設問部分及び解答ないし解説部分で構成されている。）を製作販売した複数の出版社に対して、各著作物の複製権の侵害並びに各原著作者の著作者人格権（同一性保持権及び氏名表示権）の侵害だとしてその発行・販売等の差止と損害賠償を請求したものです。結論として東京地裁は、「引用」の該当性について前者の場合と同様に「本件各著作物は、設問部分と明瞭に区別して認識することはできるものの、引用される側の著作物である本件各著作物が『従』であり、引用する側の著作物である本件各教材が『主』であるという関係が存するという事はできないから、本件各教材における本件各著作物の複製が、著作権法32条1項所定の引用に当たるといふことはできない。」と判断しました。そして、「試験問題」に当るか否かにつ

いても前者の判決と同様に「試験又は検定の公正な実施のために、その問題としていかなる著作物を利用するかということ自体を秘密にする必要性があり、そのために当該著作物の複製についてあらかじめ著作権者から許諾を受けることが困難である試験又は検定の問題でない限り、著作権法36条1項所定の『試験又は検定の問題』ということとはできない」ことを前提として、本件各教材がいずれも一般書店で販売されている家庭用学習教材であることに照らして「本件各教材は、試験又は検定の公正な実施のために、問題の内容等の事前の漏洩を防ぐ必要があるとは認められず、あらかじめ著作権者の許諾を受けることが困難であるということとはできない。したがって、被告が本件各著作物を本件各教材に複製することが、著作権法36条1項所定の『試験又は検定の問題』としての複製に当たるとはいえない。」と判断し、著作者人格権の侵害も認めました（東京地方裁判所平成16年5月28日判決。判例タイムズ1195号225頁）。

要するに、テスト問題の題材としての原著作物の利用は原則的に「引用」には当らず、また「試験問題」に当る場合は極めて限定的に解釈されていることが明らかとなっています。

(相羽洋一)

Q7. 社交ダンス教室において教習の際にCD等に録音された音楽著作物を再生演奏するのは、その音楽著作物の著作権を侵害しますか？

A 社交ダンス教室においてCDプレイヤー等の録音物再生装置及び関連機器を設置し、これを操作してCD等に録音された管理著作物を含む音楽著作物を再生する方法により演奏し、顧客が社交ダンス教室所属のダンス教師の指導を受けながら音楽に合わせてダンスする形式で授業を行っていることに対して、音楽著作権管理団体が各経営者に対して、管理著作物の演奏権の侵害として演奏の差止と損害賠償等を請求した事案があります。主な争点は、本件演奏が公衆に対する演奏（法22条）に当り演奏権を侵害するかという点と著作権の制限としての非営利の演奏（法38条）といえるかという点でした。

名古屋地裁は、ダンス教室は「ダンス教師の人数及び本件各施設の規模という人的、物的条件が許容する限り、何らの資格や関係を有しない顧客を受講生として迎え入れることができ、このような受講生に対する社交ダンス指導に不可欠な音楽著作物の再生は、組織的、継続的に行われるものであるから、社会通念上、不特定かつ多数の者に対するもの、すなわち、公衆に対するものと評価するのが相当である。」として管理著作物の演奏権の侵害となりうることを前提に、ダンス教室の経営が営利目的であることは明らかであるうえ、「社交ダンスの教授に際して音楽著作物を

演奏することは必要不可欠であり、音楽著作物の演奏を伴わないダンス指導しか行わない社交ダンス教授所が受講生を獲得することはおよそ困難であって、そのような社交ダンス教授所が施設を維持運営できないことは明らかである」として本件各施設における音楽著作物の利用は営利を目的とするものであるとして、非営利の演奏とはいえないと判断して、管理著作物の演奏権の侵害を認めました（名古屋地方裁判所平成15年2月7日判決。判例タイムズ1118号278頁）。なお、控訴審である名古屋高等裁判所平成16年3月4日判決（判例時報1870号123頁）でも演奏権侵害の点は維持されました（損害金は一部時効消滅により減額されています。）。

（相羽洋一）

Q8. カフェレストランの経営者がその店舗において、歌手、楽器奏者及び客に、歌唱と楽器演奏により、他人の音楽著作物の演奏をさせ、これを来店した不特定多数の客に聴かせることは当該音楽著作物の著作権を侵害しますか？

A 設問の事例に似た事案が大阪地方裁判所で争われました。カフェレストランを経営する業者が、歌手、楽器奏者及び客に、歌唱と楽器演奏により、音楽著作物の管理をする団体が著作権を管理する音楽著作物の演奏（いわゆるライブやピアノ演奏）をさせて来店した不特定多数の客に聴かせていることに対して、管理団体が、店舗経営者に対して、演奏行為は管理著作物の著作権（演奏権）を侵害するものであるとして、本件店舗における管理著作物の使用（演奏）の差止め、その演奏に利用される楽器及び音響装置の本件店舗からの撤去と、本件店舗への楽器及び音響装置の搬入の禁止を求めるとともに、上記著作権（演奏権）侵害による不法行為に基づき、管理著作物の使用料相当額及び弁護士費用の損害賠償等を求めました。なおライブ演奏は、経営者が主催するばかりではなく、外部の音楽家が主催することもありました。

訴訟での争点は多々ありましたが、主なものは、経営者の主催ではないライブ演奏について経営者が演奏の主体となるか、各演奏が演奏権の制限となる非営利の演奏に当るかという点でした。

大阪地方裁判所は、客からピアノ演奏に特別の料金を徴収しておらず（ライブ演奏ではチャージを取っていた）、演奏者に演奏料を支払っていなかったとしても、本件店舗はこれらの演奏を売り物にして広告宣伝していたことや、演奏によって醸成された雰囲気を楽しむ客の来集を図り、現にそれによる利益を得ているものと評価できるから本件店舗の経営者の主催する演奏の主体は経営者といえとし、さらに演奏家が主催するライブ演奏についても、それを行うことが本件店舗の基本的営業

方針であり、実際にも本件店舗はちらしを作成してライブの開催を宣伝するほか、チケットの販売、予約の受付等の事務を行い、求めがあった場合の楽器の提供を行うなど、ライブが順調に開催されるための種々の支援も行っているのもあって、ライブ開催に対する被告の関与は決して小さなものではないというべきであるなどとして同様に演奏主体は経営者にあるとしました。そのうえで、いずれの演奏も営利目的ではないとはいえないとして、非営利目的の演奏であることを否定し、演奏権の侵害を認めました（大阪地方裁判所平成19年1月30日判決。判例時報2000号103頁）。これに対して双方が控訴しましたが、大阪高等裁判所は、第三者が主催するライブについて、「プロの演奏者又は後援会からライブ開催の申込みにより行われ、演奏者が自ら曲目の選定を行い、ちらし等を作り、雑誌に掲載して広告し、チケットを作って販売し、ライブチャージを取得するのであって、本件店舗は、従業員が客からのライブチャージ徴収事務を担当し、例外的に予約を受け付けることがある以外、何らの関与もせず、演奏者等から店舗の使用料等を受領せず、演奏者に演奏料も支払われないのであるから、本件店舗は、ライブを管理・支配せず、基本的に、ライブ開催による直接の利益を得ていない。他方、本件店舗のコンセプトに照らすと、本件店舗は、このようなライブを店の営業政策の一環として取り入れ、かかる雰囲気をお客の来集を図って営業上の利益を増大させることを意図していた可能性も否定できないが、（中略）仮に一定程度の利益が生じるとしても、管理著作物の利用主体を肯定することにはならない。そうすると、このような形態のライブで、本件店舗が、演奏を支配・管理し、演奏による営業上の利益の帰属主体であるとはまではいうことができず、管理楽曲の演奏権を侵害したとは認められない。」として経営者の責任はないとし、損害額を減少したほかは、原審の判断を維持しました（大阪高等裁判所平成20年9月17日判決。判例時報2031号132頁）。

営利企業の店舗・事務所で演奏をサービスとする場合（BGMを含む）は、原則として著作権者の演奏権を侵害するものといえますので、注意を要します。

（相羽洋一）

Q9. 他人の著作物である論文を、要約して引用することは、その著作権を侵害しますか？

A 設問によく似た事案として、血液型の研究等をして「『血液型と性格』の社会史」という書籍（原告書籍）を出版した原告が、「小さな悪魔の背中の窪み—血液型・病気・恋愛の真実—」という書籍（被告書籍）を執筆し、出版した被告と出版社に対して、被告書籍が原告書籍の著作権（複製権、翻案権）及び著作者人格権（同

一性保持権、氏名表示権)を侵害したとして、出版社に対し被告書籍の出版等差止を、また、被告らに対し損害賠償の支払及び謝罪広告の掲載を請求した事件があります。

被告書籍には、「『血液型と性格』の関係はなぜ“俗説”なのか……そのなかなか単純ではない歴史」という節(被告書籍該当節)が含まれ、その節の中には、血液型と性格の相関に関する学説等の歴史について触れた部分(被告書籍該当部分)が含まれています。さらに、被告書籍該当部分の前に「『[血液型と性格]の社会史』(松田薫著、河出書房新社)という本を手掛りに、その内容を要約する形で説明してみよう。」との記載が、該当部分の後に「以上が、松田氏の前掲書から私なりにまとめた、大正から昭和初期にかけての“血液型騒動”の顛末である。ちなみに、松田氏の著書は大変な労作で、近々改訂版が出るそうである。一読をお勧めする。」との記載があります。

訴訟での争点はいろいろありますが、主要な争点は、被告書籍該当部分が原告書籍の要約的引用として法32条1項及び43条2号に該当して複製権・翻案権を侵害しないといえるか、法20条2項4号のやむを得ない改変に当たり著作者人格権を侵害しないと言えるか、の点です。

大阪地方裁判所は、まず、原告書籍を読んだことのある一般人が被告書籍該当部分を読めば右部分が原告書籍を要約したものと直接容易に認識できる程度に原告書籍の表現の本質的特徴を具えているものというべきであって、被告書籍該当部分は原告書籍の要約として翻案であると認めるのが相当であるとしたうえ、「引用」の成否については、法32条1項の解釈としても引用が原著作物をそのまま使用する場合に限定されると解すべき根拠はないこと、他人の著作物の全体あるいは相当広い範囲を引用する必要のある場合に、それを原文のまま引用するのでは他人の著作物の全部又は広範な部分の複製を認めることになりその著作権者の権利を侵害する程度が大きくなって、公正な慣行に合致するものとも正当な範囲内のものともいえなくなるおそれがあること、引用して利用しようとする者にとって要約したものを利用すれば足り、全文を引用するまでの必要はない場合があること、原文の一部を省略しながら切れ切れに引用することしか認めないよりも、原文の趣旨に忠実な要約による引用を認める方が妥当であること、要約的引用が現実にも社会的に広く行われていることを理由として、他人の著作物をその趣旨に忠実に要約して引用することも同項により許容されるものと解すべきであるとししました。引用の場合同法43条2号が翻訳のみを規定していることに対しては同号の立法趣旨が念頭に置いている事例とは利用の必要性、著作者の権利侵害の程度を異にするものであり、同条2号には、翻案の一態様である要約によって利用する場合を含むものと解するのが相当であるとしています。

さらに、著作者人格権の侵害に関して、法43条の適用により他人の著作物を翻訳、編曲、変形、翻案して利用することが認められる場合は、他人の著作物を改変して利用することは当然の前提とされているのであるから、著作者人格権の関係でも違法性のないものとするのが前提とされているものと解するのが相当であり、このような場合は、同法20条2項4号所定のやむを得ないと認められる改変として同一性保持権を侵害することにはならないと判断しました（東京地方裁判所平成10年10月30日判決。判例タイムズ991号240頁）。

（相羽洋一）

Q10. 路線バスの車体に描かれた絵画作品の写真を、絵画の作者に無断で幼児向けに自動車の解説を目的とした図書の表紙などに掲載した書籍を出版・販売することは原絵画作品の著作権を侵害しますか？

A この設問に類似の事案が争われました。東京地方裁判所平成13年7月25日判決（判例タイムズ1067号297頁）です。事案の概要は次のとおりです。著名なアウトドアアーティストが車体周囲に絵画を描いた路線バスが横浜市内を走行していましたが、出版社がその写真を撮影して絵本の表紙及び本文に各1枚掲載した「まちなかをはしる はたらくじどうしゃ」という書籍を製作・出版したので、アーティストが出版社を相手に、自己の絵画の著作権を及び著作者人格権（氏名表示権）を侵害したとして損害賠償請求をしたのです。

出版社は、種々の反論をしましたが、主要な争点として、バスの車体に描かれた絵画は、「街路、公園その他の一般公衆に開放されている屋外の場所又は建造物の外壁その他一般公衆の見やすい屋外の場所に恒常的に設置されているもの」であるからこれを利用することができる（§46, 45Ⅱ）と主張し、他方アーティストはその除外事由である「専ら美術の著作物の複製物の販売を目的として複製し、又はその複製物を販売する場合」（§46④）に当たると反論しました。

裁判所は、まず、バスの車体周囲に描かれた絵画（原告作品）が著作物であるかどうかについて、「原告作品を制作するに至った経緯、制作の目的、独特の表現手法に照らすならば、原告作品が、原告の個性が発揮された美術の著作物であることは疑う余地がない。」と著作物であることを認めました。続いて、「街路、公園その他の一般公衆に開放されている屋外の場所又は建造物の外壁その他一般公衆の見やすい屋外の場所に恒常的に設置されているもの」かどうかについて、「一般公衆に開放されている屋外の場所」又は「一般公衆の見やすい屋外の場所」とは、不特定多数の者が見ようとすれば自由に見ることができる広く開放された場所を指すと解するのが相当であるとしたうえ、原告作品が車体に描かれた本件バスは、市営バ

スとして、一般公衆に開放されている屋外の場所である公道を運行するのであるから、原告作品もまた、「一般公衆に開放されている屋外の場所」又は「一般公衆の見やすい屋外の場所」にあるというべきだと判断しました。そして、「恒常的に設置する」とは、社会通念上、ある程度の長期にわたり継続して、不特定多数の者の観覧に供する状態に置くことを指すと解するのが相当であって、原告作品が車体に描かれた本件バスは、特定のイベントのために、ごく短期間のみ運行されるのではなく、他の一般の市営バスと全く同様に、継続的に運行されているのであるから、原告が、公道を定期的に運行することが予定された市営バスの車体に原告作品を描いたことは、正に、美術の著作物を「恒常的に設置した」というべきだと判断しました。必ずしも一定の場所に固定する必要はないという解釈です。

したがって、本件では§ 46④の除外事由に該当しなければその写真を撮影して出版した書籍（被告書籍）に掲載することも許されることとなります。判決は同条同号の除外事由の趣旨について、専ら複製物の販売を目的として複製する行為についてまで著作物の利用を自由にすれば著作権者に対する著しい経済的不利益を与えることになりかねないため定めたものだとしたうえで、「被告書籍は、幼児向けに、写真を用いて、町を走る各種自動車を解説する目的で作られた書籍であり、合計24種類の自動車について、その外観及び役割などが説明されていること、各種自動車の写真を幼児が見ることを通じて、観察力を養い、勉強の基礎になる好奇心を高めるとの幼児教育的観点から監修されていると解されること、表紙及び本文14頁の掲載方法は、右の目的に照らして、格別不自然な態様とはいえないので、本件書籍を見る者は、本文で紹介されている各種自動車の一例として、本件バスが掲載されているとの印象を受けると考えられること等の事情を総合すると、原告作品が描かれた本件バスの写真を被告書籍に掲載し、これを販売することは、『専ら』美術の著作物の複製物の販売を目的として複製し、又はその複製物を販売する行為には、該当しないというべきである」と判断して、前記§ 46④の除外事由には当たらないとしました。

なお、氏名表示権の侵害の成否については、「被告書籍中に、原告作品の著作者氏名の表示はされていない。しかし、前記のとおり、被告書籍における著作物の利用の目的及び態様に照らし、著作者氏名を表示しないことにつき、その利益を害するおそれがないと認められる」として著作者人格権の侵害も否定しました。ただし、判決は§ 48 I③についての解釈は示していません。

(相羽洋一)

Q 1 1. 著名画家の絵画展の主催者が、展覧会の各会場で頒布するため、展示の各絵

画を複製・掲載したカタログを制作して、展覧会開催中の会場において販売することは原絵画の著作権を侵害しますか？

- A 設問に類似の事案で訴訟で争われたのはいくつもありますが、そのうちの一つは「ダリ展事件」と呼ばれる事件で、主催者が「スペインの幻想『ガウディとダリの世界展』」との名称で開催した展覧会で販売するため展示の絵画を複製、掲載したカタログを制作して販売したのに対し、展示の絵画の著作権者がその販売の差止と損害賠償を請求したものです。著作権の侵害の成否に関して主催者は、本件カタログは§47の「観覧者のためにこれらの著作物の解説又は紹介をすることを目的とする小冊子」に当たるから展示絵画の複製を掲載できると主張しましたが、東京地裁は結論として著作権の侵害を認めました（平成9年9月5日判決。判例タイムズ955号243頁）。その理由は次のとおりです。

まず、「観覧者のためにこれらの著作物の解説又は紹介をすることを目的とする小冊子」の解釈として、「著作権法47条に規定する観覧者のために美術の著作物又は写真の著作物の解説又は紹介を目的とする小冊子とは、観覧者のために展示された著作物の解説又は紹介をすることを目的とする小型のカタログ、目録又は図録等を意味するものであり、解説または紹介を目的とするものである以上、内容において著作物の解説が主体になっているか、又は著作物に関する資料的要素が相当にあることを必要とするものと解すべきであり、また、展示された原作品を鑑賞しようとする観覧者のために著作物の解説または紹介をすることを目的とするものであるから、掲載される作品の複製の質が複製自体の鑑賞を目的とするものではなく、展示された原作品と解説又は紹介との対応関係を視覚的に明らかにする程度のものであることを前提としているものと解され、たとえ、観覧者に頒布されるものであっても、紙質、判型、作品の複製態様等からみて、複製された作品の鑑賞用の図書として市場において取引されるものと同様の価値を有するものは、実質的に画集にほかならず、同条所定の小冊子に該当しない。一定の主題の展覧会の機会に、日本全国あるいは世界各国から貸与を受けた作品、個人所蔵の作品等、一般人には日常は接することのできない作品の質の良い複製を掲載したカタログを発行し、観覧者が後日これを鑑賞検討し、原作品を想起するために供することは文化的、学術的には意義のあることであるけれども、そのことをもって市販の観賞用の画集と同様のものを著作権法47条所定の小冊子として複製権が及ばないものとするのは相当でない。」と判示しました。そのうえで、本件カタログについて「本件カタログは、展示作品についての資料的要素が乏しく、掲載された作品の複製を鑑賞することを主眼としていることはその掲載態様から明らかで、本件カタログの紙質、カラー印刷が多いこと、判型、掲載された作品の大きさ等の体裁においても、作品の複製による鑑賞用の画集として市中に販売されるものとなんら遜色がないものということ

ができるから、著作権法47条にいう「小冊子」に当たるものとはいえない。」と判断して§47の小冊子であることを否定しました。

なお、この事案は、著作者のダリが原告に対して一時的に著作権を譲渡したことにより原告が訴訟を提起したのですが、一時的譲渡の効力についても争われ、結論として裁判所は一時的譲渡を認めています。さらに、この事案では、原告は、この展覧会の会場を提供し主催者から委託を受けて本件カタログを販売した百貨店についても§113②のみなし侵害行為の責任を追及しましたが、判決は、百貨店は「情を知って」いたとはいえないとしてその責任を認めませんでした。

ちなみに、カタログと小冊子の問題は、他に東京地裁平成元年10月6日判決(判例タイムズ710号234頁)や同平成10年2月20日判決(判例タイムズ974号204頁)の事件でも争われましたが、いずれも上記と同様カタログは小冊子とは認定されませんでした。

(相羽洋一)

## 著作権Q&A（著作権に関する契約など）

Q 1. 私が創作し、変名で公表された小説について、当該小説の創作に全く関与していない者の実名が登録されていることを発見しました。この実名登録を抹消することは出来ますか？

A 1. 実名登録の抹消を申請することで、当該登録の抹消をすることが出来ますが、注意しなければならないのは、実名登録の抹消は、原則として、実名登録の『申請者』が申請しなければならないということです。つまり、今回の場合には、原則として、『当該小説の創作に全く関与していない者』が、小説の実名登録の抹消を申請する必要があるということになります。もし、『当該小説の創作に全く関与していない者』が、小説の実名登録の抹消を申請することを拒否した場合には、裁判を行うことが必要となります。

＜ 著作権者にも実名の登録の抹消をすることが出来ることを認めた裁判例 ＞  
『フジサンケイグループ事件（東京高判平成9年8月28日）』

### 【判決一部抜粋】

「・・・無名又は変名で公表された著作物について著作者でない者のために実名の登録がされている場合、真の著作者は、その著作者として的人格権に基づき、真実に反する実名の登録の抹消を請求することができるものである。

そして、無名又は変名で公表された著作物の著作権者も、不実の実名登録の抹消登録手続を求めることができるものである。・・・」

（小早川俊一郎）

Q 2. A社出版の雑誌に掲載するため、風景の写真の撮影をA社から依頼されました。私は、風景の写真を複数枚撮影し、撮影した風景の写真全ておよび当該風景の写真のデータ全てをA社へ送付しました。後日、A社出版の雑誌を確認したところ、私が撮影した風景の写真が、記事だけでなく、雑誌の表紙においても掲載されていました。私としては、雑誌の表紙に掲載する予定のものとして依頼を受けていないつもりでしたし、雑誌の表紙に掲載することも許可していませんが、A社の行為は著作権法上問題とはならないのですか？

A 2. 著作権法上、著作物の利用の許諾を得た者は、その許諾に係る範囲内において、その許諾に係る著作物を利用することができます（63条2項）。そして、許諾に係る「範囲外」の著作物の利用は著作権の侵害となります。そのため、撮影された風景の写

真の使用をA社出版の雑誌の記事に掲載する限りにおいて許諾する旨の合意があるということであれば、「表紙」における風景の写真の利用は許諾に係る「範囲外」の利用として著作権侵害に該当すると考えられますが、今回の場合、風景の写真の利用範囲は不明確であると考えられます。著作物の利用範囲が不明確である場合、後述の裁判例で提示されているように発注、受注、契約締結時の状況及び慣行等から当事者の合理的意思解釈を行い、許諾の範囲を決定することになります。

＜ 著作物の利用許諾範囲外の使用であるとして複製権侵害を認めた裁判例 ＞

『イラスト表紙転用事件（東京地裁平成19（ワ）4822号（平成19年11月16日判決）』

**【判決一部抜粋】**

「…発注書には、依頼内容として「折り紙と紙遊びに関するムックのプロセスカット、遊び方のイラスト」の作成との記載がある。…プロセスカットとは、折り紙の作成過程を示すため、折り方についての説明部分に付されるイラストであり、遊び方のイラストとは、完成した折り紙の遊び方を読者に説明するため、折り紙の完成図に付されるイラストであって、いずれのイラストも、書籍の本文中に用いられることが予定されているものであって、当然に表紙にも用いられることが予定されているものとはいえないことが認められ、…本文中のイラストを表紙に使用することが許容されるとの慣行等があると認めることはできない。」

（小早川俊一郎）

著作権法の構成

**著作者の権利（著作権）**

**著作物** 2 I ①、6  
 (例示) 言語の著作物 10 I ① 【例外 10 II】  
 音楽の著作物 10 I ②  
 舞踊、無言劇の著作物 10 I ③  
 美術の著作物 10 I ④、2 II  
 建築の著作物 10 I ⑤  
 地図、図形の著作物 10 I ⑥  
 映画の著作物 10 I ⑦、2 III  
 【権利の目的とならない著作物】 13 ①～④

**著作人** 2 I ②、14  
 法人著作 15  
 映画の著作人・著作権者 16、29、2 I ⑩  
 共同著作物 2 I ⑫

**著作者の権利の内容**

◎**著作者人格権** 17  
 公表権 18  
 氏名表示権 19  
 同一性保持権 20  
 (一身専属性) 59、60

◎**著作権に含まれる権利（著作財産権）** 17  
 ・複製物の作成  
 複製権 21、49、2 I ⑮  
 ・複製物によらない著作物の提示  
 上演権・演奏権 22、2 I ⑯、2 VII  
 上映権 22の2、2 I ⑰  
 公衆送信権・公の伝達権 23 I II、2 I ⑱の2・⑳、㉑の4・㉒の5、2 V  
 口述権 24、2 I ⑲、2 VII  
 展示権 25

・複製物による著作物の提供  
 頒布権 26、2 I ⑲  
 譲渡権 26の2(原作品を含む)  
 貸与権 26の3、2 VIII  
 ・二次的著作物に対する権利  
 翻訳権・翻案権等 27  
 二次的著作物の利用に関する権利 28

**保護期間** 51-58

**第三者による著作権の利用**

**著作権の制限** 30-50 [次頁参照]  
 著作権の譲渡・消滅 61、62  
 著作物の利用の許諾 63  
 裁定による著作物の利用 67-70  
 補償金 71-74(33 II・33の2 II・67 I・67の2 IV・68 I・69)  
 出版権 79-88

**共同著作物等に関する権利の行使** 64-66

**登録** 75-78の2

**実演家等の権利（著作隣接権）**

**著作隣接権** 89、90

●**実演家の権利** 2 I ③、④

◎**実演家人格権**  
 氏名表示権 90の2  
 同一性保持権 90の3  
 (一身専属性) 101の2、101の3

◎**著作隣接権（許諾権）**  
 録音権・録画権 91、2 I ③・④  
 放送権、有線放送権 92、2 I ⑧・⑨の2  
 送信可能化権 92の2、2 I ⑨の5  
 譲渡権 95の2  
 貸与権等 95の3、2 VII

◎**対価請求権**  
 放送の固定物等による放送の使用料 94 II  
 生の実演の放送の有線放送の使用料 94の2  
 CD等の放送等の利用料 95  
 CD等のレンタルの使用料 95の3 III

●**レコード製作者の権利** 2 I ⑤・⑥

◎**著作隣接権（許諾権）**  
 複製権 96、2 I ⑮  
 送信可能化権 96の2、2 I ⑨の5  
 譲渡権 97の2  
 貸与権等 97の3

◎**対価請求権**  
 CD等の放送等の利用料 97  
 CD等のレンタルの使用料 97の3

●**放送事業者の権利** 2 I ⑧・⑨

◎**著作隣接権（許諾権）**  
 複製権 98、2 I ⑮  
 再放送権、有線放送権 99、2 I ⑧・⑨の2  
 送信可能化権 99の2、2 I ⑨の5  
 テレビ放送の公の伝達権 100

●**有線放送事業者の権利**

◎**著作隣接権（許諾権）**  
 複製権 100の2、2 I ⑮  
 放送権、再有線放送権 100の3、2 I ⑧・⑨の2  
 送信可能化権 100の4、2 I ⑨の5  
 有線テレビ放送の公の伝達権 100の5

**保護期間** 101

**第三者による著作隣接権の利用**

**著作隣接権の制限** 102、102の2 [次頁参照]  
 隣接著作権の譲渡・消滅 103  
 実演、レコード、放送、有線放送の利用の許諾 103  
 補償金 102 VI VII(102 V)

**共有に係る著作隣接権等に関する権利の行使** 103

**登録** 104

著作権法の構成

**著作権・著作隣接権の制限（無承諾による利用）**

・私的使用、附随対象著作物の利用等  
 私的使用のための複製 30 I・102 I  
 附随対象著作物としての複製・翻案 30の2 I・102 I  
 附随対象著作物の利用 30の2 II・102 I  
 検討の過程における利用 30の3・102 I  
 技術の開発又は実用化のための試験の用に供するための利用 30の4・102 I

・教育関係  
 検定教科書等への掲載 33  
 拡大教科書やデジタル録音図書等の作成のための複製 33の2・102 III  
 学校教育番組の放送やそのための複製 34  
 教育機関での複製 35 I・102 I  
 教育機関での公衆送信等 35 II・102 I  
 試験問題としての複製・公衆送信 36・102 I

・図書館関係  
 図書館等での複製 31 I・102 I  
 国立国会図書館の所蔵資料の電子化 31 II・102 I  
 国立国会図書館からの図書館資料のインターネット送信 31 III・102 I  
 国立国会図書館からインターネット送信された図書館資料の複製 31 III・102 I  
 国立国会図書館によるインターネット・オンライン資料の収集のための複製 42の4 I・102 I  
 国立国会図書館へのインターネット・オンライン資料の提供のための複製 42の4 II・102 I

・福祉関係  
 点訳のための複製 37 I  
 点訳データの蓄積・送信 37 II  
 視覚障害者等向けの録音図書等による複製・自動公衆送信 37 III・102 I IV  
 聴覚障害者等向けの字幕の作成等 37の2 ①・102 I  
 聴覚障害者等向け貸出し用の字幕入り映像等の作成 37の2 ②・102 I

・報道関係等  
 国等の機関での公開演説等の報道のための利用 40 II  
 時事の事件の報道のための利用 41・102 I

・立法、司法、行政関係  
 裁判手続、立法・行政のための内部資料としての複製 42 I・102 I  
 特許審査、薬事に関する事項などの行政手続のための複製 42 II・102 I  
 情報公開法等に基づく開示等のための利用 42の2・102 I  
 公文書管理法に基づく保存のための利用 42の3 I・102 I  
 公文書管理法等に基づく利用のための利用 42の3 II・102 I

**著作権・著作隣接権の制限による複製物の譲渡** 47の10・102 I III V

**目的外使用等** 49・93 II・102 IX

**私的録音録画補償金** 104の2-104の10(30 II・102 I)

**紛争処理** 105-111

**権利侵害** 112-118

・非営利・無料の場合の上演・演奏・上映・口述・貸与等関係  
 非営利・無料の場合の上演、演奏、上映、口述 38 I  
 非営利・無料の場合の本などの貸与 38 IV・102 I  
 非営利・無料の場合のビデオなどの貸与 38 V  
 非営利・無料の場合の放送番組等の伝達 38 III  
 非営利・無料の場合の放送番組の有線放送 38 II・102 I

・引用、転載関係  
 引用 32 I・102 I  
 行政の広報資料等の転載 32 II・102 I  
 新聞の論説等の転載等 39  
 政治上の演説、裁判での陳述等の利用 40 I

・翻訳、翻案等による利用関係  
 著作物を利用できる場合の翻案等 43(30 I・33 I・34 I・35 [翻訳、編曲、変形、翻案]、31 I ① III・32・36・37 I II・39 I・40 II・41・42 [翻訳]、33の2 I [変形、翻案]、37 III [翻訳、変形、翻案]、37の2 [翻訳、翻案])

・美術品、写真、建築関係  
 美術品等のオリジナルの所有者による展示 45  
 屋外施設的美術品、建築物の利用 46  
 美術展の小冊子の製作 47  
 美術の著作物等の譲渡等の申出に伴う複製等 47の2

・コンピュータ・ネットワーク関係  
 プログラムの所有者による複製など 47の3  
 機器の保守、修理、交換の際の一時的な複製 47の4・102 I  
 ネットワークの送信障害の防止等のための複製 47の5・102 I  
 情報検索サービスの実施のための複製 47の6・102 I  
 情報解析のための複製など 47の7・102 I  
 コンピュータ等を用いた著作物の利用に伴う複製 47の8・102 I  
 情報通信技術を利用した情報提供の準備に必要な情報処理のための複製 47の9・102 I

・放送局、有線放送局関係  
 放送局や有線放送局の一時的な複製 44・102 I  
 放送のための固定 93 I  
 放送のための固定物による放送 94 I  
 実演の放送の送信可能化 102 V  
 39 I・40 I IVによる放送等の送信可能化等 102 VII

**出所の明示** 48  
 ・32・33 I IV・33の2 I・37 I・42・47による複製  
 ・34 I・37 III・37の2・39 I・40 I II・47の2による利用  
 ・32(非複製)・35・36 I・38 I・41・46による利用(慣行あるとき)  
 ・43による翻案等  
 なお102 II(32・37 III・37の2・42・102 III IVによる複製(慣行あるとき))

**罰則** 119-124